

聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）

——三浦澄雄先生にお聞きする——

わが国における法史学の歩み研究会

代表 岩野英夫

- 一 はじめに
- 二 世代論
激変する価値観
時代の流れに翻弄されて
痛感したこと
公職追放
- 三 学生時代
無い無いづくし
マルクス主義
- 四 人生論としてのマルクス主義
マックス・ウエーバー
印象に残る講義など
- 四 研究者への道
吉田道也
歴史好きから法制史へ
ドイツ史への関心
フランス史との違い
ゲルマン時代への関心

聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）

同志社法学 六二巻五号 一四三（一五五七）

聞き書き・わが国における法史学の歩み(八)

当時の研究状況

関学の西洋法史担当者たち

「結論が先にありき」の近代歴史学研究

——当時の研究課題に関係して——

「本当はどうだったんだ」

五 研究の歩み

家の法

社会規範と法

ゲルマンのジツペについて

考古学的にみた家と村落

六 法制史学会のこと

七 留学のこと

留学を目指す

ガリンスキーさんのこと

ゲーティンステイテュート

コンスタンツ中世史研究グループ

フライブルクへ

ゲッティンゲンへ

帰国

二度目の留学

遺跡探訪に明け暮れ

クレッシェルの授業風景の一齣

八 国王自由人学説をめぐって

テオドル・マイヤーとコンスタンツ中世史研究グループ

直居淳

同志社法学 六二巻五号 一四四(一五五八)

国王自由人学説

九 学術交流

十 クレッシェル著『ドイツ法制史』の翻訳をめぐって

十一 サロン風三浦研究会

十二 法制史教育

十三 「聞き書き」を理解するために

トビック(1)…三浦暢子夫人からの聞き取り

トビック(2)…『九州大学五十年史 通史』(昭和四二年)から

トビック(3)…九州大学法律研究会のこと

トビック(4)…三浦先生の学生時代の論文「法制史へのインタ

レスト」の転載

写真

十四 おわりに

一 はじめに

岩野 日本における法史学の歩みを聞き書きのかたちで明らかにする計画をたて、最初に、大竹秀男先生にご登場をいただいたのですが、本日は、三浦先生からお話を伺うことができますことになりました。先生がお話をしやすいように、稲元格さん(近畿大学)、三成賢次さん(大阪大学)、三成美保さん(摂南大学)に参加していただきました。先生にいろいろ質問をされ、先生の記憶の糸をたぐり寄せて下さることを期待しています。

最初に、三浦先生の略歴をご紹介します。

お生まれは、一九三一（昭和六）年一月。一九四三年（昭和一八）年四月台北州立台北第一中学校入学、一九四五（昭和二十）年四月熊本陸軍幼年学校入学、同年十月熊本県立熊本中学校転入学、一九四八（昭和二三）年三月卒業、同年四月福岡高等学校文科甲類入学、一九四九（昭和二四）年三月同第一学年修了。

一九四九（昭和二四）四月九州大学入学、同一九五二（昭和二七）年四月九州大学法学部進学、一九五八（昭和二三）年九州大学法学部卒業、同年四月九州大学大学院法学研究科修士課程入学、一九六〇（三五）年三月同課程修了、同年四月九州大学法学部助手。

一九六三（昭和三八）年三月九州大学法学部助手につき依願退職（任期満了）。同年四月九州大学大学院法学研究科博士課程入学。一九六四（昭和三九）年四月広島大学教養部専任講師。一九六五（昭和四十）年二月広島大学教養部助教、一九七二（昭和四七）年関西学院大学法学部助教、一九七四（昭和四九）年同教授、一九九二（平成四）年関西学院大学を退職、同年四月以降関西学院大学名誉教授。

なお、この企画が、平成一一年度～二二年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)（111620015））によるものであることを申し添えておきます。

二 世代論

激変する価値観

岩野 昭和八（一九三三）年に京大事件が起きますが、それ以降、「ファッショがパーツと日本にやって来た」と末川博先生がおっしゃっています。『日本の法学——回顧と展望——』（日本評論社、昭和二五年）の中でのことですが。三浦先生がお生まれになったのは昭和六年ですから、先生と時代との関係は、先生に物心が段々として行くのと、戦争がしだいに激しさを増して行くのとが並行する、という何ともめぐり合わせの悪いものであったわけですが、この辺りのところからお話しいただけますか。

三浦 世代論を僕に則して言うとは、日本の歴史の中でも、僕らのように最大の激変期に行き合わせた世代はおそらく他にないんじゃないかな。価値観がガラッと変わる経験をしたのは。僕たちは、小学校の頃、「天皇陛下のために死のう」と、本気で信じていたからね。

中学校に入ったのが昭和一八年だから、敗戦二年前でしょ。それから敗戦の年の二十年に熊本陸軍幼年学校に入学。四九期生だった。僕は台湾生まれの台湾育ちなのに、沖繩がとられる直前くらいに日本にやって来て、この陸軍幼稚園みたいな所に入った。

特攻隊を見れば分かるように、兵隊に行くのは死ぬことだ、

と、特に若者はそう思っていた。教育論になるけど、そういうように価値観を洗脳することって、できるんだよね。小学校の時から修身の教育を受けてきたら、それ以外の価値観、それ以外の人生は考えられなくなってしまふ。だから、おそらく、特攻隊の人たちも、人間性を抑えて、「これが俺の人生だ」と何か与えられたまま生きて行く。僕らは小さな子どもだったけど、その点では同じだったような気がする。おそらく一番重要なのは小学校の先生じゃないか。小学校教育が価値観を決定するように思うな。

「天皇陛下のために死のう」というのが、突然、「民主主義」に変わるわけでしょう。日本国憲法ができて民主主義に変わった。それから昭和二五年に朝鮮戦争が始まって、民主主義のモデルであったアメリカ占領軍が、日本に警察予備隊を占領軍命令でつくらせる。戦前、右だったのがバーツと民主化し、そしてまた揺り戻るといふ、実に奇妙な価値観の変遷を経験してきた。

時代の流れに翻弄されて

僕は陸軍幼年学校に行ったけど、行かなかつた連中は、日本全国そうだったように、勉強はなくて、勤労奉仕とか、大都市だと工場労働に駆り立てられる。我々の世代は、一般論として言えば、ものすごく教育を受けていない、勉強していない世代。

もう一つ、そのことを西洋法制史に関係つけて言うと、語学

力についてインフエリオリティがある。もちろん個人差があるから一般的にしか言えないけど、「俺は、語学はためだ」というのが、今でも強くある。中学四年生の時に、二年生の教科書を使っていた。あとは、推して知るべしだ。

価値観の変化に見られる激変は教育制度にはつきり現れていて、僕たちは、「渡ったら、その途端に橋が落ちてしまふ」という世代に属している。小学校の時は「国民学校」という名前で軍国教育を受ける。陸軍幼年学校に入ったら敗戦で、その学校が完全になくなってしまふ。

植民地出身だったけど、その植民地も、それ自体はいいことだけど、消え去ってしまう。僕が行った小学校も中学校（台北第一中学校、四一期生）も現在、台湾のハイスクールになっている。今は植民地を知らない人たちがいて、そういう人に「どこで生まれた」とか聞かれて、「台北で育つた」と言うと、「それにしては日本語がお上手ですね」という言葉が返ってくる。

最後の旧制高校生として高校生になって、さあこれでは大丈夫だ、と思っていたら、一年生に限って新制大学の試験を受ける、ということになり、なんと二年連続して受験。同級生で旧制高校に入らなかった連中は新制高校三年生に切り替えられたのだけど、その連中と一緒に入試を受けたんです。

新制大学に入ってやっと、落ちない橋を渡れるようになったというか、今も続く制度に身を置くことができたということです。兄貴は一年上だけど、旧制のまま大学を出たという、妙な

一線がある。

痛感したこと

それが、各々にどういう影響を与えたか。僕の場合、一つは、「おかしいなと思ったら、ノーと言おう」と、もう一つは、「与えられる価値観は信用しないでおこう。自分で決めよう」と、そう思うようになったな。

岩野 戦争体験が、三浦先生の深層心理の一部を形づくっているということですね。場違いな例になりますが、田中角栄の秘書だった早坂茂三は、秘書になる前は新聞記者だったのですが、戦前には「米英撃滅」の旗振りの先頭に立っていた新聞が、戦後になると手のひらを返して、民主主義、人民第一、「米英礼讃」だと言い出す。まだ子供だったけれども、そのいいかげんさが許せず、どうも、その体験というか怒りが深層心理となり、長ずるにおよんで、「新聞に国を滅ぼさせてはならない」と考えるようになったり、新聞記者の道を選ぶことになったりしたのではないかと、言っています。早川茂三は一九三〇（昭和五）年生まれで、三浦先生と一緒の世代です。

公職追放

稲元 公職追放の方はどうだったですか。

三浦 一九四六（昭和二一）年二月に公職追放令が出されて、大政翼賛会関係者は一度全部追われた。ただし、今度は右旋回

して、その時に、皆、戻っちゃう。

個人的な話になるけど、戦争に負けて、僕は台湾に帰れなくなってしまう。行く先がない。日本には、親類もない。行き場がなくなつた時、吉田安と言う、熊本で弁護士をしていた、親父の友だちが代議士になった。日本進歩党の代議士だったかな。その玄関番にしてみらい、書生になって学校に通わせてもらった。その頃、代議士に対しても審査がある。「戦争中に何をしたか」。その彼が、必要な書類を一生懸命作っていたのを覚えてる。

岩野 まだ占領中のことだから、資格審査をせよと、GHQが命令したんですね。審査に手間がかかって、確か、昭和二十一年一月に予定されていた衆議院選挙が四月までずれ込んだはずです。

三浦 公職追放の時、トップの連中を追い払って、三等重役みたいな次の世代がリーダーになっていたら、教育委員会とか、日本の社会のあちこちが相当変わっていたと思う。日本は敗戦で軍隊が消え、大学紛争で象牙の塔が消えた。だけど官僚は残っている。官僚潰しの時代がないでしょ。あの辺に、全部残っている。岸信介が、総理大臣になれたりしているし。子どもたちや普通の人にとって、公職追放というのは、偉いさんの話、遠いあちらの出来事だった。僕の場合は特殊な例で、実際に、目の前で見ることになったけど。

三成(美) 同じ人が、今までとは全く違うことを平気でやって

いるということですね。

三浦 疑われたら困るから、皆、自分が「いかに民主主義的であったか」を言う。事実、B級、C級戦犯はひどい目に遭っているから、怖かったのだろうな。ただ、戦犯ということでも、確かに、虐待した日本人もいたのは確かだろうけど、食べ物が悪かったということでも訴えられても、それについては日本人も含めて誰にとつても悪かったのだから、責め切れるのだろうか、というケースもあるように思う。

ともかく、戦争をするということは巨大な富を海の中に沈めること。あの頃、僕の親父たちの世代は一生働いて一万円貯める。それで貸家を二、三軒建てて、その上がりで生活する。それが夢だったらしい。戦後、僕が助手になった時の給料がね、その一万何千円。インフレは怖いよ。

三 学生時代

無い無いづくし

三成(美) 陸軍幼年学校と言えば、陸軍士官学校、陸軍大学校へとつながる、陸軍幹部養成の最初の段階の学校ですが、戦争が続いていたら、先生は職業軍人になっていたかもしれないわけですね。東條英機は、確か、陸軍幼年学校から陸軍士官学校、それから陸軍大学校へと進んだはずですが、入学試験はかなり難しかったそうですけど、その難関を突破してやれやれと思っ

ていた途端に、その学校がなくなってしまおうのですが、でも、そうでなかったら、私たちは先生にお会いしていなかったかもしれませぬ。

三浦 そうかもな。

稲元 落ちない橋をやつと渡れるようになってからの、大学の学生生活はどのようなものでしたか。

三浦 我々の学生時代は、新制大学と言つても四月に始まらなかった。入試はあつたけど。授業は、事実上、九月から始まつた。教養部の段階が先ず二年間あつて、選択して学部に入つて行く。教養部の校舎は旧制高校の校舎のまま。先生も全員同じ。テキストまで同じ。そういうグシャグシャな時代の教育しか受けていない。

三成(賢) 授業内容も一緒でしたか。

三浦 先生たちも困っていたみたい。最初は、カリキュラムが何もないんだから。教養部二年の間に何とかカリキュラムを作りながら教育をして、ともかくも我々を学部に進めれば、あとはだいたいやつて行けるだろうみたいな感じ。だから、教育もムチャクチャ。

ムチャクチャな貧しさ

ムチャクチャと言えば、何よりも戦後の貧しさ。金持ちもいたかもしれないけど、普通、学生仲間には金がなかった。幸いにして旧制高校はバンカラで、汚い恰好をするのが誇りだった

から、衣服などが買えない貧しさをカモフラージュできてよかったけど。僕は寮にいたけど、四人が一部屋にいて、マントが一つ、靴が一つ、教室まで裸足で走って行った。

寮の食堂というのは、真つ正直に、配給制度の通りにするわけ。主食も米はほとんどなくて、芋とか、昼飯はプラスチックの皿に、芋が二つコロツと置いてあるだけ。トウモロコシの粉が、かなりしょっちゅう出た。あれは、どんなにやっても団子にならない。それが塩水のような汁の中に入れてある。一応団子に入れて入れたようなんだけど、溶けちゃうわけだ。

やがて、遅配、欠配で配給がなくなると、食堂は閉鎖になる。食えないほど恐ろしいことはない。僕が今でも意地汚いのは、そのせいだと信じているけどな。家内と違う点だけど、僕は、家の米櫃がいつも一杯で、冷蔵庫に物がぎっしり詰まっていなると落ち着かない。家内は、「効率が悪い。買いに行けば売っているのだから、要るだけ入れておけばいい」と言う。その辺に世代の差を感じる。

岩野 この頃の食糧事情の悪さを伝える話の一つは、山口良忠裁判官餓死事件ですよね。昭和二二年ですか。戦後の食料統制違反事件を多く扱っていた山口裁判官が、法を遵守してこそ被告人を裁くことができるという信念から、配給品以外の食料を食べようとしなかつた。ヤミの物資を拒まれた。しかしその配給米もほんのわずか、しかも遅配・欠配は当たり前。仕事の方とはというと、処理すべき事件は山のようにあつて、夜遅くまで

働く。栄養失調になつてしまふ。

三浦 そうだった。僕がまだ高校に入る前に起きたことだけど。本当に、ムチャクチャな貧しさだったな、と思う。友人、先輩を含めて、学問の出来る人間が大学を辞めて行く。一家を養わないといけないから。僕も、家からお金は貰っていない。「自前で食つてた」と威張っていたけど、僕の場合は自分だけ食べられればいいから、何とかなる。一家を支えないといけないのは、辞めて働くしかない。辞めて小学校の先生になつた、今でも付き合っているのがある。

貧しかったことの余波はずつと続いた。僕のことでは、身体を壊して結核になつて、大学を卒業するのが五年間遅れてしまひ、昭和二八（一九五三）年に出るはずが、昭和三三（一九五八）年になつてしまつた。結核はぶり返す。ちよつと風邪引くと、またやつたか、と思う。半年毎にレントゲンをとつて調べて、「あ、いいぞ。空洞が閉じてきた」「また開いたぞ」と繰り返す。「走れば間に合うけど、走るまい。次のにしよう」。そういうマイナスの影響は、今でもあるみたい。これが、我々の世代に一般的な話かな。

マルクス主義

岩野 ほぼ一年前になりますが、山中永之佑先生にお話を伺つたのですが、先生は、戦争が終わつてすぐの頃は、マルクス主義的に語らない教師の講義は学生から「生ぬるい」と批判され

たとか、マルクス主義の本を読んでいない学生は「遅れている」と言われたようです。三浦先生の周りにも、「マルクスの本を読んでいない学生は学生ではない」というような雰囲気があったのでしょうか。

三浦 それは、絶対にあつた。だから、『資本論』読書会が最後の筈みたいに出来た。ちゃんと読んでいるかどうかは別にして。「ドイツ語で読もう」というのもあつた。僕たちは、本当に戦争時代の子どもなんだ。僕が生まれた一九三二(昭和六)年は「満州事変」の年で、それからずっと戦争。我々の世代は、古き良き時代の大正デモクラシーも知らない。

僕が入った福岡高等学校は、寮史を見ると、大正デモクラシーの尾を引いていて、ストライキばかりやっていた高校なのだけど、その伝統を受け継ぐ人たちが愕然とする年がやって来る。入学して来る生徒が皆、丸坊主。伝統派は長髪にして威張っていたのだけど、そこに、「天皇陛下万歳」組が入ってくる。そういう時代に、僕たち世代は生まれているわけ。

学生たちが一番神経を使ったのは、特高、つまり特別高等警察。今では笑い話だけど、「表紙が赤い本を下宿に置いていたら危ない。特高がバツと踏み込んで来る」って言うんだから。そんなわけで、僕が戦後に与謝野晶子の「君、死にたもうことなかれ」を読んで、「どうして捕まらなかったのだろう」と思ったもの。

人生論としてのマルクス主義

一方で、そんな時代に、「いや、こういうのは絶対おかしいよ」と牢屋の中で頑張っていた奴がいた。それの方が影響が強いわけ。マルクス主義というイズムじゃなくて、生き方が若者を捉えたと言えらんじゃないかな。「よし、俺たちの社会を創るぞ。歴史を創るぞ」という気持ちになつて行く。民主主義絶対、というのかな。僕だけじゃなくて、皆、食うものがないのに、すごく明るかった。

しかし、占領軍がやって来て、その統治下で、警察が学生大会を解散させる。集会を開かせない。そうすると、もうアメリカに対する幻想もなくなつてしまう。

マルクス主義の影響というのは、今言つたような人生論的な側面の方にあつたと思う。大学生が学問ばかりやっていた、というのならマルクス主義の学問に対する影響の方を重視して考えないといけないけど、そうではなくて、どう生きるか、ということに関係したものと素朴なものだつたような気がする。

マックス・ウエーバー

三成(賢) 戦前、ウエーバーを読む人たちは多かつたのでしょうか。

三浦 非常に少ない。

稲元 そうすると戦後ですか。

三浦 それもちよつとたつてから。ウエーバーが流行りだし

た、という語弊があるけど、アンチマルクス主義の道具としてという側面が非常に強かった。「私はウェーバーをやつて」と言うのは、「私は赤ではないぞ」ということを裏返した言い方という感じだった。もちろん本当に学問的にウェーバーを研究している人も当然いたけど。

三成(美) 学生は勉強会をしたり、歴史を創るぞという意欲に燃えたりしていたというのですが、教師の方はどうだったのでしょうか。

三浦 どの辺の教師のことかな。例えば中学校の先生たちは、「人間とは、かくもはかないか」と思うほど、クルッと向きを変えた。僕は、そのことを非難するつもりはないし、むしろ同情している。生きていかないといけないから。何かやられることよりは、解放されることの方が気分はよからうし。だけど情けないことこの上ない状況ではあつたな。

僕たちが非常に恵まれていたのは、外地からほとんどインテリたちが帰ってくる、京城大学とか、台北大学とかから。外地の大学もなくなってしまうから、そういうインテリたちから、僕は中学で教わつた。習つた先生はすぐ大学の先生になつて行ったけど。レベルの高い話を聞いたんだなと思う。

教えてもらった英語、数学も全部忘れていくけど、人間的に影響を受けたのは皆、いい先生だったなと思う。思想的な話をしたわけじゃないけど、何でも言わせてくれたなあ、という感じ。「天は」という言葉が出てくると、「天つて何ですか」と質

問できたもの。

三成(美) 三浦先生の学生時代、法学部の学生の進路希望はどのようなものだったのですか。

三浦 一般的だけど、旧帝国大学は最初つくつた時から官僚養成が目的なので、公務員試験を受けるのが旧帝大生の特徴。帝大を出て民間会社に行くのは、駄目な奴か親の跡を継ぐ奴かと思われていた。それは、今と変わらないくらいの比率だった。

岩野 この「聞き書き」シリーズの第一回目は大竹秀男先生へのインタビューだったのですが、このようなことを言つておられます。「司法試験か高等文官試験に合格できないようでは法科の学生とは言えない、自分の専攻が行政だから高文に挑戦してやろうと思つたのです。それから本気で勉強して高文に合格したのですが、高文の試験を受けたのは法科の学生たる証をたてるためだけのことで、合格してもお役人になるつもりはありませんでした」。

三浦 高等試験は行政科試験と司法科試験に分れていたけど、大竹先生は行政科を受験したことだな。今言うキャリアア官僚への登竜門。判事、検事、弁護士を希望する者は司法科試験を受験する。判事、検事になるには合格してから司法官試験に任命され、さらに考試に合格しなくてはならない。弁護士になるには、司法科試験に合格するだけでよかった。高等試験を受けるは行政に行くか法律に行くか、どちらにしても目指していたのは官僚になること。

印象に残る講義など

三成(賢) 先生の学生時代にはどのような先生方がおいでだったのですか。

三浦 僕の学生生活の後半は寝たきりだったので、先生の顔も知らないで試験だけ受けに行くみたいなことだった。なので、学生生活の話といえば前半が中心になってしまふ。サッカーをしていたし、それから研究会をやった。

山中康雄先生が民法でおられたのだけど、すぐ名古屋大学に移られ、九州大学には集中講義で来られた。その山中先生がコミットされていた法社会学論争に影響されて、それで先生の論文集『法の羈束力的権威』(日本評論社、昭和二五年)を読む会として、研究会が始まった。名前は、九州大学法律研究会。研究会を作ったのは僕。隆盛を極めた研究会です。そういう所で勉強して、ガリ版刷りだけど雑誌を出すくらいになった。雑誌の名前は『法学研究』。七号(昭和三十年六月十日発行)から『法律学研究』という名前に変わった。

受けた授業でとても興味があったのは、西洋法制史はもちろんだけど、青山道夫さんの家族法。青山さんは、ご存知の通り、マリノフスキー(B. K. Malinowski 一八八四―一九四二)の影響を受けているから、歴史学的というよりは民族学的というか、原始社会的なアプローチをされる。

近代のものを説明する時、二つの方法がある。歴史的な方法と、現存する未開社会から研究する方法。青山さんの方法につ

いては、学問的にとりう程には強くないかもしれないけれども、案外影響があったなと思う。

僕が授業で聞いた歴史は吉田道也先生の西洋法制史。それから、経済学部で湯村武人さんがおられて「ゲルマン的共同体」のことを講義されていた。文学部には森 祐三さんがおられ、その森さんの西洋史を聞いた。

四 研究者への道

吉田道也

稲元 吉田先生、青山先生などの講義がきっかけで、三浦先生は西洋法制史の研究を思い立たれたのですか。

三浦 何とも言い難いのだけれど、それで道を決めたというのではなくて、何か、「もうやるぞ」とはつきり決めていたみたい。さっき話した研究会のガリ版刷りの雑誌に、「ゲルマン時代のことをやる」って、ゲルマン時代のことばかり書いているから。三成(賢) 大塚史学やマックス・ウェーバーからの影響は、いかがですか。

三浦 はつきり言って、ほとんどないと思う。大塚史学の影響があるのは、僕たちより上の世代ではないかな。例えば一つは思想史的な流れがあって、その中でこれをやる、というのではなくて、「本当はどうだったの」という疑問が最初にあって、じゃそれをやってみようという感じかな。僕は史学史を勉強し

たこともない。史学史に影響されるほど勉強したことがない、と言った方がいいかな。

三成(美) 三浦先生が吉田道也先生のもとで研究したいと話されたとき、吉田先生は何と言われましたか。

三浦 吉田先生は教会法が専門でしょう。僕は宗教なんてさっぱり駄目だし、制度としての教会法についても理解はまだ全然できていなかったし、だからほんと押しかけたという感じ。

大学院に残ろうと思つて、試験を受ける前に吉田先生の所に行つた。先生は講義はされていたけど、学生は誰も来ないだろう、というのでゼミを開いていなかったで、そういう場で自然に希望を伝えることはできなかった。僕が、西洋法制史をやりたいのですが、と相談すると、さかんに止められた。「絶対に飯が食えませぬよ。興味があるなら民法をやりなさい。これだと職があるかもしれない」と。押しかけて、ご迷惑ばかりかける結果になってしまったのじゃないかな。

僕のゼミは刑法だったので、刑罰史に興味を持っていたから、吉田先生に「ゲルマンの刑罰史をやりたい」と話したら、その頃、法制史は私法分野の科目とされていたのだけれども、先生は公法分野の科目としても試験を受けられるようにと変えてくださった。「困つたのが来た」と思われただろうな。一番それ思ったのは、僕自身が弟子を持った時。吉田先生に本当に「どうして残してもらえたのだろう」という気がする。

岩野 吉田先生のことでは、何が特に印象に残っていますか。

三浦 今覚えていいるは、革表紙の史料集、おそらく教会法関係のものだったのだろうと思うけど、それを開いてずっと読んでおられる姿。僕の所に残った田中実(南山大学教授)に原史料主義ということをやアア言ったのだけど、吉田先生のそういう姿に間接的に影響されているのかもしれない。

岩野 吉田先生はどのような内容の講義をされていたのですか。
三浦 ちよつとこれを見てごらん。学生がまとめた吉田先生のガリ版刷り講義ノート「西洋法制史」の一九五六年版。二分冊になっている。ミッタイスを「キッタイス」、栗生教授を「瓜生教授」と筆記している頼りないものだけど。

岩野 「序論」の所で、「独逸公法史をやる」と書いてありますね。「ローマ法と西洋法制史との関係」「西洋法制史の方法論」「法制史の時代区分」について「序論」でふれて、「本論」では、「ゲルマン古代」、「フランク時代」、「中世」、「近世」について講義されています。第一分冊、第二分冊は通し頁になっていて、「あとがき」を入れて八四頁。そのうち「近世」の部分は四頁しかありませんから、講義の最後に軽くふれた、ということのようですね。「序論」が三頁ほど、「ゲルマン時代」が一六頁ほど、「フランク時代」が三九頁ほど、「中世」が二一頁ほど、「あとがき」が一頁ですから、単純計算すると、講義の半分近くが「フランク時代」に割かれていたということになります。

稲元 邦語の参考文献は、世良晃志郎訳・独法制史概論、瓜生教授・論文集、野田良之・仏法概説 上巻(独法と関連)、と

書いてありますね。世良先生のは、ハインリッヒ・ミッタース著『ドイツ法制史概説』（創文社）、野田先生のは『フランス法概論』（有斐閣）ですか。瓜生というのは、三浦先生が言われたように栗生武夫先生でしょう。

三浦 世良先生の翻訳も野田先生の著作も、偶然とはいえ、共に、一九五四年の出版で、吉田先生だけでなく、西洋法制史の講義を当時担当していた人たちには有り難かっただろうな。

三成（賢） 洋書の参考文献は、Heinrich Brunner: Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, Rihard Schröder: Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, Claudius Freiherr von Schwern: Germanische Rechtsgeschichte, Hans Fehr: Deutsche Rechtsgeschichte, Hans Planitz: Germanische Rechtsgeschichte.

三成（美） 吉田先生のご専門の教会法について、講義ノートの中では何か特別なことが書かれていますか。

三成（賢） 教会や教会法については何の言及もない。

三浦 「あとがき」が、いつの時代になっても変わらない、学生の一面を伝えていて面白いだろう。

三成（賢） 読んでみましょうか。「やつと西洋法制史の原稿を今書き終へて、ほっとしました。第一分冊が出ましたので手にしてみました。原稿担当者の不注意から中にはドイツ語もしくはラテン語の部分に誤字がある様ですが、この吉田教授はこの原語を度々用いられますので、他と比較してみています。様、御願ひ申し上げます。

尚試験の範囲は、講義終了後発表されました所によると、中世迄だそうで、近世は入っていませんから佐様御諒承下さい。先生の講義は忠実に記録したつもりですが中には文章の続く具合の悪い所や誤字が入っている事と思ひます。諸兄姉のノートと対照の上御判断下さいませ。

最後に諸兄姉の御奮闘を御祈りします」。

岩野 私の手元には世良先生のものも含めて、何人かの先生の法制史関係の講義ノートがあるのですが、吉田先生のこの講義ノートの出来具合はいい方ですね。先生が何を講義されていたのが、だいたい分りますから。

歴史好きから法制史へ

三成（賢） 先生は学生時代に法社会学に強い関心をお持ちだったとのことですが、その分野の研究を目指されずに西洋法制史を専攻され、加えてゲルマン時代という古い時代を研究対象にされました。素朴な質問ですが、どうしてかなあ、と思うのですが。それと先生はドイツ語よりも先にフランス語を勉強されています。どうしてフランスでないのかな、とも思ったりしています。

三浦 素朴な質問が一番難しい。なぜゲルマンを選んだか、そのもう一つ前になぜドイツを選んだか。さらにもう一つ前になぜ歴史が好きか、ということになるのだろうけど、「なぜ歴史が好きか」と聞かれたら、君たちはどう答える。

体験的に言うと、小学生の頃、昭和一四（一九三九）年かな、吉川英治の『三国志』が毎日新聞に連載され始めた。劉備、関羽、張飛が義兄弟の契りを結ぶ「桃園の誓い」から物語りは始まる。新聞ではまだ読めない先のことを知りたい。親父は割りとは本の好きな男で、親父のお伴をして古本屋回りをするのが小学校の頃から趣味だった。白文で書いた『三国志演義』のあることを知った。それを読みさえすれば、話の先が分かる。劉備が死んだ後、劉禪というダメ息子が出てくる。『三国志演義』を読んだ。そんなことがきつかけかな、と思わんでもない。歴史っていうのは物語だろうし、ヒストリーにパーソナルがつけられ履歴書になる。一人の人間さえ波瀾万丈なのに、束になつて出てくるのは面白いだろう、と思うな。いい答えがあったら教えてほしい。

教養部に二年いて、それから学部を自由に選べた。理科から、経済など文科に行った者は一杯いた。僕は文学部の国史に行くとうとほ決めていたのだけど、林迪廣助教授の一回きりの「法学概論」を聞いて、「この屁理屈面白そうだ」と思ったのが運のツキで、文学部に行くはずだったのが法学部に行くことになってしまった。しかし、歴史好きだけはどうにもならないということで、「法制史」に興味に向かったのだろうな、と思う。

ドイツ史への関心

それから明治維新にはすごく興味があった。日本は経済的に

聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）

「近代化」のコースを進むけど、政治体制は古代に戻りそうなくらの「天皇絶対」に向かうわけでしよう。その二重性が、日本の近代化の一つの特徴だった。近代化のモデルはプロイセンだった。

明治維新以降、先進文化はイギリス、フランスから入ってくる。フランスが幕府を後押し、イギリスが薩長を後押しするという差はあるにしても、『法窓夜話』（穂積陳重著）を見ると、民法典の編纂委員会は何かというところ、コードシヴィル（フランス民法典）をせつせと翻訳する所ではない。フランス民法典に「フランス」と書いてある所を「日本」と書き換えるだけでいい、とか。ただ、困った問題が起るのは、フランスは王様を処刑している。イギリスでも、王権というのはあるけど、その在り方は転々と変わって行く。事実、王様が処刑されていくこともある。

ところが日本は、「天皇絶対」というイデオロギーを基礎にして国家を形成し、しかも近代化、資本主義化を進めたいといけない。やつと分かってくるのは、ヨーロッパに行ってみてから。ドイツで、皇帝がイニシアティブを握って、後進国が近代化して行くというパターンを見つけ出し、「これだ」というので、明治憲法ができるわけですよ。伊藤博文は憲法取調に出かけて、オーストリアでシュタイン（Lorenz von Stein）に学び、「英米仏ノ自由過激論者」の日本での影響を跳ね除け、「大権ヲ不墜ノ大眼目」を得ることができたので「死処」を得た気持ち

同志社法学 六二巻五号 一五五（一五六九）

だと感激している。そんなところで感激されては困るのだけ
ど。

こうした二重構造、例えば戦争に向けては「天皇制」の側面が
強く出てくるし、大正デモクラシーでは「近代化」「資本主義化」
の側面がかなり強く出てくる、そんなところが面白い。「明治
維新は何だったのか。革命なのか、単なるクーデターなのか」。
そんな興味を持っていたので、法制史でやるならドイツを、日
本のモデルだった所をやるとういう、そういう思いがあったよ
うに思う。ドイツを選んだというのはこういうことからかな。

フランス史との違い

フランスは、オリビエ・マルタン (François Olivier Martin)
のフランス法制史を読んでも分かるように、フランスを遡って
行くと、ピヤットとローマに行っちゃうでしょう。イル・ドゥ・
フランス (Île-de-France) というのは、パリ近辺というのいま
さにフランク王国の中心地だった。フランク王国はライン河を
越えて来たフランク族の王国だからゲルマンにつながるはずな
のだけれども、そうっていない。ガローローマに持っていっ
て、ローマにつなぐ。だとすると、僕の手持っているインタレス
トと合わない、これは止めておくしかない。そういうことです。

ゲルマン時代への関心

なぜゲルマン時代なのかだけでも、法社会学の影響が強か

ったからかな。簡単に言えば、社会構造の分らない所を追っ
けて行くのが面白いかな、と思ったのはある。古い時代から始
めて新しい時代へ研究を進めて行く、という思いもあったかも
しれない。

沼沢死体 (Moorleichen) のことで話をするドイツ人は一人
しかいないのだけど、そのケーブラー (Gerhard Köbler) も昔
のことばかりやっている。ただ、彼は、言語学を方法論にして
研究しているので、そうした研究方法、つまり語源を辿って言
語から社会を推論する方法には、僕たちは手を出せない。

ケーブラーがギーセン (Gießen) 大学からインスブルック
(Innsbruck) 大学に移ってからのことだけど、氷河から死体が
出てきたでしょ。写真をすぐ送ってくれた。そして、「何だっ
て昔話をするんだ」と聞くわけ。「昔の方が面白いから。なぜ
か」というとファンタジーレン (phantasieren) できるから」と
言っておいたのだけど。今のこと、現代のことについてファン
タジーレンしたら、すぐ事実で反証されてしまう。昔の場合は、
いろいろな思いつきをファンタジーレンできる。

ついこの間、牧野正憲さんという方から、その人は北欧中世
史が専門のだけど、荒川明久さんという方と二人で、グローブ
(Peter Vilhelm Glob) の著作を翻訳したからといって、『甦る
古代人 デンマークの湿地埋葬』（刀水書房、二〇〇二年）を
もらいました。その人とは研究室で一度会った。

「沼沢死体」がドイツからもデンマークからも出てくる。牧

野さんたちは「湿地遺体」と翻訳している。デンマークでは、発見地にちなんで「トールン人」とか「グラウベール人」とか呼んでいるらしいけど。この死体が、ゲルマン時代に刑罰として沼地に埋められた人間なのかどうか、論争がある。僕はある限定を付けたけど、刑罰の結果だと言えるものがある、と考えている。

しかし、文学部の研究者に強いんだけど、「犠牲だ」、つまり神様に対するお供えだ、という考えがもう一方にある。グロブもその考え方に傾斜している。「犠牲」なのか「刑死」なのか。皆の目の前にある沼沢死体という現物は同じもの。だけどそれにどういふ歴史の意味を読み込むか……、あとはファンタジーレン。それで、答えになっているかな。

岩野 先生は昭和六三(一九八八)年に「沼沢死体(Moorleichen)について」を発表されていますね(『法と政治』第三九巻第二号)。私は、毎年、授業で、先生のこの論文の一部をコピーして資料として配布するのですが、興味を持つ学生が必ず出てきて、出典を正確に教えてほしいとか、論文全部のコピーがほしいとか言われます。学生たちも、古の法文化に想像力が掻き立てられるようです。

三浦 それは、有り難い。

当時の研究状況

三成(美) 先生がご研究を始めたころの西洋法制史研究の

現状はどのようなものだったのでしょうか。

三浦 正直言って、戦争中までというのは、蓄積はほとんどないと言っている。『関西学院大学法学部五十年史』(二〇〇〇年)の基礎法の所に書いたのだけど、その昔の諸々のカリキュラムを見ると、法制史は片手間にやられている。関学では三戸寿先生が来たので、西洋法制史はやっと本格的になったという感じ。

ドイツの大学では、民法をやる時はローマ法をやらなれないけない。そういう実定法の解釈の問題から歴史に入るといふ意味の研究、ローマ法が一番いい例だけど、それは、結構、皆がやっている。歴史学、法制史学という形で法に向かって行くのは、早い話、法制史、限定して西洋法制史ということ言えば、専門の担当者がいるのはほとんど旧帝国大学だけと言ってもいいくらい。私立大学でも例外はあるけれど。この人たちは、仕事をするのが本当に大変だったと思う。世良晃志郎さんあたりまでは万能でしょう。あの人たちはスーパーマンなもの。何でもやっています。

中世研究の状況が垣間見られるわけだけど、高等学校にいた時、東京大学の西洋史の入試に「中世は暗黒時代か」という問題が出たとひとしきり噂になった。それは、「中世は真つ暗だつたというのをおかしいぞ」という芽がようやく出てきたことの反映だった。

関学の西洋法史担当者たち

三戸 寿

岩野 三戸先生は関学について来られたのですか。

三浦 一九三七（昭和一二）年に講師で赴任したのかな。一九〇八（明治四一）年の生まれだから、その時は二九歳。三戸さんが担当した科目は「法制史」という名称だったけど、水戸さんはローマ法とドイツ法史を研究していたから、講義内容は西洋法史だった。

「法制史」のほかに、「法思想史」「ラテン語」「民事訴訟法」も担当していた。

稲元 「民事訴訟法」もですか。

三浦 ドイツの大学なら普通のことだけど、三戸さんの場合は、もちろん三戸さんが多才だったということでもあるのだけど、時代からいって教授陣が不足していた面もあったんじゃないかな。

三成（美） 三戸先生は、確か、東北大学のご出身だと記憶しているのですが。

三浦 東北帝国大学の法文学部を出て、卒業後、副手になって、栗生武夫の下で六年間ローマ法を研究している。

『五十年史』の関係で三戸さんの業績を改めて調べて思ったのは、西洋法史の開拓者たちが、わずかな人数で広範な領域を研究対象にし、苦闘しながら、学問的に高いレベルを維持している偉大さ。唯ただ感嘆するのみ。すごい、の一語に尽きるな。

赤井 節

三成（賢） 三戸先生のと西洋法史を担当されたのが赤井節先生ですか。

三浦 そういうこと。三戸さんが金沢大学に移るのが一九五七（昭和三二）年で、赤井さんが助教教授で赴任したのは一九五九（昭和三四）年。一九六五（昭和四〇）年に教授になるのだけど、その翌年、四〇歳の若さで亡くなってしまふ。それなのに、業績は多く、研究の幅も広い。特にヘブライ法の研究は、赤井さんが開拓者なんじゃないかな。敬虔なクリスチャンであったことが、この方面の研究に関心を向けさせたのだと思う。

稲元 赤井先生は京都大学の出身で、大阪市立大学の法学部でポストを得たはずですが。

三浦 そう、京都大学法学部を卒業してから、二年間、特別研究生になり、その後、大阪市立大学の法文学部に助手で行っている。

稲元 赤井先生のあとを引き継いで、関学の「西洋法史」の専任担当者になられたのが三浦先生ということになるのですね。

三浦 そういうこと。赴任したのは、一九七二（昭和四七）年。

田中周友

岩野 赤井先生が亡くなられてから三浦先生が赴任されるまでに間があいていますし、三戸先生が金沢に行かれ、赤井先生が見えられるまでも間がありますが、その間はどなたが「西洋

「法史」を教えていたのですか。

三浦 だいたい田中周友さん。柴田光蔵さんが来たこともある。田中さんは学部、大学院の「西洋法史」を担当している。そもそも、田中さんには、一九五二（二七）年、関学で大学院基礎法学専攻が設立されたあと一九八八（昭和六三）年までずっと「ローマ法」を担当していて、一九六三（昭和三八）年からは「ラテン語原典講読」も併せて担当している。

岩野 いつでしかか、赤井伸之さん、赤井節先生の甥で、関西学院大学を出て、今は聖泉大学にいるあの赤井さんから、田中先生や柴田先生の授業に出た、という話を聞いたことがあります。田中先生は西洋法制史の授業では、先生の著作『世界法史概説』をテキストにされたそうです。柴田先生の西洋法制史の授業も聴講したそうです。ただ、柴田先生はローマ法が専門ですから、授業の本身はローマ法だったとのことですが。

大学院時代にも田中先生の教えを受けたそうですが、「ラテン語原典講読」では、『ラテン語小文典』（呉茂一・泉木吉著、岩波書店）を使った音読と和訳から始まり、その後は先生が用意したプリント教材を使つての授業に進んだそうです。

「結論が先にありき」の近代歴史学研究

——当時の研究課題に関係して——

三成(美) 三浦先生は研究を始めた頃、時代が西洋法制史に求めている研究課題は何であると感じておられましたか。

聞き書き・わが国における法史学の歩み(八)

三浦 ドイツの場合は、ナチズムで研究が相当スタスタにされた。最終講義でまとめて話したのだけど、ゲルマン時代の社会像には、すでに最初からいろいろな制約がついている。どういふことかと言うと、市民階級のイデオログたちは、近代的な「自由」「平等」「所有権の絶対」という原則、「それが正しい」と言わないといけない。中世的なイデオロギーから行くといふ人は自由でも平等でもない。生まれた時から階層づけられていくというのが秩序でしょ。「中世秩序」。それをぶち壊そうといふのが市民階級のイデオログの仕事になる。

しかし、「人間は自由で平等だ、所有権は絶対だ」と言うためには、彼らは中世的な古い方法論を借りざるをえない。一番いいのが「神様に頼る」説明。カトリックの中世的なイデオロギーが「人間は階層化されている。それこそが神の定めだ」という言い方を裏返して言うしかないわけ。「天は人の上に人をつくらず」というように、「天」を「神」に置き換えて、ただ言いつばなすことで、古いイデオロギーに対して水掛け論をしかけるしか手がない。

僕はいつも言うんだけど、典型的なのはアメリカカの「独立宣言」。あれを見ると、とても面白いのは「人は自由で平等であつて、こうこうこういう権利を持つている。それは創造主が、クリエイターが、神がそう定めたと我々は信ずる」というのが出だし。僕は学生たちに言うのだけど、「こういう答案は書くな」と。勝手なことを書いておいて、それを論理的に証明せず、

同志社法学 六二巻五号 一五九（一五七三）

「誰かが言っている」という言い方をする。気が咎めるものだから、「と、我々は信ずる」と言う。信じるのは学問じゃない。

神を使う論証、それを精緻にして、例えばトミズム(Thomism)、トマス・アクイナス(Thomas Aquinas)の論理がある。「神の法」があるが、これは我々には見えない。だから、神は我々に見えるように自然法は与えた。これは認識できる。「我々は自然法を通じて神の意思を知ることができる」。これが近代自然法になって出てくるわけ。

僕に言わせれば「自由」「平等」「所有権の絶対」というのは「商品交換」の関係の中からしか説明できない、特殊近代的なものである。それは証明できないので、そういう古い論証方法を使わざるをえなかった。ただ、それだと、どこまでやっても水掛け論だから、何とか科学的に実証してみようという時に出てくるのが近代歴史学です。極端に言えば、歴史学は最初から「ある特定の任務」を負わされている。

ルソーが言う「自然状態」、昔、昔、人がすべて自由で平等な時代があった。ところが王権などというものが出てきて鎖で巻いた。「今、鎖を切っちゃえ。古に帰ろう」と。これはいい加減な古代像ではあるけれども、だけど水掛け論をやめて、科学的な装いをしたもので「自由」「平等」を証明しようとしたら歴史学をやらなさいといけない。自然状態にあった昔、昔を見つけないといけない。結論が先にある。そして、どんどん見つけるわけだ。近代的歴史学が、法制史に限ってもいいけど、や

らないといけないのは「自由で、平等なそういう自然状態を具現した社会像を見つける」こと。この課題に縛られて「本当はどうだったか」という発想は出てこない。

ゲルマン時代に則して言うと、諸々の人々は血縁関係でまともまっとうで、所有権は「私有」でなくて「共有」だった、と古典学説は言う。「自由であった、平等であった」ということを証明する材料は、エンゲルス(Friedrich Engels)の場合もそうだけど、一杯あるでしょう。百数十年前から、「共同体的な村落が見つかった」という報告が一杯ある。方法論としては無茶苦茶もいいところで、つい最近のものから、二、三千年前のものまで、一杯です。そういうところに、近代歴史学というものが最初から負わされた宿命を感じている。

「本当はどうだったんだ」

では、そうした状況を打ち破ろうとすれば、「本当はどうだったんだ」ということが問われていかなければいけない。ドイツを例にとると、古典学説では、例えばグリム(Jacob Grimm)の Deutsche Rechtsaltertümer 中の「ジッペ」の叙述は、版ごとに増えて行く。ジッペというのは、本当はどうだったんだ。北欧が専門のマウラー(Georg von Maurer)にも古典学説を代表させることができると思うけど、彼の「共同体系論」、あの「マルク共同体」はどうなんだとか。クーランジュ(Fustel de Coulanges)あたりを含めて方法的な反省がずっと

あるにはあつて、これではいけないなあ、となつてくる。

しかし、その反省の流れに水をさしたのがナチズムです。ナチズムの場合、正直言つて論理に値しない。日本の場合で言うと「天皇制論」に相通するくらいのもので。滑稽なのは、「自由で平等な社会」をタキトウスの『ゲルマニア』を使って書いていては、ナチス理論にとつて困つたことが一つでてくる。何故なら、ヒトラーの説明ができない。フューラープリンツィプ (Führerprinzip ≡ 指導者原理) がタキトウスからは出てこない。どうしてもフューラープリンツィプを入れないといけない。そこで、貴族や国王の支配というモメントを機軸にしたヘルシャフト (Herrschaft ≡ 支配) 理論、ヘルシャフト説が出てくる。それで、ドイツの歴史学はまた曲がつちやう。そうしたことが繰り返されてきて、「本当はどうだった」というのが、今、やつと出て来ている。

日本ではどうか。戦後、「本当はどうだったんだ」ということを実証していこうということ、我々に最もよく研究の手掛かり与えてくれたのは増田四郎さん。経済史の立場からですが。我々がまだ深めてないものだから、一般西洋史の人も経済史の人も同じ舞台で出て来れる。

あの時代、僕に一番大きな思想的な影響を与えたのはマルクス主義。今みたいに百家争鳴で、いろんな説が並ぶなんて時代じゃなかったから、「天皇制イデオロギー」が壊れた時の対抗物はマルクス主義しかなかった。ただ、『資本論』はあるけど、

マルクス (Karl Marx) やエンゲルスの作品で法に関して書いたものは非常に少ない。

極端な言い方をすると、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』あたりが総括しているくらいのものでしよう。それも一つの典型的な流れをつくっているというよりは、たとえば「共同体時代」はゲルマンで説明し、「奴隸制」はローマで説明する。ヨーロッパ史、人類史で一つの典型を拾つて行くという意味ではいいけど。しかしローマ法についてローマ帝政期より前はどうかたかという流れでないとおかしいのに、それが出て来ない。ゲルマンにしても「それが、その後、どう変わつてきたか」という研究もほとんどなかった。ピョンピョンと飛んで行つてゐる感じ。

日本の場合、天皇制イデオロギー、神話と歴史の混同がなくなつたあと、「本当はどうだったのか」が強く出てくる。日本くらいだな、考古学で掘り返して見つけて行くのは。非常に不幸なことには、ドイツの場合、ヨーロッパの場合、金がないばかりに掘れないという遺跡が一杯ある。

ドイツの不幸はもう一つ加わる。僕が留学した頃、大学紛争だった。それが終わつて、その後の動向を見ていると研究者がどんどん現代に寄つて行く。「古い時代をやつてもしょうがない」という形で。そういうことなので研究の手掛かりが得られない。増田さんが書いたものくらいしかない。その他は拾い集めるしかない。

何か書いているものは、古典学説をそっくりそのまま書いている。ドイツでもそうなので、古典学説はたくさん引いている。

ハインリッヒ・ブルナー（Heinrich Brunner）あたりが、古典学説の集大成と言われる。Deutsche Rechtsgeschichte I、IIを書いただけで亡くなってしまふ。フランク時代までの叙述で終わっている。しかし、「こうこうである」と書いてあることにつけられている注を一つひとつ当たってみたら、びっくりするくらいいぶん後の時代のもをスッと入れている。僕に言わせたなら、はっきり言って、「結論が先にある」としか言いようがない。証明をあとからしている。「おかしいじゃないの」というのが一杯ある。

部分史、たとえば刑罰史を見ても、ヒス（Rudolf His）は古い所をまったく書いていない。その方が良心的だと言えるかもしれないけれども。あとはヴィルダ（Wilhelm Eduard Willda）あたり。そういう類を見ても「証明としてそんなルーズでいいの」と言いたいくらい、先ずは「結論をポンと言っておいて」というのは変わらない。それでも何とか、「これでどうだ」というのをやろうと思ったら「方法論」から考えざるをえない。留学する前、世良さんに相談した時に言われたのだけど、「もう少しちゃんと文字のある時代にならうだ」と。歴史の史は文でしょ。それがなければ先史時代になっちゃう。ただ「そこが面白い」と思ったら、どうしようもない。

五 研究の歩み

家の法

三成（美） 三浦先生は、ゲルマンの刑罰史に関心をお持ちだったとのことですが、最初のご論文は家族法史関係のもので、「ゲルマン時代の婚姻について」（『九大法学』八号、一九六一年）、「ゲルマン時代の略奪婚に関する学説の変化」（『法律学研究』三三三号、一九六四年）、「ゲルマンの夫権について——婚姻の形式と妻の地位——」（『政経論叢』一五巻二号、一九六五年）を発表されています。「ゲルマンのジツベについて」（『史学研究』九六号、一九六六年）がそれに続いています。戦後の家族法の改正や男女平等の流れを意識されたことでしょうか。

三浦 というよりも、社会構造がどうだったのか、ということがずっと頭にあって、その根っこは「家」だと考えていたので、そちらのテーマから始めたということですよ。

話が脱線するけど、戦後直後の頃はものすごく民主主義的だった。子供ながら、高校生ぐらいで、女が男を呼ぶとき、そしてその逆の場合も、名前で呼んでいた。太郎とか花子とか。

社会規範と法

三成（美） 社会構造と言われましたが、発表された作品に即して、先生のご研究の歩みを少しお聞かせいただけますか。

三浦 僕が大きな影響を受けたのは、マルクス主義と法社会学

です。あの頃は法社会学が全盛で、川島武宜さん、戒能通孝さんあたりが筆頭格だった。川島さん、戒能さんに、山中康雄さん、杉之原舜一さんが噛みつくという大論争が『法律時報』に連載された。僕は、そんな時代に、学生だった。

山中さんの「批判者の批判の仕方を批判する」(『法律時報』昭和二五年八月)という言い方が、一時、流行ったけど。一つの考え方として、「規範」というのは「社会規範だ」というのがある。ところが、もう一方で、「法」というのは、それからビックアップされて国家権力が裏打ちし、バックアップしたもので、社会規範とは段階が違うものだ」という考え方があつた。それに対して、戒能さんは、それは言葉の使い方の違いである、団体があつて、その中で一つの規範ができてくるのだ、とエールリッヒ(Eugen Ehrlich)の方法、考え方に似た主張をされる。この場合は、団体を国家に置き換えても家族に置き換えても、どっちも等質なわけ。この時代、学界では、その辺のことで大論争がやられていたというのが、僕の理解です。

そうすると、ある時代の規範を捉えようとしたら、それがザッツ(Satz)になつていて、条文化されている、紙に書かれてあるということであれば、確かにすごく楽になる。しかしながら紙に書かれたレヒツザッツ(Rechtssatz)、ゲゼッツ(Gesetz)というのは、ある時点までのものしか反映できない。それから先は、現実の方がどんどん変わつて行く。しかし、裁判官は「分かりません」と言うわけにはいかない。どうするか。「解釈論」

で条文を拡大解釈したり、反対解釈したり、解釈で法を補うことをやる。エールリッヒによれば、ローマの裁判官はどうしたか。「そこに行つたのだ」「そこにある慣習、ノルム(Norm)を見つけて出して法務官は判決をしたのだ」。規範が紙に書かれている現代においてさえ法社会学が出て来ざるをえなかつた事情がここにある。法社会学論争が行われた頃は、民法の教科書にも、法社会的な前書きが付いていた。

そうすると、我々研究者も、追体験せざるをえない。つまりある社会、特にゲゼッツがない、文字に書かれたものがない社会の場合には、「社会構造」を何とか再現して、「そういう社会状態だったら、こういうノルムができるであろう」とやるしか手がない。そんな関心から、僕が広島大学に行つて書いたのが「社会規範と法」(『広島教養部紀要』IV、一九六七年)。法規、ゲゼッツ、紙に書かれたものがない時代を、法制史を専門としている人間が調べるためにはどうすればいいんだ、ということを書いてある。その時の社会を、まずは追つかけるしかないなと。

ゲルマンのジツペについて

社会構造の最小単位は「家」であろう、ということ、ゲルマン時代の婚姻について」を書いた。本当は、家長権を調べようと思つただけだけど、とても大変で、止めにした。この論文は、実態がどうであつたか、を実証するというよりも、学

説史的な研究です。

それから「ゲルマンの夫権について」と「ゲルマンのジツペについて」を書いた。ジツペ論文は小論です。ちょうどサヴィニー雑誌上で「ジツペ批判」が始まって、それを上手くまとめたのがクレッシェル（Karl Kroeschell）の論文（Die Sippe im germanischen Recht, ZRG, Germ. Ab., Bd. 77, 1960）。石川武さんは、これで古典学説のジツペ理論は最後の止めを刺された、と言っていた。

僕は読んでみて、石川さんの言ったことは当たっていない、と思ったな。最初の家の結び付きというのは「血縁」に拠っているというのはほとんど間違いない。偶然で出来るはずないから。ところが、クレッシェルは、結論的に、「結局、今やジツペは、あばら家の中に納まってしまった」と言い切っている。そうしたら、そのあととはもうそれでお終いじゃないの。親子という繋ぎ目だけで、血縁関係は終わることなのだから。もちろんどこまでを「ジツペ」と呼ぶかは別にして、のことだけだ。

ところが実際には、村落にしてもジツペの延長じゃなかったのかと、僕は考えている。クレッシェルや石川さんの言うようなことだとすると、それじゃゲルマンの連中はなぜ、どういう繋がりで村落をつくり、バグスをつくり、部族をつくったのか、ということが分からなくなってくる。もちろん広がれば広がるほど弱くなる、血縁的繋がりというのは当然に。

古典学説が言っているような、何もかも覆い尽くす「ジツペ概念」は、何も説明していないに等しい。だけど、「ジツペなんか全くない」と言い切ってしまうと、じゃ、一体、バイエルン部族と言っている時に、それは何だということになる。血縁関係のかけらもないとしたら、後はヘルシャフト（支配）関係しか残らない。それは絶対おかしい、と僕は思った。それでちよつと書いた小論だけど、世良さんにはえらく褒められた。

考古学的にみた家と村落

何か確実な手掛かりを探す時、「法典」がないことははっきりしている。紙に書かれたものは、ローマか、ギリシャも含めていいけど、地中海側というか、外から見ただものしかない。でもそれも体系的に信用できるものは『ガリア戦記』、タキトゥスの『ゲルマーニア』くらいしかない。これらはトコトンとやっていくくらい逐条的に検討されて来ている。だけどそれでも、まださっぱり分らない。もう残るのは「考古学」しかないわけ。

「タキトゥスが、こう言っている」ということに合うものが出てきたら、叙述の信用性が増す。そんなことで、僕は、考古学の方にのめり込んで行くことになってしまふ。「考古学的にみた中欧の家と村落」（『法制史研究』三十号、一九八一年）が例えばその関係の論文です。

すでに増田さんが、村落問題で、「古典学説が言っていた中

世の大きな村落は決してゲルマンに繋がるようなものではなく、むしろ領主支配が始まってから、掻き集めて大きくしたものだ」という事実を証明する作品を紹介していた。アレマニエン、簡単に言うとなフライブルク、ハイデルベルク近辺の行列墓地、キリスト教化されて教会墓地に移る前はずっと行列で埋めて行く、それを掘り起こして、副葬品で年代を決めて行く、それである年代に何人いたかが分かって来る、そういうものの紹介です。結論は、「ゲルマンの村は小さかった」ということになる。ただ増田先生が紹介されたものも、考古学の成果そのものではない。

しかし、手を広げて見てみれば見るほど、その頃から現在にかけて、村落遺跡の研究を、考古学はずっとやっている。そういうのをいくつか拾い出してみると非常に面白い。特に北の方は、穀物が採れにくいでしょう。中世でも、収穫ゼロの年はざらにある。だから動物に草を食わせ、人間はその肉を食う。農耕に重点を置けないものだから牧畜に重点を置かざるをえない。牧畜は十九世紀以降のように牧草を植えてそれを食わせるという、農耕と合体するようなものじゃないから、自然に生える草だけが材料ということになる。広い所がないとできない。そうすると人があまり密集していたら、その皆はとも食って行けない。

オランダのものだけど、エツインゲ (Ezinge) と呼ばれる細長い家は、一番最初は、海辺に一戸だけ土盛りした所に来れる

の。その次の段階になると、その家に増築する。それで、家は少し大きくなる。建て増しして行く。やがて建物が何戸かになって行く。ただ家と言っても居住部分はほんの一部で、残りは家畜のための場所。家畜と一緒に住んでいる。その方が暖かい。サイロがないから、家畜を一番だけ残して後は全部殺す。だから保存食の必要が出て来るので塩漬けにしたり、乾燥肉をつくる。そうせいじブルストが美味しいはそのせいだと思う。

シュバルツバルト (Schwarzwald) にあるけど、中世の家がそのまま移築されて博物館になっている。まあ、そんな家で、寒いから暖炉を焚く、その煙を利用して肉をぶらさげて燻製をつくる。中世を通じてあったみたい。

村落遺跡それ自体の紹介も、探したらある。ただ、最近では、そうした遺跡の全体を知ることが出来る、まとまったかたちの紹介が出てくることはないんだけど。ドイツの事情もあって、日本みたいに各大学、研究所ごとの「紀要」がない。法制史ならサヴィニー雑誌に載せる。しかしご存知の通り、いつ出るかわからない。「ゲルマン部」にしても一冊だけだから、いろいろなものが載せられるわけじゃない。

ドイツでは地方史研究が強いので、全体に目配りしている雑誌がなかなかない。地方史研究の雑誌や、趣味に近いような雑誌にまで手を出さないと、状況が分らない。「沼沢死体 Moorleichen について」を書く時、ずいぶん困って、ちょうどドイツにいた岩野君に頼んで文献を探してもらったりした。

そんなことから、個別研究は結構あるな、というのが分かって来た。その結果、「あの頃の村落は非常に小さいものだ」と増田先生が言われたこと、「小村落」説は完全に証明されている。しかし村人がどういう生活をし、どういう生産をし、どういう消費をしたかを明らかにするのは非常に難しい。その辺りの所を、「一緒にやらんといかん」と、三浦弘万さんと話し合っている。二度目の留学の時だけど、僕なりに、いろいろなものを何とか掻き集め、現地を実際に歩き回り、博物館に一杯行き、スライドをたくさん作った。

ケルン市 (Köln) の博物館の館長がフライブルク大学の教授になってやって来た。古代学の専任で、文学部の教授になって移って来た。彼が遺跡、フンデ (Funde 発掘品) を材料にして社会構造を書いている。読んでみてもよく分らないのだけど、彼によると、ケルトのお墓は、土盛りをし、その真ん中に、木を真っ二つに割ってくり抜いたようなものに遺体を収めて入れ、武器を副葬した単葬墓だった。それが火葬になって行く。火葬墓になると、男性用と女性用に分けられる。それは何を意味しているのか。想像するとキリがない。男女差別だったと見るのか、系列というのが何かあるということなのか。事実が分かっているから社会構造を書こう、と彼は努力したが、謎は一杯残ってしまった。

しかも、我々はさらにそれを超えて、「そういう社会ならばどういう規範、ノルムが出てくるか」まで考えないといけない。

簡単に刑罰がどうだったなんて書けなくなる。刑罰史に関係した論文の最初は「ゲルマン時代の刑罰について」（『政経論叢』二一巻五・六号、一九七二年）だけど、広島大学に移ってから書いた。

これが、こういう所までやりました、という僕の今までの仕事についての話だけど、今後、それを継いでくれる人がいたら、専門を問わず、西洋史であろうと経済史であろうと、法制史であろうと、ちよつとでも興味を持っている人がいたら、僕がやってきたことはここまでよ、と言って資料を一切渡したいな。それを使って何かしてくれたい。これは、僕の遺言。

六 法制史学会のこと

稲元 先生が入会された頃の法制史学会はどのような状況でしたか。

三浦 『法制史研究』第一号（一九五一年）あたりから見るといいけど、学会は確か六十人くらいで始まっている。今は会員が六百名に近づいているからものすごい発展だけど。

僕が法制史学会に入ったのは、不正確だけど、昭和三五、三六（一九六〇、一九六一）年だったと思う。今のようにサツと入れない。マスターコース在籍では入れてくれない。ドクターコースに籍をおいているか助手でないか入れなかった。マスターコースを終わったあと、研究者になるとはつきり決めている

連中しか入れてくれない。

僕の場合は、石井良助先生が集中講義で見えた時、呼ばれて、「三浦君、そろそろ学会に入るか」と言われたのを覚えている。あの頃の連中は皆、そうだったと思う。僕の場合は、声をかけられたのが石井良助先生だったということ。

北の方から言うと、林毅、小山貞夫、東京は佐藤篤士、大久保泰甫、石井紫郎、勝田有恒、それに僕とか十人近くがたて続けに入った。入会すると、ものすごく皆さんに喜ばれた時代です。

西洋に絞ってというと、入会者の研究分野がうまく散らばっている、と言われたな。東大の久保正幡先生がそういうように何かに書かれている。僕はゲルマン時代をやる。大久保氏は「部族法典」をやると言っていた。勝田氏がもう少し下がった時代をやる。小山氏はイギリス、林氏は都市法。

三成(賢) 石川 武先生はどうなりますか。

三浦 石川さんは、僕より四歳上だと思ふ。そういうふうに分散している。林氏は頑として都市法をやり、その弟子でここにいる稲元君がリユーベック都市法をやる、そういう形で都市法研究が引き継がれている。

小山氏も、ずっとやってきた。おかしな論文を書くよりも、翻訳の方がずっとためになる、と言って翻訳を始めたらしながら。

佐藤さんは、東大ナシヨナリズムに対抗しようという精神が旺盛だから、翻訳もやったし、頑張った。

あの頃、法制史学会は小さくて人数が少ないから、学会の後が楽しくて。ちょうどいいくらいの兄貴がいる。上山安敏さんとか埴浩さんとか。すごく助かったな。埴さんが亡くなってしまう、シュンとしてしまうのだけど。兄貴分がいると気楽でしょ。何でも言えるし。埴さんは、皆で分担して「部族法典」を一人ひとつずつ訳せ、と言っていた。

関西大学での学会の時だったかな、懇親会で焼き焼が出たんだ、松茸入りの。僕なんかは松茸より肉がいいので、物々交換しようということで皿をもって回ったり。学会に行くと、学問的刺激を受けるのもさることながら、後が楽しかった印象が強い。

当時の学会は厳しくて、入会したら、僕らは「顔見せ興行」と言ってたけど、入会発表をしなきゃいけない。僕は小山さんと一緒に報告をした。僕の司会者が世良晃志郎さんだから、錘々たるものだった。そういう偉い先輩たちとの間に距離がない。その点は、今よりずっとよかった。

岩野 偶然ですね。私の最初の学会報告の時の司会も世良先生でした。報告が始まる前に、世良先生が微笑んで下さったのを今でも覚えてます。昭和四七(一九七二)年の駒沢大学の学会の時です。早世された、私の兄弟子の平松 紘さんが一番目に報告をし、私が二番目でした。

三浦 僕たちの世代で西洋をやっている者には、世良さんから教わったという人が多い。あの人がすごいのは、切れるという

だけじゃない。学会の時しかお会いしないけど、「何々君、何々をもう読んだかね」と聞く。世良さんは読んでるんだ。「知りません」とか答えて。「先生」っていう感じがする。僕たちの抜刷はちゃんと読んでいてくれて、嬉しかった。

ちなみに、田辺繁子先生が我々のマドンナだった。

稲元 初めて学会報告をされたのはいつ頃ですか。

三浦 昭和三七（一九六二）年。場所はどこだと思う。同志社大学。

岩野 そうですか。私が同志社大学にお世話になるおよそ十年前のことですね。

三浦 テーマは、「ゲルマン時代の婚姻締結に関する学説の變化」だったかな。小山さんも、治安判事制の成立について報告をした。

僕が初めて学会に行ったのは大学院に入りたての頃で、昭和三三（一九五八）年の十月。会場は京都大学。「刑罰と国家権力」という共通課題が取り上げられていた。

七 留学のこと

留学を目指す

稲元 先生は、留学された時のお話になると、本当に楽しそうにされるのですが、留学のことをお話いただけますか。

三浦 僕は昭和三三（一九五八）年に九州大学法学部を出て、

その後、修士課程を終わって、助手を三年したところで広島大学の教養部に職があつて行つたわけ。とつても面白い生活が出来ただけど、学問的に言うと、周りに大学の数も少ないし、法制史をやっているのは僕一人。研究会をやるにしても、ドイツ語を読むという点での共通項しかない。だから学問的には孤独感があつた。それだけに、学会に出るのが楽しかったのかもしれない。関西に来るのが夢だった。研究者がゾロツといるじゃない。

「このままじゃ大変だぞ」と思つて、ドイツに行く手はないかなと考えだした。今と違って、文部省の費用で行ける留学の順番はとも回つてこない。戦争中留学が出来なかつた大先生たちからまず留学が始まつた。当時のことだから、船に乗つて行く。我々には、順番はまず絶対に回つてこない。フルブライトの留学制度の場合は順番が来るのが早かつたから、アメリカに行つた連中は割りといふるんだけど。

D A A D (Deutscher Akademischer Austauschdienst ドイツ学術交流会) とフンボルト財団 (Alexander von Humboldt-Stiftung) の留学制度があるというのを誰からとなく聞いたのだけど、フンボルトについては試験はないみたいだし、研究プランと推薦状を出せばいいということしか分からなかつた。推薦状では、ドイツでの行き先の教授のものをもらわないといけないというので、吉田先生に相談したところ、先生は久保先生に相談して下さつたみたいで、「大物の方がいいよ」というこ

となり、久保先生はティーム (Hans Thiene) さんと仲良しなので、「ティームの所はどうだ」ということになる。それで、ティーム先生にいきなり手紙を書いたわけ。「見知らぬ私が突然お手紙を差し上げる失礼をお許し下さい」という文例がちゃんとあった、そんなのを使って書いた。吉田先生はもちろんんだけど、久保先生にも推薦状を書いていたような気がする。世良先生から、「いつそのこと考古学の専門家の所に行ったらどうだ」と言われたのを覚えている。

ガリンスキーさんのこと

そんなこんなで書類を送ったら、「総領事館で面接を受ける」と返事が来たんだ。西日本は大阪、神戸にしか総領事館はない。アポイントメントを取って行くことにしたのだけど、電話で連絡するしか手がない。あの時は泣いたな。身振り手振りは、電話では通じない。学校からかけて。「三浦さんがドイツ語で電話をしている」と後で褒められたけど。

相手は一杯、ドイツ語でしゃべる。これこれ、ということは何言えるのだけど、聞き取れないことが多くて。ドイツ人と話したことがないから。ガリンスキー (Wolfgang Gahrnsky) さんが総領事だった頃だけど、「今、どこかに出張中である。何月何日何時からなら大丈夫だ」というのだけは聞き取れた。それで、神戸の三宮の駅前の新聞会館の所の、鉄の檻みたいなもので入れなくしている領事館に行った。

ガリンスキーさんは満州を含めて日本にも長くいて、結婚しないで、こっちで亡くなった。ものすごくフロイントリッヒ、親切なのよ。「業績で他に書いたものはないか」と聞く、「専門以外のものならある」と言うとなら「全部書け」と言う。それから、その年から「ドイツ人の推薦状、評価書を添付しろ」となった。「日本人の推薦状はドイツでは信用されないんだって。褒めてあるだけでザハリッヒな所が一つもない」とか、いろいろ知恵をつけてもらって。諸々のことをしました。

そんなテンヤワンヤのことがあったのを忘れかけていた頃、昭和四三(一九六八)年秋の学会が金沢大学であった。そこで、吉田先生と前田正治先生がヒソヒソ話をしている。あとで吉田先生に呼ばれて「関西学院大学に行く気はないか」と聞かれた。先生は「広島大学の方が、格が上だよ」と言われる。国立の人はそういう発想がある。僕は関西に行きたくしてしようがない。関西というのは、東京に対する批判精神がある。京大の風土として反抗精神と同時に学問の基礎重視みたいな精神がすごくある。そんなのも好きだったし、日本史の舞台になった所も一杯あるじゃない。それで、「はい、行きます」と言ったら、逆に「もっと、よく考えなさい」と言われて。

学会から帰ったら、フンボルトから採用通知が来ていた。関西にも行きたいけど、ドイツの方に行きたい。すぐ手紙を書いてお断りをして、それであれやこれやをやって。あの頃のドイツは火星より遠かった。お金があるか、大先生であるかなら別

だけで。そういう所に行けるといっただけで舞い上がってしまった。た。

ゲーティンステイテュート

そんなことで憧れのドイツに行ったのだけど、ドイツ語が出来ないというので、まず、四か月、ゲーティンステイテュート (Goethe-Institut) に行きなさい、とフンボルトから言われて、一九六八年の暮れに、ラドルフツェル (Radolfzell) という、ボーデンゼー (Bodensee) の南岸東のほうほんとうの際きまぎの、ジングェン (Singen) という町をちょっと入った所にある町のゲーティンステイテュートに入学して、初級の二のクラスでドイツ語生活が始まった。

そのクラスを終えて中級クラスに行くことになったのだけれども、ラドルフツェルには中級クラスがないので、先生がこのゲーティンステイテュートがいいと選んでくれた、ミュンヘンから南に下ったコッヘル・アム・ゼー (Kochel am See) という、とても綺麗な所にあるゲーテに入った。

その時、広島大学での同僚だった独文の児玉さんがフランクフルトに留学していて、「奥さんにもドイツ語をやらせる方がいいよ。そうでないと、買物の時に通訳としてついていかないといけないから。スーパリーならまだ数字を見て払えばいいけど、美容院の時が困るから、女性の中に入っていけないといけないから」と言ってくれた。それを聞いて、家内を日本から呼

んで、一緒にドイツ語を習った。

コッヘルは避暑地、保養地で、とてもいい所で、湖のほとり。湖から傾斜になっている林の中にゲーテが建っている。窓から外を見ていたら鹿の群れが走って来る。授業なんかより、それを見ていた。

コンスタンツ中世史研究グループ

コッヘルで、そろそろ怠け癖が出て来た時、北大の石川武さんがベルリンに来ていて、「コンスタンツ中世史研究グループ (Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte) 主催の学会に参加してみないか」と手紙が来たので、申し込みをしてコンスタンツ (Konstanz) に行った。

岩野

コンスタンツ中世史研究グループの話が出るかなと思ってコピーしてきたのですが、久保正幡先生が、一九五四（昭和二九）年の『法制史研究』（五号）に掲載された「續ローマ通信」の中でこのグループのことを紹介されています。ただし、ここでは、「コンスタンツ中世史研究グループ」という名称ではなくて、「コンスタンツ市立ボーデン湖地域地方史研究所 (Institut für geschichtliche Landesforschung des Bodenseegebietes)」という名称になっています。

石川武先生が、一九五八（昭和二三）年の『法制史研究』（九号）に載せられた「コンスタンツの中世史研究グループ」についての中で、この「研究グループ」の研究活動を臨場感溢

れるかたちで日本の学界に伝えているのですが、その中で、「コンスタンツ中世史研究グループ」という名称は公式のものではなく、「コンスタンツ市立ボーデン湖地域地方史研究所」が正式名称だと書かれています。

石川先生によれば、コンスタンツ市が一九五一年この研究所創設のためにテオドル・マイヤー (Theodor Mayer) 先生を招聘したとのことですが、しかし、創設当初はマイヤー先生が主宰するということで斯界の注目を集めていたけど、「所詮はやはり一介の地方史研究所にすぎなかった。それが僅々数年のうちに、少なくとも「大会」だけは、「コンスタンツの中世史研究グループ」という名前でやらなければ恰好がつかないほど、大きな存在になってしまった」とのことです。

私の記憶では、一九六〇年に、「コンスタンツ中世史研究グループ」は公式に社団として登記されたはずですが、ですから、「コンスタンツ中世史研究グループ」は、「コンスタンツ市立ボーデン湖地域地方史研究所」を母体として発足しているということになります。

コンスタンツ中世史研究グループの学会の様子

三浦 学会に行くとは、会場のホテルを全部借り切り、しかも参加者はお金を払う必要はない、宿泊費も。

岩野 最低限度、往復交通費、宿泊費、食費は全て「研究所」が負担する、と石川先生は書かれています。

聞き書き・わが国における法史学の歩み(八)

三浦 僕は、「Sumio Mura」で申し込んでおいたんだけど、受付の女性に「なぜプロフェッサーを付けて、Professor Sumio Muraとしないか」ときつく言われて。ゲートインスティテュートでも、プロフェッサーと付けなかつたら、女性の先生に叱られた。日本の感覚から言うとは、そんなことをするのは厭みじゃない。そんなことで、プロフェッサーというのは、職業ではなくて身分なのだ、ということが分った。

学会には、大学関係者はあまり来てなかつた。ハイデルベルク (Heidelberg) の若い人が来ていたり、郷土史家の人たちも発表をする。石川さんもベルリンから来ていた。クレッシェルは来てなかつた。

帰りは、割り振りして車で送ってくれるのだけど、ザルツブルク (Salzburg) に帰る人の中に割り当てられた。僕より若い人で文学部の助手くらいなのかな、ドブシユという人と一緒になつた。あの著名な「アルフォンス・ドプシュ (Alfons Dopsch)」か」と冗談で言つたら、その若者は笑いながら、「孫だ」と自己紹介をした。

その頃は、ドイツ語はある程度出来ていたんだけど、日常会話は難しい。何が話題になるか分らないから。学会だつたら、テーマははっきりしているので聞いていて分る。専門用語にはあるイメージを持てるし。それで、向こうの学会に初めて出てみたということです。

同志社法学 六二巻五号 一七一 (一五八五)

フライブルクへ

そんなことで、コッヘル・アム・ゼーのゲーティンステイテュートでの二か月が過ぎて、はるばるとフライブルクのティーム（Hans Thieme）さんの所に行った。フォルクスバーゲン（Volkswagen）社が寄付したゲステハウスがあつて、そこに入居を申し込んでおいたのだけれども、七月から空くということなので、しばらく間借りすることになったのがティームさんの、ギュンタースタール（Günterstaal）という高級住宅街にある家。L字型の大きな家で、子どもたちが使っていた部屋が空いているから、と言うので、寝室と居間ということで二部屋借りた。フライブルクでゲステハウスに住むまでお部屋を借りたティーム先生ご夫妻はテラスで食事をするのが好きな人たちで、よく一緒させてもらった。

本屋には、学期が始まる前に、学期ごとの授業計画などを書いた本が一杯積み上げてある。それを一冊買って、読んで、どの授業に出るかを決める。僕はティームさんの法制史は聴いて、後は文学部の授業を選んだ。今では常識に属することだけど、僕がその時初めて知ったのは、向こうの教授は法制史という本業とは別に担当する専門科目を持っているということ。ティーム先生はドイツ法制史の他に民法を担当し、商法まで講義していた。

講義のことをフォアレーズンク（Vorlesung）と言うけれど、学生を前にして、朗読するというか、「読んで聞かせる

（vortlesen）」講義用原稿に書いてあることを読み上げる。講義ごとに読み上げるその原稿を束ねたら本になる。

日本でも、学生が講義内容を筆記したノートが復刻されて本になったりしているけど、ティームさんの講義は「これぞ古き大学の講義」なんだろうな、講義用原稿を朗々と読んで行く。名調子だったよ。

フライブルクで僕にとって不幸だったのは、昔話、つまり古い時代の歴史や法史の話をする相手がいない。文学部にも、古代に関係した講義はなかった。それでも、何とか一年暮らした。正直言って、学問というより生活に慣れるのに一年かかったという感じかな。中古車を買う、壊れたら車屋に持って行く、諸々の届け出をする、そんなふうになにか生活出来るようになったな、と思ったのが一年たってから。

ゲッティンゲンへ

僕は一年十か月の留学期間を認められていたのだけど、一年たつと行き先を変えられる。「フライブルクに居てもなあ……」と思っていたら、これもまた石川さんのお蔭のだけど、石川さんとは手紙の遣り取りをしていたのかな、石川さんが、ゲッティンゲン（Göttingen）にクレッシェルが居るよ、と言ってくれた。

ドイツでは、南は日が照る。高度は上がっているから寒いけど。コンスタントは南の外れ、スイスとの国境だから。フライ

ブルクは老先生がゆつたりと過ぐす所。ティーメさんはそこに居た、その前はゲッティンゲンに居た。ティーメさんがフライブルクに移ったあと、クレツシエルがその跡を継いだ。クレツシエルにも手紙を出し、フンボルトの本部にも「願い」を出した。奨学金は大学の会計窓口で貰うので、大学が変わると届けが必要がある。どうでもいいことだけど、助教授の月給はその頃七万くらいだったのだけど、フンボルトの奨学金は一四万円。文部省の留学費用には及びもつかないが、「せめてなりたやフンボルト」と言われていた。文部省の留学費用で来ている人が一番賢沢が出来た。

フライブルクからゲッティンゲン大学に手紙を出して「宿舍を紹介してくれ」と頼むと、「こういう所はどうか」と返事が来て、「OK」と回答をする。ゲッティンゲンに居た日本人が、「その紹介された宿舍のあるニコラウスベルク (Nikolausberg) は高級住宅街で、ちよつと郊外にある。人に部屋を貸す人が居るとは思えないけど」と言う。ともかく、地図だけを便りに行った。丘陵地だけど、傾斜をうまく利用して鉄筋建築の建物が建てられていた。何と庭にプールがある。そういうのは、ドイツじゃもう稀な例で。マルティニー (Hans Martiny) さんという人だったけど、母屋とプールを挟んで別棟二階建ての一階を借りた。

家主と一緒にお茶飲んだ時、「部屋を貸すとは思わなかっただろ」と向こうから言ってきた。実は何を隠そう、今度夫婦で

日本旅行に行くことにしている。それで日本人に貸して知恵を借りようと考えた、だからいくらでも安くする」、そういう話だった。恵まれたことだったと思う。

何よりも恵まれていたのは、二階にケープラー (Gerhard Köhler) が住んでいたこと。彼も部屋を借りていた。大学に行ったら助教授がいなくて、講師がケープラーで、助手がヘルマン・ネールセン (Hermann Nielsen)。期せずして昔話の出来る連中ばかりなんだ。もうニコニコ。

とてもありがたかったのは、大学に初めて行ってクレツシエルやケープラーにインタレストを話したら、クレツシエルは本当に頭がいいのよ、「ヘルミウラ (三浦さん) がしたいのはこういうことだ。この次に集まる時までに関する勧めたい資料があつたら持ってきてくれ」と言ってくれる。ネールセンなんか一杯書いて来てくれた。

それと、クレツシエルがありがたかったのは、実地演習をたくさんやる。例えば「村落裁判所」の跡。なぜそう言えるか。あそこはニーダーザクセン (Niedersachsen) で、カール大帝のザクセン (Sachsen) 征伐の通路になっている。石を腰のあたりまで積んだ、円形のものがある。大抵は教会の入り口の前。「なぜ村落裁判所と思うか」。菩提樹が立っている。これは裁判権の象徴だ。「二〇九頁に写真あり」。カール大帝がザクセン征伐で苦労したのは、そういう所に集まってくる小さい単位の連中が反抗してくる。それを潰して行く。だから三十年かかった。

カール大帝のその後の政策の中で「教会をつくれ」と言うのがある。潰した後に教会を建てさせる。異教徒征伐がザクセン征伐の口実でもあったし。そういう所を連れて回ってくれる。考古学に目覚めた時代だな。すごくありがたかった。最初からゲッティンゲンに行つていたらよかつた、と思つたな。

帰国

それから十月まで居られると思つていたら大学紛争のあおりで、帰国を余儀無くされてしまう。広島大学は中核派の巣だった。拠点の一つだった。紛争の余波が何回もあつて。そういう時にのうのうと留学しているのはけしからんわけだな。東大の連中は帰国命令で帰つたよ。広島大学の場合、制度としては、そういうのはなかつたけど、上の先生から「帰つてくれ」と手紙がくる。頑張つたのよ。帰つたところでしょうがないから勉強した方がマシだと。昔話の出来るケープラーたちとも出会えたわけだし。

しかし、広島大学の方からは、「とにかく今の学内の空気が……」と言つて来る。「空気が相手じゃ勝てんかな」。しようがないから、フンボルト財団に奨学金「辞退届」を出して、六月一杯居て、七月に帰つた。とつても悔しかった。泣き泣き日本に帰つて来たのが最初の留学。

留学をする時、「こういうことをやりたい」というのがあるなら、なるべくそのための材料を集める。情報を集めた上で一

番いい所に行きなさいよ、というのが一つ。出来るだけ最初は長く行きなさい、というのが二つ。喋ったり聞けたりは、行けば否応なしに分るようになる。最初から出来たら言うことはないけど。こつちは外国人だから下手でもいい。

二度目の留学

帰国してから、どこでだつたか、研究報告をしたのだけど、そこでまた前田正治先生から、関西学院大学に来ないかと言われた。「帰国してすぐには辞められない」とお話ししたら二年待つて下さつた。

関学に移つてから関学の留学制度で、一九八三年に半年間行かせてもらったのが二度目の留学。一年行くつもりで計画していたら、半年なら枠が別で、これだつたらすぐにも行けるよ、というので、飛びついて、それでフライブルク大学に行った。フライブルクに行くことになったのはたまたま。また、クレツシエルの所に行こうと思つていたら、クレツシエルがゲッティンゲン大学からフライブルク大学に移つていた。それで、フライブルクということになった。ゲッティンゲンも悪い町じゃないけど、町としては寂しいな。フライブルクの方が好きだな、川が流れているし。

遺跡探訪に明け暮れ

二度目の留学は、実際に現地を見る、本当に現場を見る、と

いう実地調査に明け暮れた留学だった。

岩波文庫くらいの大きさの「手引書」が、州別にある。ありがたいのは、簡単な地図が載っているし、どこに何があるかや現存するものについて書いてある。手引書をチェックして、地図を見て、アウトバーンを使うと速いのでいきなり行く。だんだん要領もよくなる。小さい村でも人が集まってビールを飲む所がある。喫茶店に入ったら皆が見る。変なのが入ってくるから。「こういう遺跡を見たいのだけ」と話すと、物好きが必ず居て。

すぐく当たりだったのは、ミュンヘンから近いマンヒンク(Manching)という所にあるケルトの遺跡を訪ねた時。喫茶店の人が教えてくれたので、遺跡について詳しいという人を訪ねて行った。ギムナジウムの先生だったかな。そうしたら、その人は、「NATO(北大西洋条約機構)が空港整備をしていたら遺跡が出て来たのだけれども、今行っても何も無いよ、行くなら博物館に行きなさい」と教えてくれた。それで、空振りせずにはすんだ。それでも、せっかくだから、とその場所に行ってみたら、「アウフナーメフェアポテン」と書いてある。軍に関係した場所だから、「写真を撮ったら、いかん」と。撮ったけどな。ケルトのオップイドウム(Oppidium 保塁で囲まれた集落)は山の上にあるのが多いけど、そこは平地で規模が周囲何キロという大居住地で、有名な所。

当たりもあれば外れもあった。ビールを飲む居酒屋の親父さ

んが郷土史家。「ここだ」、ということでもたくさん新聞を持って来たりしてあれこれ調べてくれたのはいいけど、結局、「ここではなかった」というのが結論だった。面白い旅をした。日程を作っては、一週間とか十日の単位でグルッと回った。宿は飛び込み。博物館で調べた所を見たりした。

ケーブラーがギーセン大学に移って教授をしていたから、彼の所に十日くらい泊めてもらった。彼も好きなんだ。彼とケルト巡りをした。あるんだな、あの辺でも。彼はお嬢ちゃんを肩車して、すごい斜面を登るんだよ。ドイツ人の体力にはかなわない。そんなこんなで、専ら、考古学的材料を集めた。そういう意味で、面白い半年だった。

三成(美) クレッシェル先生ともいろいろの所に行かれましたか。

三浦 クレッシェルはね、「散歩に行こう」と言うんだよ、すぐ。こっちは命がけだね。クレッシェルも体力があるから。「散歩に行こう」と言われて、「はい」と言ったら、まず靴を選んだ。ワインを一杯飲める所くらいまで、十キロは歩くと感じないといけない。

インステイテュート(研究所)単位での遠足もある。行かないかと誘われる。西川洋一君も一緒だった。行くと言ったら、シュバルツバルト(Schwarzwald)の途中まで汽車で行って、そこから歩くわ、歩くわ。体力の質が違うのと思うのは、クレッシェルたちはずっと喋っている。日本人なら息が切れてしま

う。かなわないね。

フライブルクでもギュンターズタール (Günterstal) から登って行くと、羊飼いが降りて来るんだ。羊飼いの格好は中世のままだ、と言うのだけど。長いスコップ状の杖を持って。今でも居る。遠くからシヤランシヤランという音が聞こえだすと降りて来る。牧羊犬もついて来る。

三成(美) 私たちもクレッシェルさんにあちこち案内してもらいました。教会の中で、あれこれのものの使い方とか、とても詳しい説明して下さいました。

三成(賢) 先ほど名前の出た方以外で、留学の時に会われた人とか、出られた研究会とかがありますか。

三浦 カール・ボーズル (Karl Bosl)。ヴィーアッカー (Franz Wiesacker) には、学会で二度会った。ヴィーアッカーはお行儀の悪い男なんだ。人が報告している時も喋っているし。

岩野 私も一九七七年にゲッティンゲンで開かれた研究会でヴィーアッカー先生のご尊顔を拝見する機会があったのですが、研究会の最中なのに、小指の先ぐらいの大きさの四角い金属の塊り二つを机の上に置いて、その塊りは本物の金のように見えたのですが、おはじき遊びのように、一つの塊りをもう一つの塊りに何回も何回もおはじき当てて遊んでいました。それが、いい音がするんです。その時の研究会の報告者が誰だったかは思いつかないのですが、イタズラ好きの子供のような、ヴィーアッカー先生の姿とその仕草は覚えています。鈴木祿弥先生が翻

訳された大著『近世私法史』(創文社、一九六一年)に載せられている若い時の写真の厳しく凛々しい姿からはとても想像が出来ません。

三浦 ティーメさんの所にも「クレンツヒェン (Kranzchen)」今日の集まりのような小さな会合というかサロンのような会があった。何だろうと思つて出てみた。自己紹介をしないといけないので、「ケルトに興味を持っている」と言うのと、「それはホビー(趣味)である」と言われた。

稲元 一九八三年には、お世話になりました。

三浦 そう言えば、フライブルクの我が家に来たな。

稲元 先生も料理をされますよね。

三浦 共稼ぎしていたら、せざるを得ない。餓死するから。

稲元 私は豆を煮たものを食べさせていただきました。

三浦 一時、流行ったんだよ、日本人の間で。向こうのものを材料にして日本風ものをつくつたらどうなるか。豆がひどかった。硬くて。市場で買って来て一週間ぐらいの水に漬けて煮ても駄目なんだ。古古米じゃないけど、古古豆ぐらいの古い感じだな。水を吸わないみたい。

三成(賢) フライブルクは日本人ばかりというイメージがありますが。

三浦 フライブルクは、一つは医学部が日本と関係があったから医者が一杯行つた。それから音楽学校があるから、その関係の人が居たりかな。街角でバイオリンを弾いている有名なおば

さんがいて。有名といっても、下手なのに弾いているので有名だったのだけ。それでも結構、皆、お金を入れていた。

クレッシェルの授業風景の一齣

三成(美) 三浦先生はクレッシェル先生の授業には出られたのですか。

三浦 出たよ。一回目の留学の時も、二回目の時も。ゲッティンゲンでは、シュタットハレ (Stadthalle 市公会堂) でやるんだ。大学町というのは大学が町の中にあるのだけど、大学紛争の余波で、ニコラウスベルクの方に向けて新しい校舎が建築されていた。教室が足りないから。クレッシェルの講義の場合、受講生が大学の教室に入り切れない。皆、面白がって聴きに行ったから。そこで公会堂を借りてやる。クレッシェルは上手いんだよ、笑わせるのが。

フライブルクでは、Einführung in die Rechtsgeschichte (法制史入門) とかいう、一年生用の講義をやるというので夕方から聴きに行ったら、全部スライドでやるんだ。クレッシェルは弁士役をする。それを見て、僕もやってみようと思って日本でやってみただけ、駄目だった。

九州大学から集中講義を頼まれた時、特講としてやらせてくれ、と頼んで、ゲルマン時代だけをオールスライドでやらせてもらったのだけど、評判が悪かった。

日本の学生にはどこまでも外国の歴史だから、当たり前だけ

ど、ドイツの学生が常識として持っている歴史知識が日本の学生にはない。だから、沢山のことを説明しなくちゃならないじゃない。もつとも、百聞は一見にしかず、という面では、成果はあつたように思う。クレッシェルの手法は、日本法制史なら使えるかもしれない。

三成(賢) パワーポイントで、図とか絵を使って説明するのは、有益ですね。

三浦 口では言えない部分があるからな。

三成(美) クレッシェル先生のスライドの中身は、どんなものですか。遠足などで行かれた所で写真に撮ったものを見せるのですか。

三浦 諸々のもの。「沼沢死体」のヴィンデビーの少女も出て来るし。クレッシェルは、「諸君に一人の女性を紹介します」と言つて始める。ああいう所の騙しが上手い。

三成(美) 時代的には、どこまでなさつたのですか。

三浦 通史ですつとやる。ただ僕の場合は、中世の最後だったかな。ポロニーヤの話あたりまで聞いたかな。先生がいる、生徒は二人しかいない、そんな教室風景を描いた絵がスライドで出て来たりする。

八 国王自由人学説をめぐって

テオドル・マイヤーとコンスタンツ中世史研究グループ

岩野 話は戻るのですが、「コンスタンツ中世史研究グループ」は、創設後僅かの間に学界で注目されるようになりました。マイヤー先生の力なのでしょう。先ほどお話しした、石川先生の『法制史研究』掲載の紹介文では、「コンスタンツ市立ボーデン湖地域地方研究所」が立ち上げられた段階では「格別定款・会則もないし、事務局もない。在るものは、コンスタンツ市が一九五一年この研究所創立のために招聘したTheodor Mayer教授一人である。そして実際に事務局の役目を担当しているのはOtto Feger氏の率いる「市立資料編纂所」(Stadtarchiv)である。マイヤー教授が計画し、フェーガー氏がそれを補佐して開催される「学会」、実はこれが研究所の実態である」と書かれています。

三浦 マイヤーはナチスに深く関係していたことから、敗戦後、どの大学からも呼ばれなかったし、例のドイツの中世史料集成Monumenta Germaniae Historicaの編修所長の地位も失い、行き場をなくしていた。

三成(美) コンスタンツに招聘されたわけですが、それは、どのようなことからでしょうか。

三浦 マイヤーの弟子だった人がコンスタンツの市長をしていてマイヤーを呼んだ、と聞いたことがあるけど、定かではない。

コンスタンツは郷土史が盛んで、郷土史家たちと一緒に研究を始めて、言うならば「西南学派」だな、やがて、フライブルク(Freiburg)、ハイデルベルク(Heidelberg)、テュービンゲン(Tübingen)の連中が集まり出して、学問的にグループになって行つた。

「研究グループ」の影響力が大きくなったという点では、復古調の時代風潮が後押ししたか、そうした雰囲気の中で、ヘルシャフトテオリ(Herrschaftstheorie)、ヘルシャフト理論の勢いが後押ししたということもあるのじゃないかな。

「研究グループ」が発信源になった新学説の中心とも言える国王自由人学説にしても、それが乗っかるような地盤がなかったら、もて囃されることもないし、隅っこで何を言ってるの、ということと終わってしまう。国王自由人学説が乗ったのは、一九世紀に力を持った古典学説が実証によって壊されて行く流れと、その流れの中に、ナチズムという学問的には無茶苦茶な動きがピョット入り込んで来る、その流れとじゃないかな。「コンスタンツ中世史研究グループ」には、そうした流れの名残があるように思う。

それに対して、戦後の歴史学研究の大勢というか、根本的な流れというのは、きちつと実証して行こうというものだったのじゃないか。

直居 淳

岩野 確かに、「国王自由人」「Königsfreie」という用語がマイヤー先生の論文に出て来るのは一九五四年ですが、その概念に直接につながる「freie Königsuntertanen」はマイヤー先生の一九四三年の論文に出てきますし、マイヤー先生の仕事を研究史の流れで見ると、それは、領主制理論に始まる、古典学説批判の大きな流れの中に位置しています。

それから、直居 淳先生は、ある論文の中で次のように書かれています。「ちなみにダンネンバウアーに比べて、マイヤーの所説は、彼が従来からさまざまな角度からする洞察に満ちた業績を発表していたために、終始いわば研究の主流を占めていた。ただし主流ということのなかには、若干の無視できない重要な意味がありうる。微妙な陰影の背景に隠された意味を探り当てるのはきわめて困難なのだが、マイヤーの見解のなかに明らかに読み取ることができるナチ的理念と学説との交錯と、たとえばナチ支配の全盛期に、敢然とゲルマン人種の否定を行っているダンネンバウアーの所説とのあいだには、少なくとも現在よりはるかに大きな差異がありえたらうことは想像するにたたくない」(『ヨーロッパ封建社会——封建制研究の歴史から——』『世界の歴史 八』筑摩書房、一九六一年)。

三浦 「コンスタンツ中世史研究グループ」が設立されたのは戦後だし、研究会にはクレッシェルのような戦後世代も参加していたわけだけど、国王自由人学説やヘルシヤフトテオリも

古典学説批判の一つの流れの中で専ら捉えられていて、ナチズムとの関係とか、その学説や理論自体の位置づけはまだちゃんと出来ていなかったのじゃないかな。今では誰も振り向かない。研究動向をずっと見ているわけじゃないけど。そういう点ではとっても正常化してきているんじゃない。

岩野 三浦先生は、直居先生をご存知ですか。

三浦 知らない。ただどの学会の時から忘れたけど、史料を集積する研究所をつくろうじゃないか、という発言をしていたのが印象的だった。すごく建設的な話で面白かった。「金があつたらな」と思っただけ聞いていた。法制史や歴史の研究の根拠地になるじゃない。諸君、金を儲けたら、そういうのを考えてよ。しかし、いい人は早死にするのは本当だと思う。

岩野 直居先生が亡くなったのは三四歳だそうです。昭和四二(一九六七)年一月三十日深夜、息を引き取られたとのこと。「コンスタンツ中世史研究グループ」の研究に刺激されて、昭和三五(一九六〇)年、久保正幡先生を代表者にして、「西洋中世前期国制史の基本的諸問題」というテーマで総合研究が始まりますが、この総合研究の組織化を企画され、実質的な幹事長として動かしに行ったのは直居先生だ、と、石川先生は書かれています(久保正幡編『中世の自由と国家』創文社の上巻、下巻。出版年は昭和三八年、四四年。「直居淳氏の逝去を悼む」『法制史研究』一八巻、一九六八年)。直居先生は、昭和三三(一九五八)年から一年間フライブルク大学に留学している間、「コ

ンスタンツ中世史研究グループ」の研究會に参加し、新學說が提起している問題を包括的に研究する必要を「鋭敏に感得」されたのだそうです。

三浦 直居さんくらいクールだったら、「国王自由人」學說もあれだけ流行らなかつたのじゃないか、と思うけど。

岩野 クールという点ですが、直居先生は、戦前、戦後のドイツの歴史学の動向の底流にある、それこそ「微妙な陰影の背景」に隠れているものを、これもまた「鋭敏に感得」され、それをいち早くしかも的確に日本の学界に伝えていたのではないかと私は思っています。例えば、直居先生は、ドイツが戦後東西に分裂したことが東西それぞれのドイツの「歴史の学問全体にあるゆがみを与えている」と言い切っておられます。どういうことかと言うと、「たとえはナチに対する問題、それを批判する資格というのは、全部東の方についてしまった。ですから端的にいいいますと、西ドイツの思想的な系譜というのは、かなり戦争中からつながっている面がある。もつと端的にいうと、現在の西ドイツの中世史の基本的な考え方の背後には、戦後の日本でいわれたような考え方からいうと、非常に反動的なもの、保守的なものがありうるんじゃないかと思われるくらいなんです。

なぜそういうことをいうかといえは、われわれが一般にヨーロッパの學說を問題にする場合に、結局のところ、非常に広い意味でその研究をフォローするよりしようがないわけです。そ

の場合にいちばん重要な前提は、それぞれの學說が成立してきている地盤というものを常に念頭におく必要があるのじゃないか。それをしないで、無媒介にヨーロッパの學說をそのまま受け入れると、非常に危険が生じてくるということです」。

この発言は、先ほど紹介した「世界の歴史」に収められている座談會「中世の再認識」の中でのものです。この本の出版は直居先生が二八歳の時ですから、発言されたのは二七歳の時かもしれません。いづれにしても二八歳になるかならないかの直居先生が木村尚三郎、世良晃志郎、堀米庸三、柳宗玄という大先生に伍して座談をされているだけでもビックリなのに、このように、今読んでもドキッとするような発言をされている。

三浦先生は先ほど「復古調の時代風潮」と言われましたが、直居先生の言葉をお借りすると、「戦争中からつながっている面」ということになるのでしょうか。

直居先生の研究方法は極めて実証的です。考察の対象にしても、ご本人が「そうであつてはならない」と言われている通り、「もつとも都合のいいもの、もつとも身近に思われるもの」「こうあつてほしいということだけ」を歴史から引つ張つて来られるということはずなされず、問題となる事柄の全てに目配りをされています。どのような學說であれ、それに距離を置いて見る目をととても大切にされているようにも思います。

「国王自由人」學說についても、「国王自由人學說によつて明らかにされたところは、さし当りは古典學說の根柢を奪う、と

いうネガティブな性格のものであり、それによってわれわれが決して直ちに、あたかも旧説の一般自由人に取って代わるような、全体系を整合的に説明しうるような鍵を得たのではない」〔八・九世紀のアレマニエン〕『中世の自由と国家』中巻、昭和三九年）というように、性急な一般化を戒めておられます。

これに続けて、直居先生は次のように言われていますが、この指摘は現在にもそのままではまるではないでしょうか。〔一挙にして全体系を把え直すことができるような、そのような安易な研究状況にわれわれはいない、全体像は正しく、われわれ自身の手で一歩一歩、それがどのように困難な課題を意味しようとも、積み重ねられていかなければならない、そしてその課題の困難を避けて旧説に逃げ道を求めようとしても、逃避すべき退路は既に全く閉ざされている〕。

三浦 石川さんがどこかで直居さんの「学問的誠実さ」ということを言っていたように思うけど、なるほど、そういう評価がびつたりだという感じがする。

岩野 『法制史研究』に載った悼悼文や『中世の自由と国家』下巻の「総括に代えて——直居淳氏を偲びつつ——」の中で、石川先生は言っています。

国王自由人学説

岩野 「国王自由人」という言葉が度々出てきましたが、「国王自由人」とは、簡単に言えば、国王に直属し、国王の遂行する

聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）

国家政策の実現のために国王の股肱の存在として尽くし、またそのことの故に国王から自由を与えられている者だ、と言えます。八世紀、九世紀の文書に出て来る「自由人」について、それまで、自由人とは「領主など支配層に属する者のことだ」、「いやいや普通の一般の者のことだ」という意見の違いはあっても、彼等の自由は生来のものだ、という点では理解に違いはなかった。ところが、そこに、国王によって与えられた自由、という概念が打ち出された。国家に対する自由、国家からの自由ではなくて、国家によって与えられ、国家の中に組み入れられた自由ということなだけで、ナチスが大きな勢力を占めていく時代状況の中で、こうした自由についての概念が出て来た。自由の語源は保護だ、ということも主張される。そして、この考え方は戦後の時代にも継承され、注目されて行く反面、厳しい批判も浴びせられる。こんなことかと思うのですが。

三浦 国王自由人学説だけど、専門的な議論を横に置いて言うなら、「国王自由人」の存在を実証するという場合には、実証すべき点は、「自由人」と呼ばれている連中が寄進されているじゃない、ということに尽きてしまう。

考えてごらん、国王が土地を教会に寄進する、その土地には自由農民がいる、その自由農民が土地と一緒に移っちゃう。言えなれば、アパートを居抜きで売ったのと同じで、農民たちになれば、誰がヘル（主人）になったところで何も変わらない。場合によっては、教会に寄進された方が、ベターになる面さえ

同志社法学 六二巻五号 一八一（一五九五）

ある。

卑俗な例で恐縮だけど、今、アパートが「彼から彼」に居抜きで売られた時、アパートに住んでいる人間を「こっちに売り飛ばした」とは誰も言わないじゃない。居抜きは一杯ありうるわけだね。そのへんの検討は何もない。それでいて、今度はポーズル (Karl Bos) あたりが、新たな原理として「ヘルシヤフト」が出てくるのだ、と力説する。それはそれでいいんだけど。確かに、もう血縁関係で人と人との関係をつなげない時は、新しい原理を立てるしかないわけだから。「主従関係」みたなものしかないから。だけど、主君に「従属している」「保護されている」こと、それが「フライ (Frei) だ」「自由だ」という所まで行くと、無茶苦茶になってしまう。

「フライ」の語源は「保護」されている (geschont, geschützt) という意味の「ゲリーブト (geliebt)」だと言ったこと、「保護」しているのが主君なのだから、主君あつての「フライだ」ということとの間には大きな飛躍がある。どうしてそういう疑問や批判が最初から出なかつたのか分らないけど、熱病のような気がする。見解が「面白い」だとか「画期的だ」と思われたというのはその通りなのだろうけど、もう少し長いスパンで見たら、「燃えかすがもう一回燃えた」ということなのだ、と思う。

九 学術交流

岩野 学術交流でドイツからお迎えしたゲストにマールブルク大学の中世史家のシュルツェ (Hans Kurt Schutze) 先生がいますが、シュルツェ先生、シュルツェ先生の日本でのお世話役だった小倉欣一先生と一緒に三浦先生のお宅に泊めていただいたのを覚えています。小倉先生と私は、三浦先生の書齋のソファに寝て、シュルツェ先生は畳に敷いた布団で休まれました。関西大学で法制史学会があつた時で、一九八二年でのことです。シュルツェ先生はこの学会で、「中世初期の部族法典——フランク帝国の社会史的研究所の史料として——」というテーマで報告をされています。

三浦 誰が振ってきたのかな。あの頃は皆貧しかったから、外国から人が来ると、お互いで分担してお世話をする。僕が一度目の留学から帰国してすぐだったかな、ティームさんが見えたので、広島から西を受け持った。お世話をしておいたら、それが縁で、次にこちらから人を送り込めるし。ティームさん夫妻とは長崎まで行つた。

稲元 ティーム先生がみえたのは、昭和四六（一九七一）年です。三浦先生が第一回目の留学から帰国されたのは昭和四五（一九七〇年）ですから、確かに、三浦先生が帰国されて間もなく、ティーム先生が来日されています。ちなみに、三浦先生は帰国された年の秋の法制史学会で、石川 武先生と一緒に、

「帰朝報告 ドイツ法制史学会に出席して」という報告をされています。

三浦 そう言えば、「帰朝報告」をしたな。それはともかくとして、ティーマさんの前に、テオドール・マイヤー、ボーズル、ヘルビック (Hennut Herbig) の三人が、それぞれ夫人同伴で来た。これも、昭和四十(一九六五)年だった。

ティーマ夫人が「長崎まで行きたい」と希望されて。そういう時は、九州大学に居たことが有利に働く。先輩に声をかけておいたら、三菱造船やシーボルト記念館を案内してくれるから。

クレッシェル夫妻、ベルリン大学のシュルツ (Kunni Schulz) が僕の家に泊まった。自宅にお招きした、という程度の人にはティーマ門下の筆頭の人でフランクフルト大学のディーステルカンフ (Bernhard Diestkamp)。

ケーブラーを、二、三か月呼ぼうかと思ったのだけど、「絶対、飛行機に乗らん」と言うんだ。「畳の上では絶対に寝ない」と。「畳で寝る」のは「アウフ デム ボーデン (auf dem Boden)」。「床の上で寝る」ことで、それは嫌だというわけ。もともとだと思っただけ。

十 クレッシェル著『ドイツ法制史』の 翻訳をめぐる

岩野 クレッシェル先生の『Deutsche Rechtsgeschichte』の翻訳の件はその後どうなっているのですか。この著作の第一巻初版が一九七二年の出版で、その頃から出ていた話だと思いますが。三浦 話が出たのは、僕がちょうど教授になった頃だったから、昭和四九(一九七四)年頃だと思う。石川さんが「翻訳をやろう」と言い出して、僕にも声がかかった。日本大学の佐々木有さんも加わって、第一巻の古い方を僕がやって、真ん中を石川さん、後を佐々木さんということになって翻訳の分担をした。箱根で合宿して、そこに訳したものを集めては検討を重ねたわけ。僕の担当部分は全部きちんと清書して、石川さんと創文社には送った。検討会には創文社の石川光俊さんも来てくれて、久保先生は激励に来て下さった。

クレッシェルが、一九八一年日本に初めて来てうちに泊まった時に、「翻訳のことはどうなっているんだ」と聞かれた。

三成(賢) クレッシェル先生の『ドイツ法制史』は三巻本ですが、第二巻、第三巻の翻訳を予定されていたのですか。

三浦 第一巻だけ。推測でしかないけど、第二巻目を翻訳するとしたら、別のメンバーで、と考えていただろうな。専門の連中がいるから。クレッシェルのこの本は、ユニークだから面白いもの。

三成（美） 先生が翻訳された部分を「紀要」か、何かで発表していただけないでしょうか。もったいないです。

三浦 活字にしておくか。あの三巻本を日本語で読んだら、さぞや面白かるう、と思うけどな。

十一 サロン風三浦研究会

岩野 三浦先生のご自宅、といっても以前のご自宅で、先生を囲んでのサロン風の集まりが始まったのは、何がきっかけだったでしょうか。その時のご自宅は背の高いマンションで、眺めがとてよかったです。

三浦 関西学院大学の学内住宅に半年は居ていいから、その間に住宅を探してくれ、と言われて。川西市の多田グリーンハウス。新聞広告を見て買える範囲で選り分けて。「これなら買える」という価格だったので買ったのだけど、川西には緑も少ないし広告だけで探した。

集まってダベりたい、という気持ちは基本的にいつもあった。研究会をするのは学生の頃から好きだった。それで、諸君をさそって研究会をしよう、と思いたった。ゲルマン時代はともかく、中世を取り上げて研究会をやってもいいな、という気持ちはあったように思う。でも、結局は、何となくとしか言いようがない。あつ、それと田中実が大学院で自分の所に残ったから、勉強させようという気もあつたかもしれない。

岩野 私が同志社大学に採用されたのが一九七三年、先生が関西学院大学にお出でになったのが一九七二年。一九七三、四年から始まりましたか。先生が今のお住まいに変わられてからも、かなり長く続きましたよね。

稲元 道原直樹さんや黒田忠史さんも参加していました。

三浦 芹澤悟とか。誰が彼に声をかけたんだろう。

三成（賢） 私です。芹澤さんは指導教官だった小菅芳太郎先生から、札幌に閉じこもっていないで少し広い世界を見た方がいいよ、と勧められて、博士課程の時に一年間京都に来ていたんですね。

岩野 小菅先生が柴田光蔵先生と相談されてそうだったようです。芹澤君は、「あの時のことが忘れられない。三浦先生の所に集まってアットホームな意見交換ができたのが懐かしい」と、法制史学会で会った時に言っていました。彼にメールで今日のことを連絡したら返事がきて、三浦先生のお言葉では「何でもよいから、このテーマなら彼だと言われるようなテーマを見つけて勉強を続けてごらん下さい」と言われたことや、その時の三浦先生の暖かい眼差しが今でも忘れることができない、とのことでした。

三浦 照れるな。

三成（美） 研究会が終わると、お庭で先生が育てた野菜を食べさせていただきました。ピーンとかも。

三浦 同居していた家内の両親が、放っておけない性格で、「何

か出さないと」と言う。お汁粉をつくろうかとか、腹が減るだらうからビーフンがいいだろうとか。

岩野 田中実君が就職をする頃に、何となく終わってしまいましたがね。

三浦 もう少し共通のものがあつたら論文集にする手があつたと思うけど。今でもレジュメだけはファイルして残してある。

岩野 研究会ではいろいろ話ができただのがよかつたです。マンシヨンの方で研究会をしていた時のことですが、『西洋法制史料選』第一巻（創文社、一九七八年）に載せるといふことで、私は「法律文例」を訳していたのですが、その訳をみてもらったのを覚えています。道原君が、「ここはこう訳すのじゃないですか」と言つてくれて。今はそんな暇がありません、若い人が集まつてワイワイやるような。

稲元 道原さんは気の毒でした。わずか三五歳ですよ、亡くなつたのは。西洋法制史で修士論文を書いた人、基礎法に深い理解を持つ人がキャリア官僚になつた。そういう点で、期待していたのですが。

岩野 道原君が亡くなつたのは昭和六一（一九八六）年四月ですが、私がドイツでの留学生生活を始めたばかりの時でした。今となつては、道原夫人がお元気なのとお二人の子供さんが成長され活躍されているのが、せめてもの救いです。

三成（賢） その頃、西洋法制史関係者の集まりはなかつたのですか。

三浦 特にはなかつたと思うよ。研究者がたくさんいて、専門別、テーマ別に分かれていると研究会は出来ても、サロン風のものはいらない。サロン風じゃない研究会については、僕は近畿部会を含めてほとんどタッチしたことはないし、していない。

十二 法制史教育

三成（美） 法制史教育の役割についてご意見をいただけるでしょうか。

三浦 教育の問題は、これはもう、だいたい言い尽くされていることだらうけど、少なくとも大学教育に関して言うならば、僕らも古くは古い世代の方なので、「謎を持つた連中が集まつて、謎解きをやろうとする所、それが大学だ」というのが基礎なんだ。もつとも子どもの時から謎を持つてもらわないと困るけど、謎を持つていないと、絶対勉強しない。どんなに強制したつてしない。謎を持つたら放つてもする。いかに面白いかという話をすればいいかと言えば、そういうわけでもない。教師が面白がついてるだけでしかない。

「どうしたら謎を持たせられるか」ということに尽きるんじゃないか。そのくらいしか大学教育については言えない。

岩野 長時間、ありがとうございます。

十三 「聞き書き」を理解するために

岩野 三浦先生へのインタビュは、二〇〇二年一月二三日に大阪大学法学部棟の会議室で行われた。テープを起こし、見出しなどを付け、三浦先生に原稿をお渡し、加筆修正などをお願いしたのがいつであったか、今は定かではない。先生は、この原稿に書き加えたい何か、私たちに伝えたい何かさらにおありだったようで、その作業に専念できる時を待つておられた。そして、やっと、その時が訪れた時に、病もまた先生を訪れ、不帰の人となつてしまわれた。

先生は、対話のお好きな方であった。一つお尋ねすると、お話しは限りなく広がっていった。そのような先生に加筆修正をお願いするよりも、取りあえず出来た原稿を前に置いて、もう一度インタビュらせていただければよかった、と反省してみても、後の祭り。そこで、夫人とご相談し、先生がインタビュの中でお話されていることについて読み手がよりよく理解できるようにいくつかのトピックを用意することにした。無理をお願いして、夫人にも登場していただいている。

（一）トピック(1) 三浦暢子夫人からの聞き取り

私たちは引揚者同士

私たち夫婦は引揚者同士です。三浦は台湾からの、私は旧満

州からの引き揚げ。私は生まれたのは広島だけど、翌年の一九三七（昭和一二）年九月末、父が満鉄（南満州鉄道株式会社）に職を得て、母と私を連れ満州に渡りました。盧溝橋事件（一九三七年七月七日）を契機とする日本の全面的な中国侵略戦争、いわゆる十五年戦争の第二段階に入った頃。そんな状況を、父は、というか、皆はどのくらい知らされていたのかしら。こんな時に満州に行くなんて、と止めた人がいたそうです。暮らしたのは奉天（現在の瀋陽）、三つ下の妹は奉天生まれです。

父は、広島県の当時は軍港の町だった呉で、呉市キシヨウ堂と宛名を書くだけで郵便が来ていたという、海軍に記章などを卸していた商店の長男。店を継がないで、東京の大学に出してもらいました。日本大学工学部建築課の一期生。卒業した一九三三（昭和八）年は「大学は出たけれど」という言葉が流行った就職難の頃。帰郷して、一旦は呉海軍の建築部に就職。一級建築士でしたが、近眼がひどいため細かい設計図を描くのに苦労しているような娘婿を、母の父親が心配して、満鉄にという話が出て、そこに行くことになりました。

奉天で上の弟が生まれて半年後の一九四二（昭和一七）年の暮、父の転勤で、今の北朝鮮の一番北、ロシアとの国境に近い羅津という港町、満鉄の北向けの拠点、に移りました。毎朝、職員を前に、父が白い手袋をはめて訓示をする、と聞かされたような気がします。家の庭には滑り台や砂場なんかもあったけど、しっかりした防空壕があつて、空襲警報が鳴ると皆で座布

団を二つに折つたような防空頭巾を被つて入つてました。小学校でも同じでした。教室できちんと授業を受けていた記憶がありません。飛行機の爆音は、戦争が終わつて何年経つても身をすくませるものでした。

一九四五年八月一五日の終戦のちよつと前の九日、突然、ソ連が参戦。羅津はソ連と一番近い所だから、すぐにも攻めてくるということ、ともかく町を出なければ。近所の日本人は鍋をかぶつて逃げ始めているのに、うちは父が帰つて来ない。やつと帰つて来たと思つたら「最後の整理が済む迄は家族と一緒に逃げられない、遅れるといけないから、皆について逃げてくれ」と言う。国策会社の満鉄はその地域の統治もやっていたのか、父は残らなくちゃいけないかつたようです。前年の秋には下の弟も生まれていたので、母は「九、六、三才と乳飲み子の四人を連れて逃げるのはとても無理。もういい、ここで待つてい」と言う。このやりとりについては、その場で聞いていたのか、あとになってから聞かされたのか、はっきりしません。私は九歳前でした。その頃の数年間のことは、直接に見たり聞いたりしたことなのか、或いは、そう聞かされただけだったのか、今でも、どつちだったのかしらと思つてあります。

結局、うちの家族も皆の逃避行のしっぽにくつついて、三日三晩、山を越え、川を渡り、着の身着のまま、本当に何も持たず、頭に鍋をかぶつて必死で逃げました。どの位経つた頃だったのか、羅津の方角を振り返ると、真つ赤な火の手が上がつて

いました。途中、母が地元の民家でひとすくいの粟のお粥を分けてもらつて赤ん坊の弟に飲ませたりして。そんな中、父に抱つこしてもらつていた三歳になつたばかりの上の弟が、手を引かれながらよろよろと歩く六歳の妹のことを「けーこねえちゃんをだつこして上げて」と父に言ったことを、母はいつも思い出すようでした。川で溺れたり、力尽きて倒れたりして、逃げ切れなかつた人たちが沢山いたはずです。

吉林キリンからかしら、無蓋の貨物列車にぎゅうぎゅう詰めに乗せられて、敵機の爆音が聞こえると、皆降ろされて列車の下にもぐつたり、近くに建物があればその軒下に隠れたりしては、を繰り返しました。低空飛行での機銃掃射で吹き飛ばされたり、親子がはぐれたのを見つからないままだつたり。この過酷な逃避行の最終の場所まで、うちの一家六人が揃つて辿り着けたのは奇跡としか思えません。

八月一七日、日本人の多かつた炭鉱の町、撫順ブドゥンに着き、お寺に収容されました。二日前の終戦をどこでどんな風に知らされたのかわかりません。そこでは、ソ連兵がやつて来るから女子供は全部地下に隠れる、と。私や妹、女の子たちはみんな坊主頭にされました。九月八日、そのお寺で、三歳の弟が死にました。栄養失調と衰弱で、毎日、誰かが死んでいく。特に、五歳以下くらいの子供は順に、今日は誰々というように。両親は死んだ弟の爪と髪の毛、それと着たきりだつた小さなシャツを袋に入れました。一年後の内地（と言つてました）への引き揚げ

の時ほんの僅か持ち帰った物の一つです。

次の段階で私が覚えていっているのは、撫順炭鉱の一角に作られた日本人を収容する一区画、最低限の建物が並ぶという感じの所。父の残したメモ書きによれば、久保町集合住宅。父の満鉄での地位からか、うちの家族はバラックの一軒、といつても一部屋の、をもらいました。他の人たちは雑魚寝だったみたい。そこで一年足らず暮らしました。私たち子供は皆、髪の毛にしらみがいっぱい沸いて、皆でとりあつきました。父はソ連兵と交渉したり、呼び出されたりでした。どこかのだれかが自殺したといった話も特別のことではなかった。母はお餅を作つて、中国人街に売りに行きました。それで一家は食べることは出来たけど、私も妹も赤ん坊の弟も栄養失調で、もちろん学校にも行けない。それで引き揚げて来てから、私は学校が一年遅れてしまいました。

赤ちゃんだった乳呑児たちは、母乳のおかげで少しだけ長く生き延びることが出来ました。一九四六（昭和二一）年七月一日、さあやつと帰国できる、撫順駅を出発する列車に乗るといふ直前、その駅で、下の弟も息を引き取りました。葫蘆島から出る船で舞鶴に引揚げて来たのだけど、船に乗ったところで、海に葬りました。うちだけのことでありませんでした。みんな、順番に死んでいく。そうやって、両親は、息子を二人共亡くしてしまいました。後に、三浦とか妹の夫が大事にしてくれたのがとても嬉しかったようで、だから、父なんか「娘の婿が」

とは言わないで、「息子が」「息子が」と言っていました。

着たきり雀のまま、引き揚げて来たのは、だから、終戦の翌夏。呉の町も空襲に会い、焼け野原に再興中、そこで数年暮らしました。兵隊にとられていた、父の末弟も、抑留されていたシベリアから帰って来ました。母の実家は広島を中心地。原爆投下された時、家族は市の外れの住まいの方に居て助かりましたが、祖父の背中からは何年経つてもガラスの破片が出てきた、叔父なんかも原爆手帳を持ってました。

その後、私たち一家が最終的に落ち着いたのは福岡市。そこで、進学率が数%の頃でしたが、両親は娘二人を大学に行かせてくれました。大学にやる、というよりも、世の中が、ガラッと変わる、大変な経験をして来て、ちゃんと勉強をして、どんなことがあっても生きていけるように。ただ、仕送りは出来なから地元の国公立の大学で、アルバイトをし、日本育英会の奨学金をもらいながら、ということでした。あの頃の九州大学の入試科目は八科目。苦手科目もあつたので、五科目の県立の福岡女子大学の英文科を受験、入学。前身は福岡女専、我が国初の公立の女子専門学校として大正一二年開設。名門校ということで、九州一円、満州などからも才媛が集まったそうです。卒業してから、アメリカの損保の教社が入っている米国外保険協会（A F I A）の福岡支店に勤めました。英文書担当で採ってもらいました。地方で、外資系の会社は少なかつた。最新の英文タイプを使い、書類は全部英語。そこで、四年余り働い

て、実務的な英語が身に付きました。結婚後、アルバイト程度の仕事をする時も、後に定年まで二三年間働くことになったドイツ系製薬会社の研究所での仕事でも、それが役に立ちました。

三浦の方は、父は熊本出身。士族だった祖父が熊本市で柔道場を開いていましたが、父が小学生の頃、台湾の台北に移り、警察の警官練習場で柔道を教えることになった。当時の台湾の警察官は全員一度はそこで練習することが義務づけられていたそうです。父も、後には息子たち三人も通った台北一中に入学、卒業をした由。父は台湾総督府の役人になり、財務局だったので、毎年母を連れて東京に出張、数か月滞在して予算をもらいに国会に出かけて行きました。母がその話をする時は嬉しそうでした。その後、台湾北部の基隆キョウリンの知事（郡守）に赴任、知事公舎に住んでいました。そこで息子が三人生まれました。続いて員林イリンの郡守を一年くらい、それから日本赤十字社の台湾支部長で台北に赴任。母は福岡県の久留米市生まれ。祖父は宮崎県都農で禪宗のお坊さんでしたが、子供たちの教育のことなんかを考えて都会へと、母が小四の時、一家五人で台北に移りました。祖父は警察官を経て、日通に勤務。ですから、三浦の両親共に、台湾での生活が長くて、子供たちもそこで生まれ育ったのだから、日本には、帰る、というよりは、行く、という感じだったようです。

三浦は三男坊です。兄が二人、妹が一人の四人兄弟。四人全

員が台北市の南門小学校（昭和一六年から終戦までは国民学校）に同時に通っていた時があって、各学年でそれぞれが級長になって、朝礼の時など前にずらつと並ぶのも、母には嬉しかったようです。南門小学校には、台湾人の子弟も少数ながら入学していて、今でも同窓会で集まるそうです。これが、台湾と満州などで使い分けたとされる植民地政策の違いの表れの一つなのか。家で働いていた人たちや書生さんが、後に日本に遊びに来るようになって、私も会ったことがあるのだけど、当時子供だった兄弟たちのことを「○○ちゃん」と呼んでいました。私たちのところでは考えられないことでした。小学校の夏休みだったかに、兄弟三人だけで、当時満州で暮らしていた叔母の所へ遊びに行かせてもらい、奉天にも連れて行ってもらったそうですから、幼稚園に通っていた私とすれ違ったかも知れません。

日本から学徒出陣で見習い士官として台湾に来た兵隊さんたちは一年経つと少尉に昇進。台北の家には、そんな兵隊さんたちが、休暇が取れると遊びに来ていました。三浦家の家系図と古文書は、その中の数人、南谷少尉、八木少尉といった方たちが終戦で帰国することになった時に、それだけを肌身離さず持って帰って来て呉れたおかげで、両親の手元に残りました。後には、歴史をやっている三男が保管することになったのです。今、関学の同僚だった日本法制史が専門の林紀昭先生にその処遇万端をお願いしている次第です。

その他、台北の家には熊本から移って来る時に持ってきた家宝の名刀が三十本くらいあったそうです。どうも米軍が上陸してきて台湾は玉碎ということになるらしい、との噂に、三男坊一人でも熊本の陸軍幼年学校に行っていれば、一家のうち一人だけでも無事でいられるから、と父は本人の希望を聞き入れて、それでその中の一本を彼に持たせたのですが、入学したらすぐに学校が預かっておくからと取り上げたようです。

彼が陸軍幼年学校に合格した春は、長兄は台北帝大医学部に、次兄は台湾高等学校に、妹は台北第一高等女学校に、と四人兄弟全員がそれぞれの志望校に合格という快挙、敗戦の夏まであと数か月の時でした。翌年、昭和二十一年三月末、残りの家族五人は、基隆の港から引き揚げ船に乗りました。一つ前の船は米軍の魚雷で沈没したそうです。翌日、広島県大竹港に上陸。熊本の引揚者住宅で一か月間暮らした後、母の親類のいる福岡に移りました。

陸軍幼年学校

三浦は、南門小学校を出て、台北州立台北第一中学校に入りました。二年を終えた一九四五（昭和二十）年四月、戦争が終わる直前に、一人、親元を離れて、熊本の陸軍幼年学校に入りました。（二〇九頁に写真あり）。

その頃の子供たちは「お国のために、天皇陛下のために死ぬ」というのでずっと来ているから、何のためらいも無かったそう

です。ただ、写真で見るとまだ小さな坊やですから、陸軍士官学校に行くとか、陸軍大学校に進学するとか、特攻隊に入るとか、将来のことまで考えてのこととは思えません。普通の兵隊さんは入隊すると、ひどいシゴキが続いたそうですが、エリート養成学校だった陸幼にはそれは全く無くて、そのまま居れば、ダンスやマナーを習うことになっていました。「でも、その前に特攻隊で死んでいただろう」と言っていました。

陸軍幼年学校に入るために台湾から九州に船で向かっている時、米軍の魚雷で別の船は沈んだけど、自分たちの船には米軍の捕虜がたくさん乗せられていたので、当てられなかったとか、同期だった人が書いたものを読んだことがあります。その辺のことは直接詳しく聞いたことはありません。

書生生活

戦争に負けて、陸軍幼年学校は突然に無くなってしまいました。四月に入学したその年の十月には、旧制の県立熊本中学校に転入学しています。頼る親戚もなく、どこに行くという当てもない。本当に困ってしまう。でも、どこかには行かなければ。さあ、どうしようか。日本の親元から来ていた生徒たちはそこに帰って行けばいいのだけど。台湾には帰れず、後では、親兄妹も福岡の親類を頼って帰って来るというような状況でしたから。私もいくらかは聞かされていましたが、熊本中学で机を並べ、九州大学へも一緒の友人が、三浦が亡くなったのを知って

書いて下さった手紙の中にも、その辺りのことも触れられていました。

どうにか、吉田安という父の友人の弁護士に書生にしてもらって、中学校に通わせてもらえることになった。朝は早く起きてご飯炊き。掃除もした。お昼ごはんは抜き。級友がお弁当を食べている間は校庭を走って時間をつぶした。戦後、食糧事情が極端に悪い時、友人の子供だというだけで、ご主人が連れて来たのだから、奥様はさぞかし困られたことでしょうし、学校に行かせてもらえただけでも御の字だったのでしようね。でも、私はこの話を聞くと胸がつまりそうで、少々身体に悪くても、脂っこいからだめなんて言わないで、何でも思いつきり食べさせて上げたくなくなっていました。

学生生活

熊本中学を出て、親が帰っていた福岡に移り、旧制福岡高校に合格しましたが、これも入学して一年で制度改革。受験をし直して、九州大学に入りました。十四歳で親元を離れ、親兄妹と再会したのは三年振りのことで「はい、そうであります」と敬語を使ったんです。可哀相なことをした、と親は思っただよう。でも、寮に入ったから、親兄妹と一つ屋根の下で暮らすようになったのは身体を壊してからのこと。

大学時代、学費も生活費も全部アルバイトで賄っていたので、あらゆることをしたそうです。衣装を頭からスポツとかぶ

って繁華街の天神でサンドイッチマンをしていた。友人が通ったら衣装を外して話をし、終わるとまたスポツとかぶって仕事。鰻屋さんの丁稚、匂いをかいで食べた気になれる。蕎麦屋さんの丁稚。葬儀屋では、もう危ないという人に酸素ボンベを届けたりとか。川に浮かぶ材木流しの仕事。大学には試験の時だけ行く。授業料を滞納すると名前が貼り出されるのだけど、同時期に九大にいた次兄がよく助けてくれたそうです。もらった奨学金を回して援助をしてくれたり。感謝していました。兄もそんなことでアルバイトをしなくてはいけなくて、やっぱり大変だったと。

こんなことで、身体を壊して、結核になってしまふ。栄養不足なのに、好きでサッカーをやっていたのも、身体を壊す原因に。当時は、結核にかかった人が沢山いました。身体を壊して親兄妹と一緒に住むようになって、長期休学して病床にあつたのを、家族が骨身を削って支えてくれた。そのおかげで、五年も遅れながらも大学を卒業し、大学院に残ることも出来たのでしよう。

友人の手紙から

先ほどお話しした熊本の友人の手紙の中に、学生時代の様子もわかる一文があります。

「九州大学は、彼は福岡の第一分校。私は久留米の第三分

校に配属でした。そのため数えるほどしか会っていません。当時、東京は飢え死にしない者が行く処でした。三浦君は食える処で入学したわけです。しかし引揚者で学資ゼロ。今みたいに遊ぶカネや、旅行の為にバイトをする時代とは違います。学校に行ったら食べられない。バイトに行けば講義に出られない。電車賃を使ったら昼食抜き。ずっとバイトをすれば、学校には長期に出られない。俺は一体学生なのか、何の為にこんな生活をしているのかという悩みを生じます。学生運動も盛ん。両立させようとする、身体に無理が来る。ある時、一分校に訪ねて行ったら、寮生が、彼は体をこわして福岡近郊の両親の家に休んでいますよ、と……」

九州大学の構内には教養課程をまとめて置ける施設が無くて、三つの分校に分かれてたのでしょうか。福岡市に置かれた第一分校には文科・理科の学生、久留米市には第二、第三分校が置かれ、第二分校には理科の学生だけを、第三分校には文科の学生だけを収容したのだったとか。

みんな貧しかった

「聞き書き」に出てくる山口裁判官の餓死の事件については、悲惨な状況をたくさん目の前で見たり聞いたりして来ているので、特別なこととしては受け止めませんでした。要領の良い人

はヤミで物を手に入れて、要領の悪い人はこんな感じで栄養失調で死んで行く。裁判官が餓死というので、象徴的な事件とは言えるのかもしれないけど。道端で道行く人に喜捨を乞う傷痍軍人の姿もたくさん見ましたし。腕を失くしたり、脚を失くしたり、白衣のようなものを身につけて。それは直接目にする光景だったので、その方がより現実的な衝撃でした。

さきほどお話ししたように、私たち一家は呉で暮らし始めましたが、お米の配給も僅かなので、毎日メリケン粉を溶いてフライパンで焼いたのを食べていた。「お焼き」と言っていました。信州名物に「お焼き」ってあるけど、あれとは全く別もの。それから、裏の空き地に植えていたさつま芋の「芋づる」を炒めたのがおかず。「お焼き」と「芋づる」ばかり。引き揚げて来てからも、妹なんかは、お腹が膨れ上がった完全な栄養失調症状が残ってて、ちよつと押されるとコロんと転びました。よく生き延びてくれたことと思います。そうでなかったら、四人姉弟だったのが一人になるところでした。それでも私たち姉妹はずっと両親の庇護の下で食べさせてもらえた。三浦はそうではなかった。十四歳から自分で食べ物を手に入れなくてはいけなかった。「自前で食ってた」とよく聞かれました。

朝日新聞に、二〇〇五年八月二二日〜九月九日、「満州」の遺産一〜一四」というシリーズが掲載されました。それを見ても、満州からの引揚者が、各界で活躍する、私達と同世代の人たちも、たくさん居ました。八月が近付いて来ると、一般の読

者からの投書欄にも、戦地での、外地からの引き揚げでの、内地にいても、原爆に、空襲に、疎開に、学徒動員等々、戦争にまつわる体験談が多くなっていました。

それも、戦争が過去のことになるにつれ、年々、少しずつ減って行くものだろうと思います。こうして、実体験の記憶をたぐり寄せ、思い起こしながら「戦争とは？」という問いかけが出来る世代の、私達は最後の方かも知れません。

九州大学法律研究会、宮本康昭のこと

九州大学法学部で三浦たちが作った法律研究会は、法研って言うてました。私の妹の夫、宮本康昭もその法研の仲間でした。熊本で判事補の時の一九七一（昭和四六）年に再任拒否にありました。三浦は病気で卒業が五年遅れたので、彼と同期ということになってしまいました。後輩兼友人みたいな人です。三浦は、研究会が出した雑誌を一号から全部残していて、亡くなったあとは、宮本のところに移しました。福岡に帰るといつも法研の仲間が集まってくれました。殆どの方が大学か法曹界へ。「聞き書き」ではさらっとしか述べていませんが、法研は彼の中では大きな存在でした。

宮本は、あのあと簡易裁判所の判事を二年ほどしてから東京に移り、それからずっと弁護士をしています。再任拒否については、あれは宮本の個人の問題ではなかった、という、最高裁の長官だった方の発言が数年前に朝日新聞に出たんですよ。長

く心を痛めていた母が、少しずつあちらの世界に行きかけている頃で、もう少し早ければ、それは喜んだことと思います。その頃の政権と、最高裁判所の中でそれに同調する勢力とが、青年法律家協会の護憲の姿勢を押さえ込もうと、それには会員の誰か一人再任拒否に、などと考えたようです。彼らの意図に反して、宮本は、なぜ再任拒否されなければならないのだと、最高裁まで出かけて行く姿が、テレビで映されたりしました。しっかりしてました。最高裁では、もつとあつさりと言ひ込んでくれるだろう、と考えていたみたい。朝日新聞（夕刊 二〇〇六年九月四日）掲載の記事は次のとおりでした。見出しは、「惜別」最高裁元長官・矢口洪一さん ミスター「司法行政」。

「元長官に足かけ三年インタビューして「オーラル・ヒストリー」をまとめた御厨貴（みくりやたかし）東大教授らを招いて会食したのは今年七月二日。「遺言を残しておきたい」。そこで触れたのは、最高裁人事局長として、一九七一年、護憲を掲げる青年法律家協会への裁判官加入に右派から攻撃が強まる中、会員の宮本康昭判事補（当時）の判事への再任を拒否した問題だった。「影の部分」を君たちにははっきり言わなかったが、裁判所の派閥抗争の表れだった。宮本さん個人の問題ではない。」宮本さんも数年前、パーティーで本人から同様に聞いた。「時の政権に同調する長官たちの勢力が強く、自分の本意ではなかったと言

たがっていたようだ」。

諸先生のこと

恩師の吉田道也先生を、福岡に帰った時は必ず夫婦で自宅にお訪ねしました。奥様はピアノの先生、感じの良い方だから、学生の時でも伺いやすかったと言っていました。吉田先生は、西洋法史の就職先きは少ないから弟子はとらないと強く言われたようですが、三浦はガムシヤラにお願いしたみたい。残ってからは、あちこちに声をかけて就職の心配を下さったそうです。いい先生でしたよ。

三浦が好感を持ってよく口にしたお名前は、国際政治学者の具島兼三郎先生(一九〇五―二〇〇四年)。具島夫人も、私はお会いしたことはないのだけど、若い者を気持ちよく迎えて下さる方なので伺い易かったとよく言っていました。

それから、世良晃志郎先生。学会の後など、世良さんが、世良さんと。私もお目にかかったことがあります。

久保正幡先生は、三浦の最初の留学の時、羽田空港まで見送りに来て下さったので、私もお会いしました。コペンハーゲン経由の飛行機だったのだけど、コにアクセントを置いて「コペンハーゲン」経由ですか言われたのが印象的でした。

研究のことなど

本当にやりたかったのは国史だ、ということ、私もよく聞

きました。法学部に行ったのは、運のつき、みたいな気持ちはあったようです。ですから、定年退職後はどこかの大学で日本史の聴講生になりたい、などと言っていました。考古学もやりたかった、トロイの遺跡を発掘したシュリーマン(Ludwig Heinrich Julius Schliemann、1822-1890)のよう。

台湾では、小学生なのに父親が古本屋に行く時は必ず着いて行く、古典と言われるものと小説とか、洋の東西を問わず小さい時に読んでしまったようです。だから、辞書みたくて、色々のことを知っていました。これが、研究者としての基礎になっているのではないかと思っています。「聞き書き」にある「本当はどうだったんだ」ということ、歴史は「本当はどうだったんだ」というところから始まるべきで、何かを前提にしてそこに持っていくのではない、というのはよく耳にしました。研究方法の基本だったのかな、と感じています。

研究のあり方については、仲間で専門の話が出来る場を持ちたい、研究者の後輩となる若い人達とそういう場を持つこと、というのがいつも基本にあったようでしたから、定年後の週一回の非常勤講師で院生だけの授業に行くのは楽しそうでした。教室から学内のカフェに座を移しての雑談でも、専門家同士みたいな話で盛り上がった日は、今日はこうだったよ、と嬉しそうに帰って来ました。うちのサロン風研究会は専門的でしたね。

広島大学、ドイツ留学のこと

広島大学では教養部でしたから、法制史の専門の話ができる仲間がいなかったと言っていました。だから、関西学院大学に移ったら、西洋、日本、東洋の三つとも揃っている、それと、少しだけ年上の、東洋の八重津洋平先生がいらしたことも嬉しかったです。頼りにもし、気も合って、それぞれの定年の時には若い人たち数人と、全員夫人同伴で集まったりした時は、先生も三浦もとても嬉しそうでした。

その点以外では、広島大学では、教養部にいたことで、色々な専門の同僚の方々と親しくなって「若手の会」というのを作って、とても楽しそうでしたよ。夫人同士も仲良しになり、夫婦ぐるみでの付き合いになりました。殆どの方が、その後、あちこちの大学のご専門の学部に移って行かれました。元同僚というだけではないお付き合いも残っています。

独文の児玉先生もその仲間。京大の哲学出身です。一足先きに夫人同伴でフランクフルト (Frankfurt am Main) に留学されていて。三浦は、ラドルフツェル (Radolfzell am Bodensee) にあるゲーテ (Goethe-Institut) に入り、四ヶ月後にフライブルク (Freiburg) 大学に移ってから、私を呼ぶつもりでした。奥さんも早く呼んでゲーテに入れた方がいいよ、と三浦に勧めたのは児玉先生。急ぎよ、来るようにと連絡をして来ました。あわてて旅券を取りました。それで、二人揃って、ゲーテに通うことに。彼は Mittelstufe、私は Grundstufe I のクラス。ミ

ュンヘン (München) から列車で一時間程のコッヘル (Kochell am See) のゲーテ。コッヘルは、文字通り、湖のほとりの小さな町、春に向かう美しい自然の中で、方々の国からの仲間たちと、最高の二ヶ月でした (一九六九年三月四月)。

児玉先生は、大学を定年退職された後、郷里の広島県本郷町で「みとしろ文庫」なるものを作られました。近くに、知る人ぞ知る、御年代 (みとしろ) 古墳がある。合併で三原市になるため使わなくなった、町の洋館建の会館を利用して、その所有者である友人と。三浦の病気が見つかる少し前、うちに来泊された折に、本の寄贈の話になりました。何とか少しは整理しなければと思っていたところでした。その後、種々の玉石混交のような本をダンボール箱に詰め込んで、何度も宅急便を送り出しました。「みとしろ文庫」で『三浦蔵書』として一角を占めている由。

それにつけても、三浦の亡くなった後、書齋の専門書や文献など、皆さんで、ご自分達の研究室や図書室に保管することにしたり、整理したり、ご尽力下さったこと、私には何よりありがたいことでした。

ドプシユ (Dopsch) のお孫さんの話が出ていますが、三浦は、学会だかで同席して仲良くなったのでしょうか、帰って来る時に、彼をコッヘルに連れて来て、ゲーテの指定のレストランで仲間と夕食中の私に会わせました。好印象の、良家の青年といった感じ。婚約中とのことでしたので、私が覚えたてのドイツ

語で「Ich gratuiere Ihnen zur Verbüßung」と言ったら、すごくほめてくれました。住んでいる部屋にも来てもらいました。ゲートルは、夫婦連れには、広めの部屋を用意して呉れてました。

来訪者たち

シュルツ（Knut Schulz）さんは、独身の時と、結婚されてからはご夫妻で二度でしたか、我が家に来泊。最後のは、ベルリン大学定年退官の記念旅行で。手紙のやりとりは今も。「二一〇頁に写真あり」。

いろいろな方をうちにお迎えしています。クレツシエル（Karl Kroeschell）ご夫妻も何度も来泊。シュルツェ（Hans K. Schulze）さんも。ディーステルカンフ（Bernhard Diestelkamp）ご夫妻には泊まっただけなかつたけど。ケープラー（Gerhard Koehler）さんは、名で呼び合う間柄なのでゲアハルト。初来日の二〇〇七年四月の始め、三日間、一緒に過ごすごとが出来ました。「やっとカワニシの二人の家に来られた」と、お座敷で床の間に座ったり、畳の上に敷いたお布団に寝たり。近くの、知り合いのお寺にも案内してお茶を出してもらったり、早朝一人で散歩に出て迷子になったり。「二〇八頁に写真あり」。

年頭から、今年の名で呼び合う旧友達如初来日が続くことになる、と夫婦で楽しみにしていました。ゲアハルトの次は、六月に、アントニオ（Antonio Maffia）夫妻。三浦が、ラドルフ

ツェルのゲートルに入って、同級生で最初に仲良くなったのがアントニオ。イタリアからの裁判官と日本からのドイツ法史研究者。二人共つたないドイツ語でのやりとりながら、専門家同士みたいな親近感を持ったのでしょね。私が始めて会ったのは、彼が帰国後トリノの裁判所にいた時。二人で訪ねて行きました。それ以来の長い付き合いです。「裁判官を定年退官した、二人に会いたいから夫婦で日本に行く、カワニシの二人の家に泊まりたい」「いいよ。嬉しい、嬉しい」と言う話になっていました。

ゲアハルトを送り出した二週間後、三浦は全くの無自覚ながら、腹部大動脈瘤が見つかってしまいました。吹田の国立循環器病センターで、週明けにも即入院手術をということになった翌々日の日曜日（四月二二日）、夫婦で梅田に出て行き、学会で来阪中の小山貞夫さんと食事をする事ができました。前から計画していたことでした。いつも法制史学会から帰って来るど、同年代の親しい方たちの名前がよく出ましたが、小山さんはそのお一人、うちにもおいで下さったことがありました。一両日中にも入院することになったと聞かされて、驚いておいででした。学会に出るのは、以前は楽しそうでしたのに、少し前から、何か感じる事があったようで、気が進まなくなってきましたようでした。

六月に夫婦でやってくるようになっていたアントニオには、急ぎよ「大変なことになった、泊まってもらったり、案内した

りどころではなくなった」と連絡したのですが、「取り敢えずはキャンセルする、それでもいいから行く」と言ってきました。FAXでのやりとりが続きました。結局、夫人のカツラ(Katla)の同伴はやめて、イタリヤのシチリアからツアーに加わって、一人でやって来ました。三浦が亡くなる五ヶ月前、二〇〇七年一月下旬でした。京都のホテルに私たちも一緒に二泊。カワニシに來るのが、以前からの彼の希望でしたから、大阪城を案内してから、川西のうちにも連れて来て(二一〇頁に写真あり)、コーヒーを点て、はるばる持つてきて来てくれた色々のシチリア土産を受け取り、それからまた三人で京都のホテルに戻りました。カツラは弁護士だったけど、専業主婦になりました。ホテルからシチリアに三人で電話をかけました。彼女はドイツ語は出来ないのとアントニオが書いたイタリヤ語を私たちは棒読み、英語と混ぜながら、「会える筈だったのにねー」と話が出来ました。アントニオは、三浦の体の中で進行している容態を読み取ったのか、彼が座を外した時に「二人がかわいそうだ」と長身を半分折りながら悲しそうに言っていました。彼が撮ってくれた私たち夫婦の写真、帰国後に送って来てくれたのが、三浦が一応元氣そうに写っている最後の写真になりました。

SF好き、たくさんの趣味と最期のこと

趣味はたくさんありました。どれが一番かな。

聞き書き・わが国における法史学の歩み(八)

SF (Science Fiction) が好きで、だいたい一晩で一冊読んでいました。出かけた時は必ず紀伊国屋に寄って、新しいのが出ていると買ってました。「僕は本当はアンドロメダから来たんだ、あ、ばれた？」というのがよく聞かされたセリフ。

サッカーは、旧制高校ではキャプテンだったとか、七十歳になるまで旧制高校OBチームで蹴ってました。フライブルクでも、すぐに地元のクラブに入りました。車の運転も好きでしたから、ドイツではアウトバーンを走り、小さな町でもサッカー場を持っていて、サッカークラブがあり、幸いなことでした。

音楽も。聴くのはもちろん、音感も良かったみたいで、声はテノール、カンツォーネの「カタリ・カタリ」「或る恋の物語」など原語で歌ってました。ロシア民謡も好き。コンサートにもよく行きました。

家の設計。ソファアの傍には方眼紙がいつも手の届くところに置いてありました。住宅雑誌もよく買ってました。三十年余りを暮らした川西の家の間取り図は、最終案に至るまでにA案から始まって何枚も描いては専門家である父のところに送ってました。建ちあがったその家で父母も一緒に暮らしました。

囲碁も。私の定年退職の時には、記念にと脚付きの厚い碁盤に買い換えたりして、私にもすすめてました。時折、碁仲間を招きました。

大きな趣味の一つが、野菜作り。庭では、飢えた世代には花より団子だ、と休日には畑仕事に精を出して、四季折々の野菜

同志社法学 六二巻五号 一九七(二六一)

を種から蒔き、見事な出来のプロッコリーに、オクラに、夏はきゅうりにトマト、等々。近所に、来客にとふるまつては、出来栄えと採りたての味とをほめてもらって得意そうでした。七十五歳で非常勤にも出なくてよくなり、これからは晴耕雨読、もっと畑が出来る、と喜んでいました。でも、それが出来たのは一年そこそこでした。七十七歳で喜寿を祝つてから三ヶ月後の二〇〇八年の春、本当に穏やかな最期を迎え、四月二七日が命日となりました。

(二) トピック(2)：『九州大学五十年史 通史』(昭和四二年)から「インフレ下の学園生活」

「通史」は、「インフレ下の学園生活」という見出しで、無残としかいいようのないすさまじい生活難の様子を記録している。「敗戦とともに日本は急激なインフレーションが進行し、深刻な食糧危機にさらされた」。「極度の生活難は、もちろん学生たちばかりでなく、大学教職員すべてがそうであった。総長室にさえ暖房施設は何もなく、奥田総長は自宅から火鉢をもちこみ、演習林から木炭をもらってようやく寒を凌ぐ有様であり、会議も外套を来て寒さに堪えながら行うという始末であった」(五四二頁)。

ベンに代えて鋤をふるう

「理学部では、昭和二〇年一〇月末、学生の食料自給のために大分県下に耕作地を買い上げようという案が討議された。また敷地の一部を農耕地に利用するため、週に一〜二回、午前作業日を設けて希望の教官・学生がこれにあたることとなった。大学の敷地や自宅の僅かな敷地でベンに代えて鋤をふるい食料自給に精を出す教官の姿も珍しいものではなかった。法文学部では二一年三月一日以降の土曜日を、特に授業を行なわないことにし、主として教職員学生の農耕作業にあて、あわせて研究会・文化講義その他の開催に便ならしめることにした」(五四三頁)。

大学の庭園が菜園に

「米の運配・欠配はいよいよはなはだしく、二一年七月ごろには豆一号、米二号で二週間の食料に当てるなどのことがあり、職員は食糧事情のため毎週一日休暇を与えられた。医学部では他学部同様戦争末期から学内の空き地に蔬菜類を栽培する者が相当居ったが、終戦後の食糧事情窮迫のためさらに激増し、一時は庭園も菜園化する観を呈した」(五四三頁)。

下宿にかかる生活費の額など

「学生は戦前二五円から三〇円ぐらいで十分下宿生活が楽しめたものである。昭和二〇年末で、下宿代は最低五〇円、最高

一〇〇円といったところであったが、三食付の下宿は少なく、二食でも別に五、六升ぐらいの米の補給を強要されるものが多かった。下宿の賄だけで学生が満足できるはずはなく一〇〇円から一五〇円ぐらいの外食を必要とした。従って授業料(月額)その他を入れて月二〇〇円から三〇〇円の生活費がいった。住居がないために帰学できない者も居り、食糧補給に田舎に帰る学生もあって、学生の三分の一前後は常に欠席の状態であった。こうして二〇年末からの冬季休業期間は一月二〇から翌二二年二月一五日までの長期間にわたった(五四二頁)。

「……教室や地階の空屋、構内のバラック等に住むいわゆる学内居住者は、教職員二六六名、学生四〇〇名と報ぜられている」(五四四頁)。

アルバイト

「二三年二月、学生の社会部が法文学部学生を対象に行った学生生活の実態調査では、応答者二七九名中七七・五%はアルバイトを希望しており、そのうち六四%が生活費の全額、あるいは二分の一、三分の一をアルバイトで得ようとしていた。当時のアルバイトの職種としては肉体労働の二三・三%が事務筆耕と同率でもっとも高く、学生閣屋六・六%の存在も注目をひく」(五四五頁)。

講義プリント需要の激増

「アルバイトによる学生の欠席が多いのは当然であり、共済部発行講義プリントに対する需要は激増した。アルバイト問題は学生生活破綻の集中的表現であったといつてよい」(五四五頁)。

「住むに家なく、仕方なしに帰郷して試験は講義用プリントで間に合わせるといふ学生が多かった」(五四四頁)。

物々交換

「終戦直後に入学した学生たちはまったく種々雑多で、陸海軍の旧将校などは沢山いた。ほころびた軍服、それに長靴、カバン代りに参謀本部の凶囊(ずのう)、「地図などを入れ、腰にさげる小型かばん(広辞苑)―岩野」というのが当時の学生のいっぱいであった。……学生の揭示板は物々交換の案内でいっぱいであった。「本と米一升」とか「角帽と岩波文庫」「外食券と辞書」など食糧不足の世相を如実に反映していた」(五四二頁)。

落ち着きのはじまり

「衣・食・住の問題が落ち着きをみせはじめたのは二四年に入ってから」(五四三頁)。

「カーキ色の軍服姿が減ってほとんど黒一色の学生服に単一化されるのは二三年からである」(五四二頁)。

（三） トビック(3)・九州大学法律研究会のこと

時代の大波

研究会会誌『法律学研究』一六号（昭和三十三年二月二十八日）に、三浦澄雄「法研の過去・現在・未来」が掲載されている。三浦先生はこの作品を次のように書き始めている。

「この三月やつと卒業しそうになつて考えてみると、よくも永々と居たものだと思う。でも、僕にとつて九大生活は愉快だつた。後悔することは沢山あるけど、したいことをしたと思つている。その学生生活の中心は法研だつた」（二頁）。

このように書き出された三浦先生は、自分たちを押し流した、時代の大波の一つを次のように記している。

「僕たちは学制改革のおかげで、高校は一年で追い出され、大学生になつた。学校はいつ始まるか判らない、始まつても同じ校舎で同じ寮で同じ教授で、ひどい時は高校の時と同じテキストを繰返す講義もあり、しかも新制という意味で白眼視された。新制になつてレベルが下つたと今でも云う人がいるし、事実その面もあるだろう。でも学生が二倍になつたからといつて設備が二倍になつたか、教授が二倍

になつたか、学制を変えたその御当人たちは、昔はよかつた、今の連中はなつとらんと云いながら、何も与えてはくれなかつた。そして、学制が変わり、なつとらんのは僕たちの責任にされた。しかも僕たち自身の中にさえ劣等感が奇妙なコンプレックスを成していた。要するに面白くなかつた」（二頁）。

学生たちの心意気

学制改革で受けた被害の叙述に続いて、三浦先生は、当時の学生たちの心意気を伝えてくれている。

「しかし一方、開拓者精神は漲つていた。みんな、何とはなしに仲間意識があつた。個性を一杯伸ばそうとした。好きなことをしていた。学生運動も盛んで、論理性には欠けていたが、行動性があつた。僕たちは、何のために生きるのかを考えていた。僕自身の人生態度はこの時期に決定したと思う。簡単に云うと、みんなの役に立つ様にならうということにすぎないのだけれど」（二頁）。

続けて、三浦先生は、教養部を終えてどの学部に行くかを決めるに際しての、当時の学生たちの基準は「何が好きか」ということであり、将来の就職のことではなかつた、と書いている。「就職は結果もしくは手段であり、目的ではない」、「何とかな

るだろう」と、皆、思っていたそうである。

昭和二十七年六月に九州大学法律研究会はできた

「漠然と歴史が好き」で文学部への進学も考えていた三浦先生は、「林助教の法学概論を聴いてコレコレと思つた」そう、それが運の尽き、「第一志望法学部第二志望文学部国史、第三志望経済学部と書いて出した」とのことである。『九州大学五十年史 学術史・下巻』（昭和四二年）によると、林迪廣は、昭和二五（一九五〇）年四月に北海道大学から九州大学教養部に転任している。ただ、林は同年五月一日付で法学部に配置換えになり、社会法講座を担当している。教養部の科目名の中に「法学概論」はなく、「法律学」が四単位科目として設置されている。ほかに「日本国憲法」、「政治学」、「政治史」が設置されている。

法学部に進学した三浦先生は、次のように、大いに感激している。

「初めて学部に来た頃の感激は忘れられない。初めて大学に来たと思つた。壮大な大殿堂の中に一歩導き入れられた様な気がした。この中に小さくとも一本の柱をつけ加えることが出来るだろうかと疑つた。また井上（正治―岩野）先生の刑法総則の序文を読んだ時の感激も忘れ難い。更に友人から借用した山中（康雄―岩野）先生の『法の羈束力

的権威』を読んだ時は気がへんになった。この本を人に知らさでおくものかと思つた。僕は一分校に出かけて行つて、法律研究会、テキストは山中さんの羈束力、三人集つたら始めますと書いたビラをベタンと張り付けた。何故学部で始めず、教養部で始めたかなどは正確な法研史でも出来る時に問題にしていたらだ。

ビラを張つて数日して神武がやつて来て、三人どころか二十人位名前が書いてあるゾと云つた。二人は慌てて最初の集まりを開くことにした。法律研究会はこうして出来上がった。二十七年六月だつた」（三頁）。

三浦先生は、会誌の第二八号（昭和三十七年九月二十日）に、「法研夜話（その一 創世記）」を書かれているが、それによると、引用文中の「神武」とは「神武輝彦」で、「コウタケ テルヒコ」と読む。英語のよく出来る経済学部生で、三浦先生が「法研」に誘つた。引用文中のビラ張りを一緒にしている。

教養部にビラ張りに行き、教養部で「法研」をまず立ち上げたのは、山中康雄「法の羈束力的権威」を教養部の時に読んでおきたかつた、「なぜこれを教養部の時に読まなかつたのか」という思いに、三浦先生が駆られてのことのようである。ビラは六月一二日に張られ、一七日には研究会の持ち方を相談するために最初の集まりが持たれた。実際に研究会が始まつたのは一九日。場所は、法文地下控室である。会長は小野山裕治で、

顧問は青山道夫。ただ、三浦先生は病気になる、九月には一切手を引いている。教養部で始まった研究会は、会員が昭和二八年学部に進学することで、学部と教養部とに分離していく。

会誌「法律学研究」（六号までの会誌名は「法学研究」）

ガリ版刷りの会誌「法学研究（季刊）」「創刊号」が発行されたのは、昭和二九（一九五四）年春のことである（三頁）。「創刊号」そのものの「後記」に年月日は記されていないが、先の「法研夜話」に、次のことが書かれている。昭和二九年「四月一日、教養部の汚い小屋に……原稿と謄写版をかついで集合した。皆でガリを切り、皆で印刷した。題は「法学研究」とした。これが現在の「法律学研究」の創刊号である。この仕事が三日までかかった」。

会誌第二九号（昭和三十八年二月一日）掲載の三浦澄雄「法研夜話（その二 雑誌のこと）」によれば、会誌が発行されたのは、活動が停滞していた研究会の再出発を期してのことである。「発刊の辞」（小野山裕治 法学部四年）は、格調が高い。

「春が来て、野も山も重い上衣を脱ぐと、新しい生命が地上に頭をもたげる。今まで地下で眠っていた彼等が逞しい建設を始めるのだ。我々はここに「法学研究」創刊号を発刊する。生きよう、そして幸福を求めようとする凡ての人達の希みが、彼等にとって最高の意志であるとすると、そ

れは人間の本能に深く根ざした現象に違いない。

我々は「法学研究」の創刊に際し、その底に流れて迫る生命の激動を感じる。我々は昨今の学生生活に幾多の感慨なきを得ない。しかし、すべて何も問うまい。だが、日本が悲しむべき現実に直面している時、学生も又、時代の嵐を免れないこと、余りにも明らかではあるが、それでも、否、それだからこそ、熱と意気に燃え、眞理を探索する学生が新しい建設を始めることが、是非必要であること、唯、そのことだけ云いたい。薄暗いところに、まるく、縮み込んでいた法律研究会も、燦々とふりそそぐ白日の太陽の下に運び出すのだ。そして、この世に生を享け、新しく、生まれ出でんとする、凡ての生物に呼応し、生きる喜びを樂しみ、眞実に生きるため、営々と、ねばり強く、歩み続けるのだ。我々は、自己の生命の息吹のすべてを、この「法律研究」に傾注したい。かくすること、必ずや、そこには生きようとする諸人の、清く、尊い生活を向上させるための一助となる、何物かが、生れ出づるものと、信じる」

三浦先生の会誌掲載論文

三浦先生は会誌にいろいろ書かれているが、論文は以下である。「法制史へのインタレスト」（第一三号、昭和三十二年五月十五日発行）、「ゲルマン古代について」（第一五号、昭和三十三年十一月二十五日発行）。前者の論文を全文、次節に転載し

た。三浦先生の学生時代の論文をここに掲載することについてためらいもあつたが、当時の学生たちの学問への取り組みがいかにひたむきであつたかを知る資料としても重要であると考え、稲元 格氏と相談をし、三浦暢子夫人のお許しを得て掲載することにした。

ちなみに、三浦先生の卒業論文題名は「ゲルマン時代における刑罰権の構造とその性格」である（会誌二二号、昭和三十五年二月二九日）。

（四） トピック(4)…三浦先生の学生時代の論文「法制史へのインタレスト」の転載

（一）

法制史を何故勉強するのか、また何故勉強しなければならぬのか、何故まず西洋の、それも中世を研究に対象に選んだのかを書かねばならぬことになつた。しかし歴史への興味、法制史研究の必要などは各人異つている方が当然であろう。だからこれから書くことも専ら私自身の考えるインタレストであつて法制史部会の右代表的意見ではあり得ないし、この雑文に対する批判も全く私に向けられるべきであることを最初におことわりしておこう。

（二）

法制史は、経済史、政治史等々と共に歴史学の研究対象の縦の一部を占めるものであり、法制史の研究は一般的な歴史学から専門的に分離し、同時に現行法の理解に不可欠な方法として行われて来たのだと考える。法制史研究の興味、その必要も私の場合大別して歴史への興味と、現行法又は現代法思想の理解の方法として問題になつて来ているように思う。

漠然と歴史に興味を持つているという場合がある。私がそうであるし以前からそうであつた。中国の史書が小説的役割を果たしていたり、講談が面白かつたり、事実は小説よりも奇であつたり、そんな風な面白さなのかも知れない。宗教的必要や農耕の必要から発達した天文学とは別に好奇心だから星を見上げていた哲学者や、現代までの諸々の探検家の持つた興味と同じものなのかもしれない。この段階には問題意識はないし、何故興味を持つたのかの解答はない。しかし非常に抽象的に見える心理的な興味にも必ず利害関係の一面がある筈だと思ふ。私自身漠然とした興味は何故起つて来たのかずいぶん考えてみたが未だはつきりと人に云えるようなものを持つていない。ただ歴史への興味は未来への展望につながつてゐることはたしかだと思ふ。日本の将来はどう變つて行くのか、その変革はどの様な形で起らねばならぬかという問題は学問的には政治学の分野で探求されている。それは日本の現状の正しい分析から始められねばならないのだが、日本の戦前戦後の資本主義論争を通じ

て概念規定が不明瞭であつて何をメルクマールにして概念を規定し時代を区分しているのかはつきりしないものが少なくない。そのため現状分析は明確さを欠いて無用の混乱と論争を生み、まして変革の方式では徒らに試行錯誤を繰返して来ている様に思えてならない。日本では半封建的と呼ばれる社会体制が問題の中心であり、歴史的には明治維新の性格の解明がはつきり行われねばならないと考える。その明治政府が以て範とすべき法制度として取入れたのはプロイセンドイツの法制度であつた。私は明治維新以後の法律の背景となる法思想の研究は日本法制史の徳川時代の研究よりもむしろヨーロッパ、特にドイツに求められるべきではないかと考えている。だから法律思想や法律技術に関する西洋法制史の研究は迂遠ながらも明治維新以後の日本の現状の解明、ひいては今後の方向の決定にも寄与する所あるのではあるまいか。私がゲルマン中世から始めて近世に近づこうと思う理由の一つである。私にとつて歴史への興味が未来への展望につながつているというのは以上の様な意味である。

(三)

次に法制史学は法の歴史性の把握に学問的基礎を提供するという任務があると思う。その点から現行法又は現代法思想の理解のためには是非歴史的方法が必要になるという面がある。実定法の勉強に甚だ不忠実な私は適当な事例を挙げるのに困惑するのだが、例えば法律学研究十一号「法哲学というもの」を見

れば原島先生は民法一七六条の意思表示の性格の研究からフランス民法やドイツ民法へ、更に自然法学と歴史法学、ゲルマンステンとロマネステンの研究へと進まれた必然性、必要性をはつきりと示されているし、十二号の吉村氏の「法研の情熱」にも告訴不可分の原則の研究について私人訴追主義から国家訴追主義への移行の過渡期、妥協的制度としての親告罪を考え、歴史的研究方法の必要性が強調されているのを見る。私達は講義で現在の色々な法律の色々な原則をまああるがままに習うわけであるが、一体何故この様な原則が生れて来て何故現在に妥当し得るかを考えるとき、その基盤となつている経済に目を向けると同時に過去の歴史をふり返る必要を必ず感じるに相違ない。この様なことは誰でもどんな小さな問題についても感じることだろうから例を挙げる必要もあるまい。今の私の場合、最も大きな関心は法の定義の問題にある。これは私が実定法の具体的問題に興味を持つほど勉強していないから非常に抽象的な形で問題に近づこうをする欠点を示していると批判される点で不勉強を恥じるのみだが、すでに存在する抽象的定義を手がかりにして現実と歴史の中で吟味して行くことも一つの方法として成立し得ると思う。又一つの実定法の勉強が法律学の体系の中の如何なる地位を占めているのか、それらに共通し統一する法とは何かに答えるためには一見抽象的に見える法哲学が一つの学問の分野を占め得ると思う。

私はずいぶん前この雑誌に書いたことがあるが、人間の社会

的行為の無数の繰返しの中からその社会に妥当する社会規範が生まれ、それが国家によつて価値的認識を受け、国家の強制力を以て強行される時初めて法規範になるのだと考えている。ここに云う国家とは恒常的に組織された支配階級の暴力を云うのであつて、現在の様に殆んど完成された組織のみ云うのではない。この様にして表現され強行される支配階級の意思を法と定義する見解に対しては自然法その他多くの反論があるが、国家による強制を法のメルクマールとする点に対する最も重要な反論は法社会学から提出されている。法社会学は時代的部分的に認められる各社会に存在する規範、即ち私が法規範の前段階として社会規範と書いたものを生きた法と呼び、法を国家法に限らないとするのである。戒能先生は法律講話の中で「(法的規範を強制するものは)現代においてはいうまでもなく国家である。しかし法的規範の成立が国家の成立をまつて始まると思ふのは、むしろ誤つていゝるのではあるまいか。中世ヨーロッパ諸国には君主はあつたが現代的意味での国家はなかつた。……換言すれば中世的社会には王に関する思想は存在していたが国家の理論は存在していなかつた。……だからして中世の社会に国家があつたということは現代の角度では言葉が強すぎるのであつて事実をすなおに観察すると法は国家以前にあつたといつても誤りではないのである。」

「(何らかの意味で法の執行を強制し違反者に外形的な力を

行使した権力の機構がある以上これを国家と考えてもよいのではなからうかという質問に対して)それは言葉の使い方である。しかし西洋の中世ならば或る行為について国王が処罰権などを行使するとともに教会が破門を命じ告白を聞かないなどというような力の行使をしたことも事実である。そうなると国家は同時に二つ以上或る人の上にあつたといえるのか。また村落や家族内で行われる慣習や伝統は家族の力、村落の力で押し切られていたけれども必ずしも常にその全部が国家的権力の保護を受けていたわけでもなかつた。これらの教会村落家族等を国家と呼ぶことは多少困難があると思えるので僕は敢えて国家のみが唯一最高の法の執行者だとは考えていないのである。いわんや現代においてすら国際法は特定の国家によつて權威を与えられそれから初めて法になるのだとはいえない面が多いであらう。そうなると国家が常に法の効力を保障する機構だとみることが多少論理のための論理を追求するくらいがあつてそのかぎりでも法を一国の特殊現象とみることに若干の疑問が発生する。国際法は法でないという学説も存在しているが僕などはやはり一種の法規範であると考えてる方なので法を国家にまた国家のみに結びつける考えには必ずしも同意出来ないものをもつてゐる。」

と書かれており、極めて平易な表現をされているし、多くの留

保をされながらではあるが鋭い批判をなされている。

国際法についてくわしくは触れ得ないが、私は国際条約は市民社会人相互の契約に対比されるべきもので、それが破られた時の強制力は僅かに国連の制裁規定や国際司法裁判所にその萌芽を見るのみであるし、まして超国家的な世界法などは存在しない、只国際条約が国内法に取入れられる限りに於て法の問題になり得るのだと考えている。こゝではこれ以上上げるわけにはいかない。その他の点に答えるには中世のすべての研究の結果を必要とするだろう。私が読み、私が理解し、私が考え得た限度においてこれにふれてみよう。

先に述べた様に国家とは階級社会において支配階級が被支配階級に或る規範を強制する暴力機構だと考える。これを離れてその組織の複雑さの如何、地域的範囲の広狭だけを問題にするなら国家の定義は極めてあいまいなものになつてしまふだろう。血縁団体をそのまゝ、奴隷制に包含したオリエントや農業奴隷の使用によつて農業商品生産を極限にまで推し進めたローマに比して、ゲルマンの階級分化は遅れてしかもゆつくりと進んだと思う。ゲルマンの奴隷制について私は殆んど知識を持たない。ただオリエントやローマの様に大規模なものではなく原始共產産的な社会体制を比較の後まで残存させていたことは中世を通じて大きな影響を与えたと思う。多くの自由農民を残し、君主の権利を極限まで押し縮める役割を果たした反抗権はこの現われだと考えている、ゲルマン古代に於てすでに王や首長を出

すジツペは貴族として人命金は平民に数倍し土地や戦利品の分配にも多くの権利を持つ等の経済的特権を有していたのである。これらの貴族が従士団を持ち、歩兵から重装騎兵に変化する武装能力の負担に堪え得る様な経済的優位を示す様になる時、階級の文化は明瞭に現れて来る。フランク時代から中世はこれらの土地所有の維持のための機関が次第にはつきりと現れて来、それが統合されて行く時期なのである。教会も宗教的權威の面からのみ見てはならず、国王が諸侯の権力増大に対抗する手段として自己のムントに属する私有教会に領地を与えイムニテートを認めたことから生じた大領主なのである。ゲルントヘルシャフトを単位とする小国家群が経済能力、即ち武力の大なる国王又は貴族の下に、最初は人的關係として、後には裁判領主権を通じて地域的に統合されて近代国家に変質して行く過程がゲルマン中世の一面の姿なのである。即ち上には非常にナマな形で土地所有に密着してはいるが恒常的な強制力を持ち後には裁判権をも手中にした自然発生的な古典的ゲルントヘル単位とシェレン制によつて階層づけられた支配者のヒエラルキーがあり、下には自由民から次第に農奴化して行く農民や非自由人が居る。私は世良教授が中世フォイダリスムスの最低単位として提出されている古典的ゲルントヘルシャフトを最も簡単な形の国家だと考えている。何故なら第一に土地所有者と非所有者の階級対立を含んでいる。次に領主の側が武力を持つて土地所有を強制し得る。これが本質なのであつて「言葉が強すぎ

る」という様な問題ではない。戒能先生が近代国家のみを問題にされて「それは言葉の使い方である」と云われるのが私には不可解である。また村落や家族内での慣習や伝統は現在でも存するのであり、その全部が国家権力の保護を受けているのではない。社会規範にも無形の社会的強制は存在するが、それを未だ法と呼ぶことは出来ない。法社会学がすべての社会規範を法と呼ぶことによつて国家法をそれらと同列に置か、せめて量的な相違にしてしまい、法の階級性を見失いがちであることに私は不満を感じる。川島教授が日本の近代化を目的意識として特に農村の封建的慣習の調査を進めて行かれることには尊敬を禁じ得ないが、前近代的慣習の調査が裁判規範としての慣習法に悪くするとマイナスの材料を提供する危惧を感じないわけには行かぬし、前近代的な規範例えばヤクザの掟の調査は社会学のなすべきことではあるまいか。また法社会学の調査対象が近代資本主義的規範と前近代的規範とのずれに主として向けられて居り、資本主義的規範と労働者階級の中に生れつつある新しい規範意識とのずれは割に問題とされていない様に見えるのも充分理解し難い点である。

や、一般論になつてしまつたが中世は階級文化と国家機構の形成に多くの材料を提供するのであつて、以上述べた様な原始共産体からの階級分化の進展は各民族に見られるのであるが、ゲルマンに比較的遅く現れたことは私たちの研究に多くの資料を与えてくれる点で有利であるし、多くの学者が研究の対象と

していることも他民族の法制史に比してはるかに多くの手がかりを与えてくれる。

勿論私たちの研究はゲルマンに限られるのではない。例えば教会法やレツェプチョンの研究は当然ローマ法の知識を必要とするし、更に手がかりがあれば楔形文字法にもさかのぼる必要がある。私は最初、規範の最初の形として原始時代の研究からなされねばならないと考へた。しかし殆ど手がかりが残されていないことに気付かざるを得なかつた。例えば石器時代の住居跡から当時の家の単位を推察することは可能であろう。古墳の副葬品の多少から経済的富の偏在を知り、或程度の階級分化を知ることも出来るだろう。だがそれから当時の人々の社会生活や規範意識を知ることが推論すべく余りにも困難が伴う。もう一つの方法は民俗学的人類学的方法であつて、現在未だ石器時代の生活をしている民族の社会生活を調査することによつて過去を類推する方法である。この面でマリノウスキー等の所謂機能学派の功績は大きい。しかしこの方法は、生産技術の程度と社会構成や社会規範とが法的に並行するという大前提を吟味しなければならぬし、何故に彼等が未だにこの様な低い段階に停滞していたのか、民族の活力とは何かの問題を説明しなくては直ちに類推の資料とする点に危険がある。

これらを参考にしながら私は社会規範がどの様にしてどの様な形に形成されて行くのか、階級分裂はどの様にして発生しどの様に現れどの様にして和解除し難い対立となるのか、国家権

力ほどの様にして生れどの様に恒常的なものとなりどの様な形をとつて来たのかを知りたい。先づゲルマン中世の研究の中でみづちり勉強し、少しでも早く近世の法思想に入つて現行法に近づくと同時に、実定法を勉強して多くの疑問を問題意識として、私の法制史と法理学の興味をより深く、より生き生きとしたものにしたと願つてゐる。

（注） 人と人との間で同一の行為が無数に繰り返されると、そうすることが正しいという意識が生じて来る。それを抽象して社会規範と呼ぶ。社会規範も人と人との関係の範囲、即ち社会の種類だけ存在してよい。それを法社会学は生きた法と呼ぶわけである。これがすべての国家、支配階級によつて認められるわけではない。いくら強い社会規範でもヤクザの掟を今の国家は法としてバックアップしない。村八分がどんなに強い強制力を持つているにもせよ国家はそこに働いている規範を肯定しはしない。支配階級は多くの社会規範の中からその社会の維持強化に都合のよいものだけを取上げて権力を以て強制する。このよりわけを山中先生に従つて価値的法認識と呼ぶのである。この価値的認識が方法として判例で行われても立法で行われても同様である。例えば法例二条は法源としての慣習法を認めているが、それには公共の福祉、公序良俗等の言葉で表現されている大きな枠があることに注意すべきである。

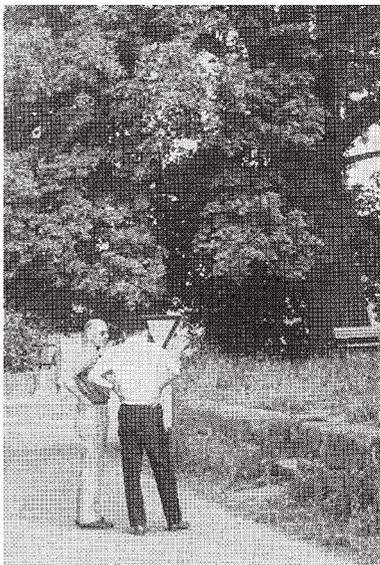
書き足りない点も多いし混乱しているが、以上が私の法制史へのインタレストである。法制史部会は今私の私にとつてこよい勉強の場である。多くの諸兄の参加をお願いしたい。諸兄の問題意識を聞き討論することによつて開眼させられるものも多いただろう。そしてその研究の成果が又この雑誌に現れて来ることを心から期待している（法四）

（四）

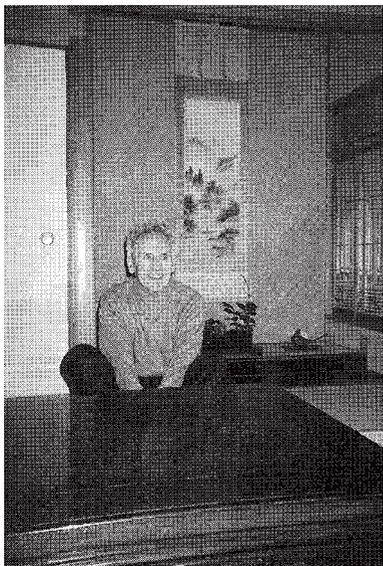
聞き書き・わが国における法史学の歩み(八)



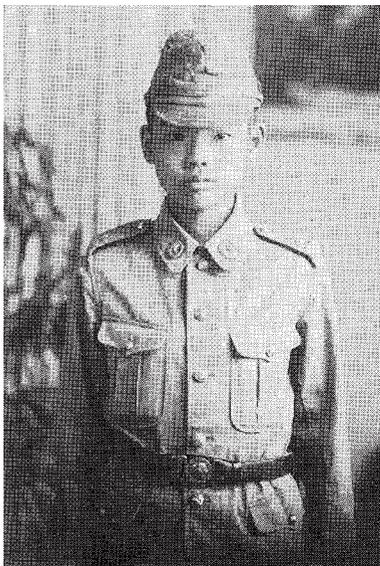
クレッシェル先生と三浦先生 本文173頁



同志社法学 六二巻五号 二〇九(一六三三)



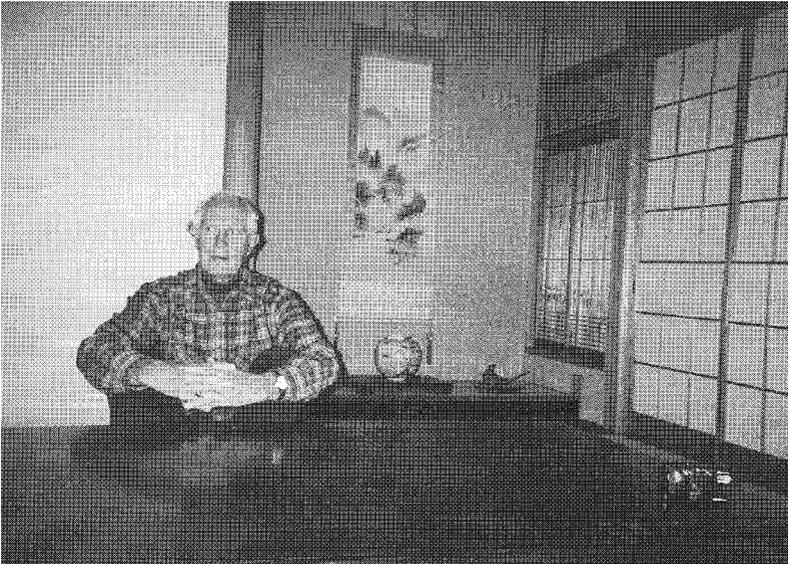
ケーブラー先生 本文196頁



本文190頁



シュルツ先生、シュルツ夫人と三浦先生 本文196頁



アントニオ・マッファ元裁判官 本文197頁

十四 おわりに

岩野 本稿を終えるにあたって、私は、これまでどおり、三浦先生に關係したこと到的を絞って締め括りすることを考えた。しかし、三浦暢子夫人が語られたお話は、それだけで本稿を閉じさせない重みがあった。そこで、今回は、インタビューを以前にさせていただいた諸先生に再度質問をするなどして、「戦争と敗戦の時代」という時代環境をポイントにしたまとめをしてみることにした。

旧制高校のこと

かつて、塙陽子先生にお話をお聞きしたことがある（「聞き書き・わが国における法史学の歩み(六)」——塙陽子先生にお聞きする——『同志社法学』三〇九号、二〇〇五年）。先生も旧制姫路高校文科甲類の最初の女子高生として入学されたが、学生改革で三浦先生と同じ体験をされている。塙先生によれば、旧制高校では皆がきそって教養を深め、誇り高くまた志を持って勉学に励むことが学風であった、とのこと。井ヶ田良治先生は、旧制高校（二高）に在籍されたが、軍人に代表される權威的なものに対する、生徒たちの反骨精神を語っておられる（「聞き書き・わが国における法史学の歩み(二)」——井ヶ田良治先生にお聞きする——『同志社法学』二九二号、二〇〇三年）。ならばこそ、三浦先生も塙先生も、旧制高校での生活を本来の

姿で満喫されたかったことであろう、と思う。ましてや、旧制か新制かで、白眼視する・されるといふ状況であれば、三浦先生が「面白くない」のももつともな話である。私は、塙陽子先生に、E・メールで、この「面白くない」話をどう思われまするか、と質問をした（二〇一〇年七月二七日）。以下は、翌日に送られてきた返信である。掲載するについて、先生のお許しをいただいている（以下、同じ）。

「三浦先生のお書きになりましたものはまさにそのとおりで、当時私たち旧制高校一年終了組が味わったみじめな感慨をよく表しておられるとおもいます。当時の住宅事情や食料事情から旧制姫路高の生徒は家から通える神戸大学にかなり沢山進学しましたが、神戸大はもともと商大で旧制高校から帝大へ進むオーソドックスな道とは異なり、教授も学生も帝大にはコンプレックスのようなものがありました。それなのに商大の方々から新制のくせにといわれて旧制高校出身の者たちは旧制高校の試験にうからなかったせにといった対抗意識がありそれが長く影響していました。新制大学になっても姫路分校では寮が残っており、遠方から来た学生はそこに入室して寮歌を放吟し、旧制高校生のような生活をしていました。一九七〇年代に教養学部が六甲台に統一されるまで姫路にはそんな雰囲気が残っていたようです」。

山中永之佑先生は、大学の方からみた話として、「私たちは旧制大学の最後の学生でした。当時は新制と旧制で区別されていまして、大阪大学の先生方の中には、法学部が創設されて間もない時期でしたし、「新制の学生を学者にするのは難しい。なるべく旧制の学生を残して育てようじゃないか」というムードがあったのではないかという気がします」と語っている（聞き書き・わが国における法史学の歩み（四）——山中永之佑先生にお聞きする——）『同志社法学』三〇七号、二〇〇五年）。

食糧難のこと

塙陽子先生には戦後の食糧難のお話も伺っているが、神戸大学姫路分校に改組された旧姫路高校の運動場でも教官、職員が菜園を作っていたそうである。お連れ合いの塙浩先生も食べなくてはいけないので勉強どころではなく、DDTを撒く仕事とかアルバイトを一杯され、得たお金はお母様に渡されていたそうである。

大竹秀男先生も、「たまねぎ生活」のことなど語って下さった。食糧難のために農家に買出しに行くが、お金だけでは売ってくれない、そこで「家内が結婚のときにもってきた着物が全部米に変わりました。これを「たまねぎ生活」と言ったもんです」と（聞き書き・わが国における法史学の歩み（一）——大竹秀男先生にお聞きする——）『同志社法学』二七七号、二〇〇一年）。塙陽子先生たちは「たまねぎ生活」ではなくて「た

けのこ生活」と言っていたそうである。中学二年生だった奥村郁三先生も、いつもお腹をすかしていた（聞き書き・わが国における法史学の歩み（七）——奥村郁三先生にお聞きする——）『同志社法学』三二〇号、二〇〇七年）。

山中永之佑先生も、堺のご自宅が空襲で全壊しお父様のご商売に大きな支障が出るなどして経済的に大変苦勞され、苦學の時を重ねておられる。

三浦先生によれば、飢餓と戦わねばならない学生たちの中には、「生命こそあらゆる法益の最たるものである。だからこそ正当防衛が、緊急避難が承認されるではないか」と言って、「教授の畑から芋、キャベツその他を頂」いた上に、「それを煮るためには薪が必要であり、そのためにはどこかの建築物の一部が破損されることは全くやむを得ない」との論を立て行動するつわものがいたそうである。「芋を鍋に入れ、室内でまさに火を点ぜんとする寸前に」教授が突然現れ、学生たちは大慌てであったとか（会誌二八号、昭和三十七年九月二十日）。どこか可笑しく、どこか悲しいエピソードである。

戦争のこと

大竹先生は、昭和一六（一九四二）年二月八日、真珠湾攻撃が敢行されたときのことを語られている。「太平洋戦争に突入したことをラジオが報じました。晴天の霹靂です。放送を聞いて直ぐ大学に行きますと学生が難しい顔をして続々とやって

きた。……。危機感を持って内心は動揺していたんでしようが、みんな意外に冷静でした」。誰かが、「僕たち学生には発言権がない。いくら言っても僕らの声は国民には届かない。どうするか、僕たちは死ぬしかない。死んで初めて僕たちの声が届くのではないか」と言いました。この言葉を今でも忘れません」。大竹先生ご自身も軍隊に行けば死ぬものと覚悟を決めておられたそうである。三浦先生は、暢子夫人に、陸軍幼年学校に入學することについて、その頃の子供たちは「お国のために、天皇陛下のために死ぬ」というのでずっと来ているから、何のためらいも無かった、と話されている。

奥村郁三先生は、敗戦の混乱もおさまらぬ中の学校で、「教科書のここと、ここを塗り潰せ」と言う、あつという間に民主主義者に変身した教師にあきればはてるなどして、精神的に落ち込む日がかなり続いたとのことである。

三浦暢子夫人は、「引き揚げ」のお話を淡々と聞かせて下さった。「母や父からもっと聞いておけばよかった」とおっしゃりながら、「戦争とは？」という問いを、戦争を知らない世代と共有できることを願っておられる。

私は、埴陽子先生にメールを送り、大竹先生、三浦先生の言われた「死ぬ覚悟」に関連して、当時の男の子供たちやあるいは男子学生たちは心のどこかでこうした「覚悟」をしていたのかどうかを尋ねたところ、次の返信（二〇一〇年七月二十九日付）をいただいた。

聞き書き・わが国における法史学の歩み（八）

「戦前戦中の教育は悪いものだったということが当然のようにならなくておりますが、必ずしもそうではありません。戦争中でも女子には礼儀、行儀など厳しく教えこまれました。人間として当然のことをいろいろ教えられました。私が小学生になったときに日中戦争が始まって、姫路には師団がありましたから男の子は国を守るために戦争にいくのが当たり前、そして天皇陛下のために命を捧げるのだという雰囲気がありました。太平洋戦争が始まって戦況が悪くなってくると旧制中学の生徒で優秀な者は陸軍幼年学校や海軍兵学校、海軍機関学校へ進学するよう先生からすすめられ多くの生徒がその方に進みました。中学二年からは予科練へ多くがいました。女子は銃後の守りといつて勤労奉仕や挺身隊にいきました。私の弟は昭和八年生まれですが、ものごとろついたときから近所の子らと毎日棒切れなどもって戦争ごっこをしていました。多分、私たちより四、五年上の大竹先生の世代の方々は大学にいてもいっ戦争にいかされるかもしれないという覚悟をもって生きておられたのだと思います。夫は旧制五高の生徒でしたが、徴兵検査が十九才となりそれをうけて伏見の連隊へ入営したそうです。日々の生活は戦争と直結していました」。

井ヶ田先生にもメールでお尋ねしたところ、「東京を飛び越えて、京都大学を選んだ理由」という文書（二〇一〇年八

同志社法学 六二巻五号 二二三（一六二七）

月一二日付）をいただいた。

「戦争を意識したのは一九三七年七月七日小学三年、中日戦争が勃発しチョコレートが姿を消した時で、やがて徴兵検査を受け赤紙が来て戦争に行けば死と直面するのは当然の運命だと思っていた。中学三、四年で文学や哲学の読書にふけり、次第に軍人の横柄な言いや権突く振りに違和感を覚えるようになった。旧制二高で宗教哲学班の道交寮（仏教）で阿刀田令三校長に『歎異抄』を学び、自由な思想形成を夢見る。西田幾多郎や田辺元に傾倒、キールケゴールに耽溺し、戦争で命を落す前に大和の古寺をまわりたいと思った。京都を選んだ動機には中学の国史の参考書が京大の西田直二郎『日本文化史序説』だったことと、夏に父が私を連れて京都に一泊し奈良に連れていってくれたことがある。軍国主義の下、超国家主義にはしつた、東大の平泉澄の話を義兄の庄司三男やその友人の丸山政綱氏から聞いたこともその思いを深める要因となった。無差別都市爆撃がはじまり遠い京都遊学に反対の父を河北新報の一次次郎氏と一緒に説得に来てくださった武内義雄先生が京大出で長男の義範さんが京大に居られた偶然の好条件もあった」。

戦争体験と学問研究など

戦争の時代を生きたことが、諸先生の学問研究を奥深いところまで受け止めているはずである。研究方法、研究テーマ、史料を読む目、論の立て方、研究に取り組む態度、教育や研究者養成の仕方のどこかで光となり影となっているようにも思う。しかし、「聞き書き」をいま読み返してみると、なぜかこの点を意識した質問がなされていない。何がそうした質問をさせなかったのか。インタビュをする私の頭の芯のところでは、日本が戦争をした、という歴史的现实が「他人事」になってしまっているためなのか。それとも、質問をためらわせる何かがあったのか。本稿を含む八編の「聞き書き」や今回諸先生に伺ったお話を手掛かりにして「戦争体験と学問研究」という点について整理しておきたい。

三浦先生は、「与えられる価値観は信用しないでおこう。自分で決めよう」、「本当はどうだったんだ」というこの二つの思いを学問研究の方法の根底に据えられることになった。

大竹先生は、「敗戦は予想していたものの、それが現実となるとショックでした。どうする。国も自分も一から立て直さなければならぬ。これまで時の流れに任せて漫然とやってきたけれど、ここが人生をやり直す正念場だと考え、住友銀行にスパッと辞表を出しました。大学に戻ってこれからの時代に必要な学問、できたら労働法の勉強をしたいと思っただけです」と語っておられる。先生は実際に入営されている。

同じく入営経験のある熊谷先生には残念ながら存命中にインタビューをすることができなかった。そこで、『法制史紀行鳥海と阿蘇』（法律文化社）の「あとがき」から引用をすることにする。「思えば、さきの第二次世界大戦に生き残ったのは、運がよかったとしかいいようがないことであった。あの大战では、有能な友人が多く死んでしまった。何人かの友人は、研究生活をつよくのぞんでいながら、その願望を無残に断たれてしまった。どんなにくやしかったであろう、かと思う。しかも、彼らがどのような状況のなかで死んだのかということさえ、わたくしには全く分っていないのである。軍隊のドタ靴をはいて同志社の研究室へもどってきたとき、彼らと同じような状況にありながら生き残れた自分の生涯を、彼らの分まで働き、有意義な研究で充実したものにしようと心に誓った。同じ年齢で死んだ人たちに少しでもむくいられるような、彼らにはずかしくないような研究をしよう、というのは、わたくしの研究生活への出発点であった。そのことは、そのまま、いまわしい戦争の拒絶につながる。不戦、それはわたくしの研究生生活の原点であった」。

井ヶ田先生の先のメールには、二〇一〇年六月に比較家族史学会でお話された時のレジュメが添付されていた。井ヶ田先生はその中で八月十五日のことを次のように書かれている。

「十五日、玉音放送は図書館長（東北大学のこー岩野）

さんの家で聞いたが、勝ったのか負けたのか、言葉からはしばらくはわからなかった。戦争が終わったのを実感したのは、夜になって電灯の明かりをつけ、覆いを外した時だった。安心感、平和の有難味が身にしみた。その後は、消息の知れない知人を訪ねて東北一帯を訪ね歩くのが身軽な私の仕事となった。十月から講義開講の報せで京都にもどったのは、九月も末近くなってからだ」。

私は奥村先生にも、戦争、戦争体験と学問研究のことに加えて、次のことを尋ねた。「『國體の本義』『臣民の道』などで教えられる内容について小学校、中学校、高校の生徒たちは本当に信じたのでしょうか。小学生のときは信じて、中学、高校と行くにしたがつて神話だと分かるようになっていったのでしょうか。悪い言い方をしますと、政府が考えていた「洗脳政策」がどのくらい成功したのか、ということなのですが」。先生は、二〇一〇年八月九日と同一五日付のメールで、たくさんことを語って下さった。ここでは、最後の質問項目に対する先生の答えを紹介したい。その答えの中に、先生の学問研究と戦争体験の関わりも見えてくるように思う。

「今回はご質問に絞って記します。従って「戦争体験と学問」或いは「戦争」には敢えて触れていません。以下のような私の姿は次回に何とかまとまらないかと考えている「戦争体験」と

切り離せない部分があり、多少無理がありますが、取り敢えず「本当に信じたか」に対する個人的な回答です。「結論」を先に言い、あと自分の当時の「個人的体験」を話しましょう。

〔結論〕

「結論」とは今の年齢で話せる、私なりの意見で、六五年前の少年が、考えた訳ではありません。当時の自分はどうかであったかは「個人的体験」で述べてみましょう。

「国体の本義」「臣民の道」とかは、「神話」を借りた統治「思想」として叩き込まれたのであって「歴史」の領域の話ではありません（傍線は奥村先生による。以下同じ）。

一般に歴史といえは、第一義的には確実な史料をもとに「事実」を探るものと認識しています。ところが「神話」の世界の話は荒唐無稽で検証出来る事実ではないから、言い伝えとしてはともかく検証可能な「歴史事実」であった、とは普通は誰も考えません。敗戦まで「小学校、中学校、高校の生徒さんたちは本当に信じたのでしょうか。」という問いは「神話」が検証出来る事実ではないのに「事実」として信じたのか、という疑問だと思えます。

敗戦まで小・中で教えた「歴史」なるものが、検証可能な事実を教えるのでなく、思想の書であれば、事実を教えることは第二義的な意味しか持ちません。私の世代では、当時普通にイメージする「歴史」は学ばなかったのです。「神話」に仮託された思想として叩き込まれ、その思想を信じていたのです。そ

の上、子供には判断能力はありません。

そこで宗教を例にとつて見ます。思想と宗教とは類似するところがあります。思想も宗教も、脳裏の「意識」の問題ですから、ある場面では類似するのは当然です。例えばマリアさまの受胎告知、などは、一般的意味の歴史的事実でしょうか。聖霊が女性を妊娠させる（受胎告知）など事実としてはあり得ないことは明らかです。この説話は聖書だから意味があるので、事実でないこのマリアさまの「神話」は、かえってキリストの神性をいやがうえにも高める事になります。しかしこの聖書を「信じ」なければ信仰は成り立ちません。宗教は神を「信じる」ことであり、「歴史」は検証を求めます。検証することは「本当の事実」かどうかを疑うことから出発します。これに反して「信仰」は疑えば成り立ちません。

「小学校、中学校、高校の生徒さんたちは本当に信じたのでしょうか。」という問いは検証を求め「歴史」の立場に立っているから生ずる疑問です。ちなみに宗教と歴史とは深刻な問題をはらみます。言葉を換えれば「信仰と懐疑」と言えますが、カール・レービットという人が、この二つの相克は「ヨーロッパの精神史を貫くテーマだ」といったことがあります。誠にその通りでしょう。

日本の「国体」の根本は「神勅」（神話）に根拠をおいた明治憲法（告文と天皇条項）以来の統治思想であって、「神話」が「歴史事実」かどうかなどの観点が入る余地はありません。

教育の場での歴史(教科)書そのものが、思想統制の国家意志を伴う最重要部分でした。しかも、神話の世界は「神勅」「天孫降臨」「万世一系」と一貫しており、「万世一系」の統治(国体)の根柢となる物語です。だから、この思想のもとに「神話」が語られたのです。「思想」であれば「信じる」ことは不可欠な要素です。「国体」の思想で国民の精神を統一すべく、あらゆる手段が構じられ、思想教育は教育の場だけでなく、政治・立法・行政・司法という支配構造全部に「体系的」に権力を伴って浸透していました。明治以来、多くの人がこの思想と国家構造のもとに世代を超えて従っていた訳です。そして日本人民として「万世一系」を「信じ」、従って、その意味で「神話」を信じたのです。だからご質問の「洗脳政策」は人々の心にも、社会の仕組みにも、個々人の意識に奥深く浸透していたと思います。当時は教育の場だけでなく、すべてこの価値観しかなかったのですから。

しかし、これは「思想」であって、「歴史」の領域ではありません。この二つの性質の違いを知ることが、大事な所で、ご質問のような「本当に神話を信じたのか」という不思議を解く鍵だと思っています。思想の面からすれば、歴史事実かどうかは第一義的なことではありません(思想と歴史の交錯は難しいことですが、今は話をすすめます)。

研究者が古典に記された神話が歴史的事実でない指摘すれば、「国体の本義」に水を差す「危険思想」として権力によつ

て弾圧されます。「神話」が歴史でなく思想であった証拠です。国家統治の指導理念の根本に影響があるからです。当局は神経過敏であつて、内藤湖南の「卑弥呼考」でも伏せ字があつたといわれ、また湖南は赤だ、などといわれたそうです(湖南全集月報)。昭和に入つて、特に戦争時期はそれが極端に強調されました。

考えても見て下さい。「神勅」から「明治憲法」にいたる一貫した統治の「思想」は憲法以下、下位の法律まで支配の体系として組み上げられ、その方向の社会をつくり、「神勅」に発する「神国日本」「軍国日本」の明治以来の統治思想は、神話があたかもこの世の現実世界と同様に実在したかのように教育します。そこでは「歴史」性の問題は「思想」に埋没してしまします。そのような教育が小・中学校の教育であつたのです。そして「神国日本」は誇るべき国だと思ひ込みます。小学生や中学生、或いはほとんどの人が神話は「実在の事実」でないと知っていたとしても、一方でこの「思想」に埋没していました。人々の唯一の情報源たるマスコミも、戦意高揚を大宣伝し、同様の「思想」に埋没していました。

このような国家における思想教育・統制の怖さは昔も今も変わりません。人々の意識を一定の方向に導き、意識を麻痺させます。

思想の問題であれば、現代社会でも姿・形を変えてあり得ることです。ナチス治下のドイツ、社会主義体制下のソ連、文化

大革命下の中国（文革は社会主義の突出した形で、現中国も社会主義を放棄していません）、北朝鮮の現体制などを思い浮かべれば、現代社会でも起こり得ることは明らかです。それらの特徴は色々あるが、その一つに絶対的個人崇拜があります。疑問をはさめば反革命・反社会の犯罪者です。軍国主義下の日本も同じことです。天皇絶対のもとです。その体制下にあつては、たとい疑問を持つ人があつたとしても、「神話」は事実ではない」といえば「危険思想」の対象として弾圧されます。

この体制による思想統一の怖さは何時でも起こり得ます。我々の現体制でも、法は正義だと過信してしまうと、法を批判出来ません。

露骨な統治の思想のことでなくとも、その奥深いところで、一定の方向に導かれた「意識」には怖さがあります。私が滋賀先生の書評の中で法意識につき「こういうものだ」と思い込む「意識」に触れたり、「中国文化大革命」で「呪縛の体制」の凄さに触れたのは、怖さの問題があつたからと言つてもよいでしょう。

〔当時の回想〕

（これもご質問の枠に限定しますが）ここでその頃の私の体験の話をしましょう。ただし、まずはご質問の範囲、つまり神話を「本当に信じたかどうか」の話です。

私が一九三八（昭和一三）年に小学校に入った頃は、既以前年中戦争が始まつており軍国主義一色でした。太平洋戦争開

始は小学校三年生で、敗戦は一九四五（昭和二〇）年で中学（旧制）二年です。いわば私の少年時代から青春時代前半までに受けた教育なるものは全て軍国教育であり、しかも具体的に戦争に突入した時期でありますから、なおさら従来の「国体」が強調され増幅された軍国主義教育であつた時代です。

当時の私は教えられた事をそのまま、ひたすら「信じ」ていました。教えられたことに疑問など抱きませんでした。そういうものか、と単純に思い込んでいたのでしょう。だから「本当に信じた」のです。

一方で「神話」が現実世界に存在した事実だと単純には思つていませんでした。伊邪那岐大御神が左の目を洗つたら天照大御神が生まれた（古事記）、などの神話は子供でも現実に起こり得たと考えたことはなかつたようです。しかし、その思いが疑問として膨れあがることはありませんでした。日本は「神話」以来、万世一系の天皇を戴く、立派な国である、ということには毫も疑いを持ちませんでした。中学に入つて、敗戦の色濃い戦争末期でもおなじです。

なお、いつておきますが小学校の時期に「神話」が「事実」だと単純には考えていなかった、といいましたが、私が鋭敏であつたわけではありません。歴史というものが何かなど知りませんでした。決して自慢することではありません。

〔蛇足〕

では、何故神話を事実と考えなかったのか？ 私の家系は神

官であつて、幼少の頃から「神」さまを日々大切にこの上なく丁重に扱い、家庭生活は何でも「神」さま第一にしてきた環境（*参照。慣習であらう）にありました。その神さまは目に見えないし、子供にはよく分からない存在ですが、その見えないしまた何か分からない存在によつて現実生活が神さま中心に動いていることはだけは体感というか、実感していました。子供心で祭神の神話（架空）を何かで読みましたが、現実生活を支配している神様とは別の存在であるように見ていたことは間違ひありません。

今から考えると、子供の考えることだから、たいしたことは考えていなかったのは間違いありませんが、こうした家庭環境がかえつて神話が「事実」でないと思つていたことの端緒であつたのかも知れません。まして神話が事実でないことと「万世一系の天皇を戴く、立派な国である」こととの関連など考慮に入れることなど、あり得なかつたのです。

* 神様第一にした日常生活（子供の見た目）というのは少し具体的に説明した方がいでしょう。例えば食生活でいうと、神社の祭祀ではなく、日常の家庭生活で、飯を炊くとその度に先ず必ず神様（神棚）に供える。その後釜から飯を移す、正月元日には神前（宅。家行事）に供進する漬物（特殊神饌）があるが、そのためだけに一月に別樽で大根を漬ける、我々家族の食料とは同じものでも扱いが違う。その年の初物は必

ず神棚に供進する。例えば鮎が取れたとすると先ず供進用の鮎を別に取り分けて調理まえに供進する、といった具合である。これらは一種の慣習で、神職の家でなくとも大なり小なりやっていたとおもいます。

山中永之佑先生は、「戦争体験と私の学問研究」という表題の次の文書を二〇一〇年八月三一日付消印で送つて下さつた。

「私は、一九四五（昭和二〇）年三月に大阪府立堺中学校（現在の府立三国丘高等学校）を卒業しました。その時、私は中学四年生でしたが、繰上げ卒業だつたと思います。学徒動員令が続いていて、卒業後も、動員された工場へ通つていたように記憶しています。その年の七月九日夜、私の住んでいた堺は、米軍機の空襲を受けました。空襲警報が鳴つた途端に、家の蔵に焼夷弾が落ちたらしく火柱が立ち、驚いて表に出ましたら、家の前を通つていた阪堺電車の送電線が切れて火花が散つていました。周囲の家々も既に燃え始め、煙がもうもうと立ち込めていましたが、そうした間にも「ザー」と、まるでオートバイが疾走しているような音を立てて、ひっきりなしに焼夷弾が落ちてきました。

その時は、父母、姉、弟ら、家族の者もどうなつたか全くわからないような状態でした。周囲を見廻しましたら丁度、隣家の女学生が一人で立っていました。咄嗟に、何故そういう智慧

が浮かんだのか分かりませんが、お互に防火用水の水を服に掛け合い、たまたま持ち出していた夏ぶとんを水浸しにして、二人で被って、前以て近所の人々や家族の者と緊急時の集合場所として決めていた、近くの菅原神社（私たちは皆「天神さん」と愛称で呼んでいましたが）の樓門の所まで逃げようという話になり、二人で駆け出しました。そんなことを話し合っている間にも煙が立ち込め、燃えさかる火がまるで台風の間にもなり、地面を這って、走ることもままならない状態でした。その間にも、丁度、夏休みで東京の専門学校から帰郷していた近所の友人の姉さんが、焼夷弾の直撃をうけたのでしょうか、火だるまのように倒れる姿も目のあたりに見ました。また熱い！と泣き叫ぶ幼い子供たちの声が聞こえたりして、まるで地獄の真只中に居るようでした。煙で目も開けられないので、自分たちが何処にいるのかも分かりません。着衣も、からからに乾き、すぐに火が燃え移るような有様です。その度に、防火用水を見付けてはお互に水を掛け合って着衣を濡らし、火が燃え移るのを防いでいました。

逃げながらも、こんな目にあうなんて、何が神国なんだ！と腹が立つてきました。そうしている間でも「ザー」という焼夷弾が落下する音が聞こえてきます。音が止んだら焼夷弾が他所に落ちて、自分たちが無事で生きているということが分かるのです。逃げまどいながらもやっと菅原神社の土塀の傍までたどりつきましたが、土塀の破損している箇所からも火が吹き出

いて危なくて近よれません。そのうえ煙で目を開けることもできず、真夜中でもあり、家族の待ち合わせ場所である菅原神社の樓門も、どこにあるかも見つけ出すことができません。私たちは、仕方なく火を除けながら土塀の傍に座り込んでいました。

そのうち、夜が明けはじめ、燃えさかっていた火も次第に消えて煙も薄くなつてきて、うつすらと神社の樓門が見えてきました。まだ燃えている材木などを除けながら、私たちは樓門に向って駆けて行きました。そこで、それぞれの家族と再会し、無事を喜び合いました。自宅の方を見ると、家は骨組だけになっていましたが、まだ外形を残しながら燃えていました。間もなく骨組もくずれ、家は焼け落ちました。その様子は、今も目に焼きついていきます。江戸時代の建築と言われ、隣家との間の土塀も分厚く造られていて、江戸時代の塀の建築物が防火にも配慮して作られていた典型例として新聞にも紹介された家でしたが、焼夷弾の前にはひとたまりもありません。

こうして、家は丸焼けとなり、私たち家族は、着の身着のまままで焼け出されたのです。焼け跡の空き地には、丸太棒のように焼死体が積まれていると聞かされました。学徒動員で通っていた軍需工場も焼失しました。その日（七月一〇日）は、郊外の焼け残っていた叔母の家に泊めてもらい、翌日、少しばかり荷物を疎開していた、和歌山県境に近い大阪府南の山間部の農村へと疎開・移住しました。またたく間に一か月余が経ちまし

たので、私は、とにかく、移住先の住所を、中学校に報告しなければと思ひ出かけたところ、丁度八月一日の「終戦の玉音放送」を聴くことになったのです。放送には、雑音が入っていてよく聴き取れませんでした。日本が負けたことだけは理解ができました。当時、威張り散らしていた軍事教練を担当して教官（学徒動員の前でしたが、堺中学校の先生の中には、狂漢などと宛て字を黒板に書いて、ひそかに彼らを揶揄した方もおられ、生徒たちもそれを何となく察して笑ったことを記憶しています）と称していた配属将校たち軍人は、悲憤慷慨していました。しかし、要領が悪く、軍事教練中に彼らに殴られたり、ひっくり返されたりして、腰の骨を痛めたりしていた私は、何となくさめた気持ちでいました。疎開先に帰るため駅で電車を待つている間に、今思えば不思議なことに、これで燈火管制の下でなく明るい電燈の下で本を読める、勉強することができるといふ思いがこみあげてきて、何故か、日本が負けて悔しいという気持ちは、私には湧いてきませんでした。軍事教練でひどい目に遭ったり、学徒動員で行った軍需工場で理不尽なことを体験したり、米軍機から銃撃されたり、空襲で焼け出されたりして、戦争に対する嫌悪感で一杯だったからだと思います。

しかし現実なきびしく、両親からは、もう当分は商売も出来ず収入もないから、進学は諦めてほしいと言ひ渡されました。

やつと堺市郊外にあった借家の一軒が空いたので、私たち家族は堺へ戻り、父は焼け跡に掘立小屋を建てて、疎開先から持

ち帰った僅かな商品を元手に商売⇨家業（茶商）をはじめ、私も手伝っていました。

その後、家業もようやく軌道に乗りはじめ、進学もでき、昭和二五（一九五〇）年には、何とか、大阪大学法経学部法学科（旧制）に入学しましたが、右に述べてきたような事情から、私には家業を継ぐか、普通に企業に就職するかしか将来の道は無く、それ以外の選択肢は予想もできないことでした。大学へ通いながらも、私は定時制高校の非常勤講師をしたりしながら学資の足しにしていました。父が、長男の私には、家業を継いで欲しいと強く願っていたことだけはよく分かっていました。

ゼミナールの指導教授であった熊谷開作先生から「大学へ残って研究しよう」誘われ、結局は、大学院へ進学して、予想もしなかった学問（日本法制史）研究の道に入りました。

私は、学部でのゼミおよび大学院で、まず、日本における法律婚主義の歴史」を研究課題として選びました。その理由は、当時、学界で、日本の侵略戦争の根源の一つとなった「封建遺制」を研究課題として究明することが、「封建遺制」を克服して「日本の近代化⇨民主化」を推進する、戦後日本の重要課題の一つとして考えられていたからです。「家」制度の研究は、その中でも「封建遺制」の究明にアプローチする重要課題の一つであるとされてきました。それはまた林直道先生（当時大阪市立大学教授）から「日本法制史を専攻するならば是非研究するように」と奨められた「日本資本主義発達史の法制史版」、つ

まり、日本近代法史の重要課題でもあったわけですね。右に述べたような観点から考えて、法律婚主義は、戸主（家長）に家族の婚姻届出権↓同意権を与えることにより戸主の身分法的支配権を保障し、戸主の地位を確定させるなどの点で「家」制度の研究にとって重要であるだけでなく、江戸時代の村にあった自治的な婚姻成立の慣行を奪って、明治国家の戸籍に登録しないと法的に「婚姻の成立」として認めないとするものです。その意味で法律婚主義は、江戸時代の村を明治国家の地方制度の最末端としての村に再編する重要な手段としての役割も担っていたのです。従って、法律婚主義は、明治国家の法構造の研究にも深く関わっているのです。昭和四〇（一九六五年）から四一年にかけて『阪大法学』五六号〜五八号に連載した拙稿「日本近代国家の形成と「法律婚主義」」は、まさに、このような視点から執筆したものです。（この拙稿は、拙著『日本近代国家の形成と「家」制度』日本評論社、一九八八年に収録しています）。

このように法律婚主義の研究は、私のもう一つの研究テーマである地方制度史や官僚制史の研究にも関連しているのです。官僚制は、いわゆる「不確定概念」である、とも言われていますが、私は、官僚制を統治機構を組成している諸法令と統治機構によって展開される政策・法および政策・法を立案・執行する人びと「官僚」などを、トータルかつ動態的にとらえることができる概念と考えています。つまり、国家の法構造だけでなく、法・政策の形成過程から執行過程まで含めた幅広い視野から、

国家の統治構造全体をとらえうる概念として、官僚制という視座を用いることができるのです。地方統治法（地方制度）を含む国家の統治構造を研究することは、現代国家を研究するに当たっても、戦前日本国家Ⅱ日本近代国家を研究するに当たっても極めて重要です。その際、官僚制は、視座として極めて有効な概念であると、私は思っています。

私の研究は、その他の分野にも広がっています。それについては、岩野英夫教授にお世話になりました「聞き書き・わが国における法史学の歩み（四）——山中永之佑先生にお聞きする——」（同志社法学五七巻二号、二〇〇五年）を読んでいただきたいと思いますが、以上に述べた法律婚主義や地方制度史や官僚制史の研究をするに当たっても、私の戦争体験から生まれた、戦前日本国家に対する懐疑や批判が、その根底にあることは確かです。

私は現在、植民地帝国日本の統治法の研究を内地・朝鮮・台湾の地方制度を中心に進めています。こうした研究も、戦前日本国家の法構造は、植民地法をも併せて考察しなければ十全でないと考えてはじめてのことです。そのような研究に着手するに至ったのは、平成一九（二〇〇七）年九月に中華民国（台湾）の中央研究院において「植民地の比較研究」をテーマとして開かれた国際学会で報告をするようにとの依頼を受けたことが一つの重要なきっかけになっています。その時に会った台湾や韓国の研究者からも、彼らの研究の原点に、戦前日本国家による

植民地支配に対するきびしい批判があることを痛感致しました。

学問研究は、本来、人権を大切にし、より強化するとか、平和を護持するとか、いわば人々の幸福を發展させるためにあると、私は考えています。このような学問研究に対する私の考え方は確実に戦争体験に起因するものであり、それに基づけられたものです。これは、本稿で紹介した分野以外の研究も含む私の学問研究すべてに共通する姿勢です。私は、このような学問研究に対する姿勢を戦争体験のない研究者や学生にも持つて欲しいと真剣に願っております」。

むすび

「戦争と敗戦の時代」という時代環境をポイントにしてまとめをしてみた。しかし、まとめることなどとうていできない、というのが率直な感想である。戦争を体験された方々にとつて未だに戦争は終わっていない、だから、戦争のことを過去形では語れない、そこに、おそらく、「まとめ」などという安易なことを許さない理由があるのだと思う。

